

令和 5 年 第 4 回

大崎町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 5 年 12 月 5 日

閉会 令和 5 年 12 月 20 日

大 崎 町 議 会

令和5年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和5年 12月 5日 (火) から

16日間

令和5年 12月 20日 (水) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
5日	火	10	第1日		会期の決定 議案等上程 付託案件の審査報告
6日	水	9		委員会	付託案件の審査
7日	木	9		委員会	付託案件の審査
8日	金				予 備
9日	土				休 会
10日	日				休 会
11日	月				予 備
12日	火				予 備
13日	水	10	第2日		一 般 質 問
14日	木	10	第3日		一 般 質 問
15日	金				予 備
16日	土				休 会
17日	日				休 会
18日	月				予 備
19日	火				予 備
20日	水	10	第4日		付託案件の審査報告

令和5年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（12月5日）（火）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	8
7. 日程第5 認定第1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について	9
中倉決算審査特別委員長報告	9
8. 日程第6 認定第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	15
9. 日程第7 認定第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	15
10. 日程第8 認定第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	15
神崎総務厚生常任委員長報告	15
11. 日程第9 認定第5号 令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について	18
12. 日程第10 認定第6号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	18
13. 日程第11 議案第36号 令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について	18
平田文教経済常任委員長報告	18
14. 日程第12 議案第37号 大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	20
東町長提案理由説明	20
中倉広文君	21
東町長	21
鎌田社会教育課長	21
中倉広文君	21
鎌田社会教育課長	21

15. 日程第 1 3 議案第 3 8 号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する	
条例の制定について	22
東町長提案理由説明	22
川越税務課長	23
中山美幸君	23
川越税務課長	24
16. 日程第 1 4 議案第 3 9 号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正	
する条例の制定について	24
東町長提案理由説明	25
上橋総務課長	25
吉原信雄君	27
上橋総務課長	27
吉原信雄君	27
上橋総務課長	27
吉原信雄君	27
17. 休 憩	27
上橋総務課長	27
草原正和君	28
上橋総務課長	28
18. 日程第 1 5 議案第 4 0 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎	
町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条	
例の一部を改正する条例の制定について	28
東町長提案理由説明	29
上橋総務課長	29
草原正和君	30
上橋総務課長	30
19. 日程第 1 6 議案第 4 1 号 令和 5 年度大崎町一般会計補正予算 (第 5 号)	30
東町長提案理由説明	31
上橋総務課長	31
稲留光晴君	34
東町長	34
渡邊企画政策課長	34
中山美幸君	34
東町長	34

中山美幸君	35
稲留光晴君	35
東町長	35
竹本商工観光課長	35
草原正和君	35
東町長	35
鎌田社会教育課長	35
20. 休 憩	36
21. 日程第17 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）	36
東町長提案理由説明	36
岩元保健福祉課長	36
稲留光晴君	37
東町長	37
岩元保健福祉課長	37
稲留光晴君	37
22. 休 憩	37
東町長	38
岩元保健福祉課長	38
稲留光晴君	38
23. 日程第18 議案第43号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算 （第2号）	38
東町長提案理由説明	38
本松水道課長	38
24. 日程第19 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算（第2号）	39
東町長提案理由説明	39
25. 日程第20 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について	40
東町長提案理由説明	40
川越税務課長	40
稲留光晴君	43
川越税務課長	43
稲留光晴君	44
26. 休 憩	45

27. 日程第 2 1	議案第 4 6 号	大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例 の制定について	45
28. 日程第 2 2	議案第 4 7 号	大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関 する条例の制定について	45
	東町長提案理由説明		45
	本松水道課長		46
	中山美幸君		47
	東町長		47
	本松水道課長		47
	中山美幸君		47
	本松水道課長		47
29. 日程第 2 3	議案第 4 8 号	大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	47
	東町長提案理由説明		48
	谷迫町民課長		48
30. 日程第 2 4	議案第 4 9 号	令和 5 年度大崎町一般会計補正予算（第 6 号）	49
	東町長提案理由説明		49
	上橋総務課長		49
31. 日程第 2 5	請願第 1 号	町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書	51
32.	休 憩		52
33.	散 会		52
第 2 号（1 2 月 1 3 日）（水）			
1.	開 議		59
2.	日程第 1	会議録署名議員の指名	59
3.	日程第 2	一般質問	59
	稲留光晴君		59
	東町長		59
	稲留光晴君		60
	東町長		60
	岩元保健福祉課長		60
	稲留光晴君		60
	東町長		60
4.	休 憩		61

東町長	61
稲留光晴君	62
東町長	62
岩元保健福祉課長	62
稲留光晴君	62
岩元保健福祉課長	62
稲留光晴君	62
岩元保健福祉課長	62
稲留光晴君	62
岩元保健福祉課長	63
稲留光晴君	63
東町長	63
稲留光晴君	63
東町長	64
稲留光晴君	64
東町長	64
稲留光晴君	64
岩元保健福祉課長	65
稲留光晴君	65
岩元保健福祉課長	65
稲留光晴君	65
岩元保健福祉課長	65
稲留光晴君	66
岩元保健福祉課長	66
稲留光晴君	66
東町長	67
稲留光晴君	67
岩元保健福祉課長	67
稲留光晴君	68
東町長	68
稲留光晴君	68
岩元保健福祉課長	68
稲留光晴君	69
東町長	69

東町長	79
児玉孝徳君	80
東町長	80
児玉孝徳君	80
東町長	81
児玉孝徳君	81
東町長	81
児玉孝徳君	82
東町長	82
児玉孝徳君	82
東町長	83
児玉孝徳君	83
東町長	83
児玉孝徳君	83
東町長	84
児玉孝徳君	84
東町長	84
児玉孝徳君	85
東町長	85
児玉孝徳君	85
東町長	85
児玉孝徳君	86
東町長	86
児玉孝徳君	86
7. 休 憩	86
東町長	86
岡元修一君	87
東町長	88
岡元修一君	88
東町長	88
上橋総務課長	88
岡元修一君	88
東町長	88
岡元修一君	89

上橋総務課長	89
岡元修一君	89
東町長	89
岡元修一君	89
東町長	90
岡元修一君	90
東町長	90
岡元修一君	91
東町長	91
岡元修一君	91
東町長	91
岡元修一君	91
東町長	92
岡元修一君	93
東町長	93
岡元修一君	93
東町長	93
岡元修一君	93
東町長	94
岡元修一君	94
東町長	95
岡元修一君	95
東町長	95
上野農林振興課長	95
岡元修一君	95
上野農林振興課長	95
岡元修一君	96
上野農林振興課長	96
岡元修一君	96
上野農林振興課長	96
岡元修一君	96
東町長	96
岡元修一君	97
東町長	97

岡元修一君	97
東町長	97
岡元修一君	98
上野農林振興課長	98
岡元修一君	98
東町長	98
岡元修一君	98
8. 休 憩	98
中倉広文君	98
東町長	99
中倉広文君	100
東町長	100
中倉広文君	100
東町長	101
中倉広文君	102
東町長	103
竹本商工観光課長	103
中倉広文君	103
竹本商工観光課長	103
中倉広文君	104
竹本商工観光課長	104
中倉広文君	104
竹本商工観光課長	104
中倉広文君	104
竹本商工観光課長	104
中倉広文君	105
東町長	105
中倉広文君	105
東町長	106
中倉広文君	106
東町長	106
中倉広文君	107
東町長	108
本松水道課長	108

中倉広文君	109
本松水道課長	109
中倉広文君	109
本松水道課長	110
中倉広文君	110
本松水道課長	111
中倉広文君	111
本松水道課長	111
中倉広文君	112
東町長	112
中倉広文君	112
東町長	112
中倉広文君	113
本松水道課長	113
中倉広文君	113
本松水道課長	113
中倉広文君	114
東町長	114
中倉広文君	114
9. 休 憩	115
草原正和君	115
東町長	115
草原正和君	115
東町長	115
上野農林振興課長	115
草原正和君	115
東町長	115
草原正和君	116
上野農林振興課長	116
草原正和君	116
上野農林振興課長	116
草原正和君	116
上野農林振興課長	116
草原正和君	116
上野農林振興課長	116
草原正和君	117

上野農林振興課長	117
草原正和君	117
上野農林振興課長	117
草原正和君	117
上野農林振興課長	117
草原正和君	117
上野農林振興課長	117
草原正和君	118
上野農林振興課長	118
草原正和君	118
東町長	118
草原正和君	118
東町長	118
草原正和君	119
東町長	119
草原正和君	119
上野農林振興課長	119
草原正和君	119
東町長	119
草原正和君	120
東町長	120
草原正和君	120
10. 休 憩	120
東町長	121
草原正和君	121
東町長	122
草原正和君	122
東町長	123
草原正和君	123
11. 散 会	123
第3号（12月14日）（木）	
1. 開 議	129
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	129

3. 日程第2 一般質問	129
平田慎一君	129
東町長	130
穂園教育長	130
岩元保健福祉課長	131
平田慎一君	132
岩元保健福祉課長	132
平田慎一君	132
東町長	133
穂園教育長	133
平田慎一君	134
東町長	135
岩元保健福祉課長	135
平田慎一君	135
穂園教育長	136
平田慎一君	137
岩元保健福祉課長	138
平田慎一君	138
東町長	138
平田慎一君	139
東町長	139
平田慎一君	140
東町長	140
平田慎一君	141
4. 休 憩	142
東町長	142
平田慎一君	143
東町長	144
平田慎一君	144
東町長	144
平田慎一君	144
千歳副町長	144
平田慎一君	145
東町長	146

	平田慎一君	147
5.	休 憩	147
	東町長	147
	藤田香澄君	148
	東町長	149
	藤田香澄君	149
	松元環境政策課長	149
	藤田香澄君	149
	松元環境政策課長	149
	藤田香澄君	150
	松元環境政策課長	150
	上橋総務課長	150
	藤田香澄君	150
	上橋総務課長	150
	藤田香澄君	150
	上橋総務課長	151
	藤田香澄君	151
	上橋総務課長	151
	藤田香澄君	151
	松元環境政策課長	152
	藤田香澄君	152
	東町長	152
	藤田香澄君	152
	松元環境政策課長	153
	藤田香澄君	153
6.	休 憩	153
	藤田香澄君	153
	上橋総務課長	154
	藤田香澄君	154
	時見建設課長	154
	藤田香澄君	154
7.	休 憩	154
	東町長	154
	藤田香澄君	154

東町長	155
藤田香澄君	156
東町長	156
藤田香澄君	157
東町長	157
藤田香澄君	158
上橋総務課長	158
藤田香澄君	158
上橋総務課長	158
藤田香澄君	158
上橋総務課長	159
藤田香澄君	159
上橋総務課長	159
藤田香澄君	159
上橋総務課長	160
藤田香澄君	160
上橋総務課長	160
藤田香澄君	161
上橋総務課長	161
藤田香澄君	161
東町長	161
藤田香澄君	162
東町長	163
藤田香澄君	164
8. 散 会	164

第4号（12月20日）（水）

1. 開 議	171
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	171
3. 日程第2 議案第41号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	171
神崎総務厚生常任委員長報告	171
4. 日程第3 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	174
神崎総務厚生常任委員長報告	174

5. 日程第4 議案第43号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号) ..	175
平田文教経済常任委員長報告	175
6. 日程第5 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算(第2号)	177
平田文教経済常任委員長報告	177
7. 日程第6 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について	178
中倉大崎町債権管理条例審査特別委員会委員長報告	178
8. 日程第7 議案第46号 大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例 の制定について	180
9. 日程第8 議案第47号 大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関 する条例の制定について	180
平田文教経済常任委員長報告	180
10. 日程第9 請願第1号 町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書 ..	181
平田慎一君	182
中倉広文君	182
藤田香澄君	183
稲留光晴君	184
11. 日程第10 同意第15号 教育委員会教育長の任命について	186
東町長提案理由説明	186
藤田香澄君	187
東町長	187
中山美幸君	188
東町長	189
平田慎一君	190
12. 休 憩	190
13. 日程第11 議員派遣の件	191
14. 日程第12 閉会中継続審査・調査申出書	191
15. 閉 会	192

第 1 号

1 2 月 5 日 (火)

令和5年第4回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 認定第1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 6 認定第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 7 認定第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 8 認定第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 認定第5号 令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第10 認定第6号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について （文教経済常任委員長報告）
- 日程第11 議案第36号 令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第12 議案第37号 大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条
例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第14 議案第39号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第15 議案第40号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会
議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- (総) 日程第16 議案第41号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

- (総) 日程第17 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (文) 日程第18 議案第43号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)
- (文) 日程第19 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (特) 日程第20 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について
- (文) 日程第21 議案第46号 大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- (文) 日程第22 議案第47号 大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第48号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第49号 令和5年度大崎町一般会計補正予算(第6号)
- (特) 日程第25 請願第1号 町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 相星永悟
会計管理者 西高和義	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 岡留和幸
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 鎌田洋一
商工観光課長 竹本忠行	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	

環境政策課長 松 元 昭 二
保健福祉課長 岩 元 貴 幸

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長 宮 本 修 一
調査係 長 松 元 幸 紀
議事係 長 上 床 就 路
庶務係 主査 隈 本 紀代美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、令和5年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、宮本昭一君、及び9番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月20日まで16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月20日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、去る10月1日に開催されました第8回東海大崎会ふるさとの集い、及び11月5日に開催されました第32回近畿大崎町会総会、11月29日に開催されました第67回町村議会議長全国大会に出席いたしましたので御報告申し上げます。

まず、初めに、第8回東海大崎会ふるさとの集いが、今池ガスビルで開催されました。当日は、近畿大崎町会会員をはじめ、鹿児島県人会名誉会長や鹿児島県大阪事務所駐在員など来賓を含め78名の参加がありました。総会では、大重会長の挨拶の後、令和4年度の事業報告及び会計報告、令和5年度の事業計画案等の説明が行われ、それぞれ承認されました。その後、懇親会の中で、議会の活動報告と今後も町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々との親睦を深めることができました。

次に、第32回近畿大崎町会総会につきまして、議会からは私と事務局長、執行部から町長ほか2名、その他JAそお鹿児島などからの出席でありました。総会は、

新大阪江坂東急REIホテルで盛大に開催され、会員、来賓を含め150名を超える参加がありました。総会では、西濱会長の挨拶の後、令和元年度から令和4年度までの運営経過報告や会計報告、令和5年度の運営方針、活動計画があり、それぞれ承認されたところでもあります。ここでは、来賓祝辞による挨拶の中で、町政報告や議会の活動報告を行うとともに、いつでも安心して帰郷いただけるよう、ふるさと大崎町を行政とともに力強く築いていくことなどをお伝えしたところでもあります。

次に、第67回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は全国町村議会議長会主催により、渋谷区のNHKホールにおいて開催されました。大会では、初めに、会長挨拶に続き、大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。来賓祝辞として、岸田文雄内閣総理大臣、鈴木淳司総務大臣、河野太郎デジタル田園都市国家構想担当大臣など、いずれも代理者による挨拶がございました。その他、与党代表として森山裕自由民主党総務会長の挨拶がありました。また、その後、来賓として大会に臨席された国会議員の方々の紹介がなされたところでもあります。

議事に入り、令和6年度の国の予算編成及び施策に関する要望として、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備など要望28件、地区要望として、九州地方における交通網の整備促進に関する要望など9件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。また、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要がある東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応、及び大規模災害対策の確立等を求める特別決議など3つの案件についての特別決議や、令和6年度豪雪地帯の振興に関する要望として、豪雪地帯対策の充実強化など要望8件が提案され、いずれも満場一致で採択されました。なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行っていくことも併せて採択され、大会は閉会いたしました。

大会終了後、引き続き、フリーキャスターの伊藤聡子氏による「地域から輝く日本へ 未来への選択と責任」と題して、特別講演がありました。講演内容としましては、日本の地域においても東京都の格差や地域問題の解決にはビジネスの視点が不可欠であり、地方創生、エネルギー、地球温暖化対策など、全国における先進的な取組事例についての紹介があったところです。

以上で報告を終わりますが、最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博君） 日程第4「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和5年第4回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

初めに、企画政策課関係でございます。企業立地の状況について御報告いたします。

令和5年10月31日に、東大阪市に本社を有する株式会社ダイツール技研との間において、鹿児島県商工労働水産部長を立会人として立地協定を締結いたしました。同社は、主に自動車向けの鍛造用金型の設計・製造販売を手がける総合金型メーカーで、平成11年に本町に進出され、続く平成15年に工場を増設されております。このたび、既存事業とは異なる新分野へ参入したいとの意向から、同社敷地内に工場を増設するものでございます。事業内容といたしましては、これまでの金型製作で培った切削加工のノウハウを生かし、超鋼合金を削ることができるダイヤモンド工具の開発を行うと伺っており、令和6年6月の操業開始を予定されております。今回の工場増設が地域における雇用の創出はもとより、地域経済の浮揚・発展に大きく貢献するものと期待しております。

次に、マニフェスト大賞について御報告いたします。

11月10日に、東京都六本木アカデミーヒルズにおきまして、第18回マニフェスト大賞授賞式が開催され、本町は成果賞部門で最優秀賞を受賞いたしました。マニフェスト大賞とは日本最大の政策コンテストで、地方自治体の首長、議会、住民団体等の政策や優れた取組を表彰するもので、全国から3,088件の応募がありました。本町は、官民連携による環境政策とSDGsの推進について高い評価をいただきました。今後も、人や資源、経済などあらゆるものが巡っていく循環型のまちづくりを推進し、地域経済への波及効果も視野に入れながら進めてまいりたいと思います。

次に、商工観光課関係でございます。スポーツ庁長官から表彰を受けましたので御報告いたします。

11月10日に、東京都大手町三井ホールにおいて、スポーツ健康まちづくり優良自治体表彰2023の受賞式典が開催され、全国で大崎町を含む26自治体を受賞いたしました。スポーツ庁では、2021年から、スポーツを活用したまちづくりや地方創生に積極的に取り組もうとしている自治体を応援するため、この表彰制度を実施しております。本町では、本年3月に、スポーツ合宿の誘致をこれまで以上に促進するためスポーツ観光大崎を設立し、現在、法人化に向けて協議していただいております。今後もスポーツ観光大崎を中心に、合宿者の増加や各種大会等の誘致を促進し、宿泊・飲食業をはじめとする観光を含めた交流人口の増加を図りながら、地域経済へのさらなる波及効果が得られるよう進めてまいりたいと考えてお

ります。

最期に、農林振興課関係でございます。国土交通省地域づくり表彰審査会特別賞について御報告いたします。

現在、本町で地域おこし研究員として活動を行っている田中研究員が中心となり、厄介者扱いされていた放置竹林を資源として捉え、障害者や高齢者が放置竹林の整備や竹材加工の担い手となる取組を展開してまいりました。今回、宮園自治公民館などが取り組む地区・福・商連携による竹の資源化モデルが、人口・産業・財源が縮小し、福祉の担い手も減少している中で、多くの分野の連携による地域づくりはより重要になり、資源循環も含め、誰一人取り残さないというSDGsの理念とも合致しており、これからの地域の在り方に重要な示唆を与える事例として評価され、表彰されたものでございます。今後も、このような取組を継続し、他分野の連携による地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博君） 日程第5、認定第1号「令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました認定第1号「令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月3日に委員会を開会し、審査班の編成、審査期間並びに日程、審査方針を決定しました。翌日以降に、審査班ごとに所管する事務事項の担当課長等の出席を求め、審査した次第であります。

なお、審査班の編成及び所管事項について、第1班は、班長、神崎文男委員、副班長、草原正和委員、委員として、中山美幸委員、児玉孝徳委員、岡元修一委員、藤田香澄委員の6名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当、第2班は、班長、平田慎一委員、副班長、吉原信雄委員、委員として、稲留光晴委員3名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当、歳入については、委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月3日から10月23日までの21日間で実施いたしました。

審査の方針について、1、予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達

成されたか。2、歳入は予算どおり適正に確保されたか。3、歳出は適正に執行されたか。4、町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。5、前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査いたしました。

まず、歳入から報告いたします。

令和4年度一般会計決算における収入済額は132億5,370万6,350円で、調定額134億4,328万8,491円に対する収入割合は98.6%である。収入済額を前年度と比較すると5億7,152万7,327円の減で、増減率は4.1%の減である。

減少の主な要因は、ふるさと納税寄附金等の実績に伴う寄附金4億7,345万4,200円の減や、前年度実施の住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金の終了等による国庫支出金の2億903万1,035円の減、地方交付税1億6,479万5,000円の減の影響によるものである。

また、前年度と比較し増額となった歳入の主なものは、財産収入946万7,098円、地方消費税交付金422万6,000円の増が主なものである。

なお、ふるさと納税を含む寄附金の収入済額は42億5,868万2,900円で、このうち、企業版ふるさと納税寄附金が7,862万5,000円となっている。前年度と比較すると、増減率は10%の減ではあるが、収入済額全体での構成比で32.1%を占めており、依然として本町の貴重な財源となっていることから、今後も引き続き、リピーターや新規寄附者の獲得に努められたい。

自主財源である町税は、対前年度1,451万9,520円減の14億5,924万8,012円の収入済額で、調定額に対し徴収率は95.72%、前年度と比較すると0.07ポイント減となっており、収入済額の構成比では11.0%を占めている。

減少の主な要因は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により需要が落ち着いたことによる法人税の減と太陽光発電設備等の新設が落ち込んできたことによる償却資産等固定資産税の減である。不納欠損額については849万8,829円で、前年度より391万7,866円の増である。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、町民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう、今後もさらに努力されたい。

収入未済額については1億8,099万6,432円であるが、このうち、国等の交付決定に基づいた繰越明許費分は5,170万1,367円であり、これを差し引いた1億2,929万5,065円となり、前年度と比較すると941万3,007円の減となっている。なお、繰越明許費分の収入未済額は全額国県支出金である。

収入未済額の内訳は、町税の5,675万5,161円、分担金及び負担金11万2,000円、使用料及び手数料365万2,500円、国庫支出金825万1,000円、県支出金4,345万367円、財産収入384万9,300円、貸付金等の諸収入6,492万6,104円である。町税の未済額が多く見られることから、納期内納付を推進するとともに、納入意欲の高揚に努められたい。

なお、収入未済となっている住宅新築資金等貸付金償還金国庫補助金返還金等の私債権で、条例に基づき、収入未済額の圧縮が見込めるものは、削減に向けた改善策の検討に努められたい。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が、予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が101.9%の収入率で、収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告を終わります。

次に、歳出について、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、滞納処分の停止については地方税報第15条の7に規定してあるが、ただ安易な不納欠損の処理ではなく、財産調査や分割納入の交渉など徴収率の向上には引き続き務めていただくよう要望する。

町民課所管では、事務用品の購入について、これは各課関連する事項ではあるが、町内業者で取り扱っている事務用品等については、できるだけ町内業者からの購入に努められたい。

環境政策課所管では、悪臭測定検査や河川水質検査の結果を広報紙で公表しているが、結果の公表だけではなく、今後は、悪臭や水質悪化が確認された場合には原因の追及やしかるべき改善対策についても実施されるよう要望する。

また、野良猫を捕獲し、ボランティアで去勢等を行いたい方のために猫用の捕獲器を2基購入しているが、このことについて住民に対して広報周知がなされていない。野良猫に限らず、環境問題全般について相談しやすい体制づくりや、住民に必要な情報は速やかに提供されるような対応を求める。

さらに、ごみ出しサポート等事業を実施しているが、本事業の要件に該当しないごみ出し困難者についても、保健福祉課等と協議し、しっかりとサポートができる体制づくりに努められたい。

企画政策課所管では、移住・定住対策として、環境配慮型定住住宅取得補助金や空き家リフォーム補助金などの政策は実施されているが、今、本町にとって第一の課題は人口減少対策である。今後は、子育て問題等も考慮しながら関係課と連携し、さらに踏み込んだ政策を実施されるように要望する。

総務課所管では、高齢者運転免許証自主返納者報奨について、これは75歳以上

の方で運転免許証を自主返納された方に対して、報償費として1万円を交付しているものであるが、交通弱者に対するその他の施策等も、早い段階で検討・実施されるよう要望する。

また、非常備消防費の防火水槽や消火栓等の修繕については、毎年、各消防分団からの報告を受け、早急な対応を必要な箇所から順次実施しているとのことだが、火災、災害から町民の生命・財産を守るという観点からも、予算は十分確保し、施設の維持管理に努められたい。

保健福祉課所管では、児童手当支給事業について、この施策は、中学校卒業までの児童・生徒の養育者を対象に児童手当を支給し、生活の安定と時代の社会を担う子どもたちの健やかな成長に資することが目的であるが、単に手当を支給するのではなく、施策の目的を果たせるよう関係部署とも密に連携を取り、さらにきめ細やかな福祉政策に取り組まれるよう努められたい。

また、民生委員及び児童委員への相談や支援件数について、子どもに関することが、その他の項目と比較して少ない状況である。子どもに関することの支援の実態把握と充実化を図ることを要望する。

第1班からの財務に係る指摘として、令和4年度中に支出されたものの中に、比較的長期間継続使用できると思われる物品を、消耗品費で購入している事案が見受けられた。大崎町財務規則によると、備品とは、取得価格が3万円以上のものと規定されているが、備品分類表に搭載されているもののうち、価格が3万円未満であっても、特に備品として保管しなければならない物品もあると思われる。これらのことを考慮し、消耗品の物品分類基準を定めることができないか検討するよう要望する。

以上が、1班の報告であります。

次に、2班の審査において、農業委員会所管では、遊休農地発生防止の活動について、毎年、遊休農地が増加しているとのことだが、遊休農地の増加に歯止めをかけるため、農林振興課を含む他の課とも連携し、荒廃した農地に適した新たな品目の選定を検討するなど、対策を講じられたい。また、遊休農地や耕作放棄地、農地法の第4条、第5条申請の農振除外や転用後、隣接耕作地へ迷惑が及ばないよう管理の徹底を地権者に指導するよう要望する。

教育委員会管理課所管では、外国語指導業務委託料について、外国語指導助手ALT1名を配置しているが、本町の英語教育の充実強化のため、英語に堪能や地域人材を活用するなど、小中学校の英語教育に携わる教員等の人員増を図るよう要望する。

学校給食については、町内産のお米を6か月間使用しているとのことだが、今後

も継続して町内産の農産物を積極的に利用し、さらなる地産地消の推進に向けて努力されたい。学校給食管理費の抑制法や給食費の無償化も検討されたい。

また、本町の診療所の減少に伴い、子どもたちの健康を守る学校医の確保を要望する。

さらに、不登校対策委託について、中学校のみ1名の人員となっているが、現況を鑑み、小学校へも不登校支援を担う人材の確保を求める。

次に、社会教育課所管では、飯隈第1号・2号墳草刈り作業委託料について、個人にも部分刈り払い及び清掃費として支出している委託料の取扱いについては、当該土地の特殊性を勘案し、委託に至った経緯を整理され、契約内容の改善を含め、適正な予算の執行に努めるとともに、古墳の調査並びに町有地への買取も検討するよう要望する。

また、現在、編集が進められている大崎町史については、郷土の歴史を後世にしっかりと残し、学校教材にも活用できる貴重な記録となることから、スピード感を持って取り組んでいかれるよう要望する。

建設課所管では、公営住宅管理に関する一般的経費については、公営住宅の解体を計画しているとのことだが、解体後は新たな公営住宅を建て替えるなど、住宅に困窮する住民のため、各校区において公営住宅を存続させるよう要望する。

農林振興課所管では、慶應義塾大学の研修活動状況の経過実績を議会へ報告を求めるとともに、有害鳥獣捕獲事業補助金については、近隣市町と足並みを揃えた補助単価の引き上げを検討されたい。

また、近年、住宅街まで出没する状況も考慮し、農作物の被害軽減のため、適切な捕獲数を維持されるよう努められたい。

商工観光課所管では、商工会イベントに関する各種イベント等の補助金交付については、公平性の観点から各地域の校区イベント等についても対象に含めることを検討するよう要望する。

道の駅総合案内所の実績状況については、勤務実態の確認と関係機関との情報共有を進めることを求める。

くにの松原キャンプ場周辺の除草作業等の委託先については、個人も含め4社あり、単価も面積に対して突出して高い設定が見受けられることから、組織をまとめて効率と効果を高め、町民が納得できるよう改善を求める。

ふるさと納税については、法的仕組みが国においても議論され、自治体間の価格競争の中、厳しい局面も出てくると思われるが、今後とも鋭意努力されるよう要望する。

以上が、2班の報告であります。

最期に、全体を通して、審査結果における指摘事項や様々な要望等については、次年度の予算に反映させるよう努められたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当である旨、委員会で決定しております。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第1号「令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博君） 日程第6、認定第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、認定第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月6日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額17億6,269万2,459円、歳出総額17億3,725万5,142円で、歳入歳出差引額が2,543万7,327円となり、このうち、1,000万円を基金へ積み立て、残り1,543万7,317円が翌年度への繰越金となっております。

処方箋に基づき医薬品を患者に交付する調剤について、新薬の特許が切れた後に製造販売されるジェネリック医薬品はどの程度普及しているのかとの問いに対し、令和4年度におけるジェネリック医薬品の利用率は55%であるとの答弁。

また、ジェネリック医薬品の利用推進は医療費の削減と患者への自己負担の軽減にもつながるため、住民に対してさらなる情報提供が必要ではないかとの問いに対し、強制はできないが、ジェネリック医薬品も選択肢としてある旨はこれまでも住民の方々に対して周知は行っているが、その他の手段として、医療機関や調剤薬局へ要望していくことも今後は検討していきたいとの答弁。

さらに、保険給付費関連の決算不用額が約6,000万円と、非常に高額であるが、その要因はどの問いに対し、医療費等の請求は医療機関から国保連合会を経由して、本町へ月遅れで請求書が届くため、支払が滞らないようにする目的で、例年、余裕を持って予算を計上する形を取っているとの答弁でありました。

次に、認定第3号令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2億1,290万6,908円、歳出総額2億791万6,180円で、歳入歳出差引額が499万728円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

本町ではサロン活動が積極的に行われているが、この活動と医療費の推移との関連性はとの問いに対し、サロン活動の一環であるころばん体操は、転倒防止等にも効果があるため、怪我や骨折による通院や入院が減ることで医療費の抑制につながっているのではないかと思われる。今後も介護予防事業に取り組み、医療費の抑制に努めていきたいとの答弁。

また、保険基盤安定繰入金負担割合はとの問いに対し、県が4分の3、町が4分の1の負担割となっているとの答弁でありました。

次に、認定第4号令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億4,363万5,554円、歳出総額18億2,369万1,341円で、歳入歳出差引額が1億1,994万4,213円となり、この全額が翌年度への繰越金となっております。

以上で、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと、全委員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。認定第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 認定第5号 令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第10 認定第6号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第36号 令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（富重幸博君） 日程第9、認定第5号「令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第10、認定第6号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、議案第36号「令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） ただいま議題となりました認定第5号、令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について、認定第6号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議案第36号、令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について、以上3件について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月6日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

初めに、認定第5号令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について、令和4年度の給水収益は1億8,745万3,358円で、対前年度比1.89%の減額となっております。

質疑に入り、修繕費が令和3年度と比較し極端に増加した原因は何かとの問いに対し、昭和33年から本町の水道事業は開始されて以来、町内至るところで水道管等が老朽化しており、予想を上回る修繕等の対応を行ったためであるとの答弁でありました。今後も修繕費が年々増加することが懸念されるため、水道管等の抜本的な老朽化対策に取り組まれるよう要望しました。

次に、認定第6号令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の収支状況は、歳入合計が2億511万9,058円で、歳出合計が1億9,797万7,600円で、歳入歳出差引額714万1,458円が翌年度への繰越しとなっております。

歳入歳出決算の予算比、支出及び流用増減について、充当先を備考欄等に記載するなど簡潔な記載をされるよう要望しました。

続きまして、議案第36号令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について、令

和4年度の未処分利益剰余金9億3,361円のうち、2,014万4,626円が実未処分利益剰余金となり、このうち2,000万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの14万4,626円が翌年度への繰越しとなっております。

その後、質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、認定第5号、認定第6号、議案第36号について、討論を求めましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと、議案第36号については可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第5号「令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定しました。

次に、認定第6号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第6号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、認定第6号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

次に、議案第36号「令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第36号「令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

よって、議案第36号「令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第37号 大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第12、議案第37号「大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の

制定について上程するものでございます。

大崎町立小野ふれあい館は建物の老朽化が進んでおり、かつ建物の立地する場所が急傾斜地であり、周辺樹木の倒木による倒壊の恐れもあるため、地域住民と利用者の安全を考慮し、解体工事を計画することにいたしました。そのため、大崎町立小野ふれあい館施設が利用不能となることを受け、条例の廃止を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
- 11番（中倉広文君） 立小野ふれあい館の近年の利用状況、それから、もし利用者がいらっしゃるのであれば、それらの方々の理解、立小野の住民の方々の理解、こういったものは得られているのかどうか、そこをちょっとお尋ねいたします。
- 町長（東 靖弘君） 近年の利用状況、そしてまた立小野地区の皆さん方の理解が得られているかということでございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。
- 社会教育課長（鎌田洋一君） 近年の利用状況についてでございますが、明記されてあればわかるんですけど、明記されない部分もありますので正式な数は把握はしておりませんが、利用者名簿に明記されている分であれば、年間で三、四回程度です。詳細に言えば、立小野土地改良区の方々、それから上立小野、下立小野集落の方々が年1回総会を行われております。両方の集落の公民館長さんからも要望もありましたので、危険だということで解体に至っている経緯もあります。
- 今後、公民館がなくなった場合の総会の場所なんですが、エコル立小野の一部を借りられるように、行政側からも、そして集落側からもお願いに行って、そこを今後利用される予定であります。

以上です。

- 11番（中倉広文君） 当該土地の跡地の利用については、現在のところ、何か計画をされているかどうかお伺いします。
- 社会教育課長（鎌田洋一君） 跡地利用に関しては、いろいろ検討を、上立小野、下立小野の公民館長さんともしてまいりました。最終的には要望としましては、土地もそんなに広くないものですから、駐車場にしてほしいということで要望を承っております。

以上です。

- 議長（富重幸博君） ほかに質疑はありますか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。
- よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第37号「大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「大崎町立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第38号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（富重幸博君） 日程第13、議案第38号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の公布により、子育て世帯の負担軽減の観点から、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置が講じられたため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容は、世帯に出産する予定の国民健康保険税被保険者または出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯員に賦課する所得割額及び被保険者等均等割額を減額するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

まず、今回の改正の概要でございますが、先ほどの町長の提案理由にもありましたとおり、子育て世帯の負担軽減の観点から、関係政省令の改正が行われ、出産予定または出産した国保の被保険者がいる場合は、出産予定または出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税の均等割額と所得割額を免除する措置がとられたものでございます。

具体的には、出産予定月の前月から出産予定の翌々月までの4か月分が免除されますが、2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠された多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月分が免除されるものでございます。

次に、改正条文について説明いたしますので、議案と一緒に配付してございます新旧対照表を御覧ください。

1 ページを御覧ください。第23条第3項、国民健康保険税の減額でございますが、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の減額についての規定で、各号に区分ごとに減額される額の算出方法が規定されており、1ページの第1号、1ページ下段から2ページ上段の第2号には、基礎課税額分の所得割額、均等割額について、第3号と第4号には、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額について、第5号と、2ページ下段から3ページ上段にかけての第6号には、介護納付金課税額の所得割額、均等割額について、その減額する額の算出方法が規定されております。

次に、3ページ中段から4ページにかけての第24条の3、出産被保険者に係る届出についてでございますが、産前産後期間の減額に係る届出についての規定でございます。第1項には届出に記載が必要な事項について、第2項には届出に添付が必要な書類について、第3項には届出ができる期間、第4項には届出を省略できる場合について記載されております。

次に、4ページの第26条第2項、国民健康保険税の減免についてでございますが、個人番号の定義規定が第24条の3第1号内に追加されたことにより、第26条第2項内の定義規定を削除し、規定の適正化を行うものでございます。

以上で、新旧対照表による説明を終わり、次に、今回の改正による施行期日等について説明いたしますので、条例案の3ページを御覧ください。第1項は施行日であり、令和6年1月1日施行でございます。第2項は、改正前・改正後のそれぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

○10番（中山美幸君） 今、説明は大方わかったんですが、1つだけお示しいただき

たいと思います。出産前、3か月前からということなんですね、ということは、そのときに胎児、これは健康であったというふうに思われます。ところが出産にいたって不幸に事件発生した場合、もし死産だったとか途中で何らかの形で出産できなくなってしまった、これ、3か月前からですので、その間にそういう事案が発生した場合、これは返納義務があるのかどうか、そこら辺の換算の仕方、計算の仕方はどのような形になっているのかお示しをいただきたいと思います。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

この法改正に係る出産というのが、妊娠85日以上分娩というふうに規定されておりまして、不幸にも死産、流産、早産といった場合もこの対象となるというふうに規定されているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第38号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第39号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第14、議案第39号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴い、国において給与法が改正されたことを受けまして、本町においても、この勧告に基づき大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、一般職の職員の給与について、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額全体の引き上げ、並びに期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げるものと、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第16条第2項は、期末手当の額についての規定でございますが、職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございます。期末手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期は既に支給済であるため、支給率を改定せず12月期の支給率を「100分の120」から「100分の125」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。また、管理職につきましては、同様に、12月期の支給率を「100分の100」から「100分の105」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に関する規定でございます。第2項と同じく、6月期の期末手当は既に支給済であるため、支給率を改定せず12月期の支給率を「100分の67.5」から「100分の70」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。また、同様に、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、12月期の支給率が「100分の5

7.5」から「100分の60」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

次の、第17条第2項は、勤勉手当の額についての規定でございます。2ページをお願いいたします。第1号は職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございます。勤勉手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期は既に支給済であるため、支給率を改定せず12月期の支給率を「100分の100」から「100分の105」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。また、管理職につきましては、同様に、12月期の支給率を「100分の120」から「100分の125」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。

第2号でございますが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当に関する規定でございます。第1号と同じく、6月期の勤勉手当は既に支給済であるため、支給率を改定せず12月期の支給率を「100分の47.5」から「100分の50」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。また、同様に、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、12月期の支給率を「100分の57.5」から「100分の60」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

次に、3ページから9ページまでは、行政職給料表の改定でございますが、現行から改正案の額に改定するものでございます。改定率につきましては、平均で1.1%の引き上げとなっております。具体的には、初任給を1万2,000円程度引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料月額額の改定となっております。

なお、改正後の大崎町職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日に遡及して適用することを附則で規定しております。

次に、10ページをお願いいたします。第2条関係でございます。令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の額についての改定でございます。第16条第2項は定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率が均等になるように「100分の122.5」に改め、管理職につきましても、同様に「100分の102.5」に改めるものでございます。

次に、第3項でございます。こちらは定年前再任用短時間勤務職員に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率を「100分の68.75」に改めるものでございます。また、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては「100分の58.75」に改めるものでございます。

次の、第17条第2項は勤勉手当の額についての規定でございます。11ページをお願いいたします。第1号は職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率が均等になるように「100分の102.5」に改め、管理職につきましても同様に、「100分の122.5」に改めるものでございます。

次に、第2号でございます。こちらは、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定でございますが、6月期と12月期の支給率を「100分の48.75」に改めるものでございます。また、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては「100分の58.75」に改めるものでございます。

次に、議案書を願いたいします。最期の6ページの中ほどになりますが、附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、既に支給された給与を内払と見なすことについての規定でございます。第3条は、規則委任でございます。

以上で、説明を終わります。

- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
- 9番（吉原信雄君） ここに配付されたの中に、1級から7級まであるんですね、1級、2級、3級の人数をお示しできますでしょうか。
- 総務課長（上橋孝幸君） 済みません。今、級ごとの職員数のことについての御質疑でございました。現在、手元に資料がないものですから後ほど報告させていただくということよろしいでしょうか。
- 9番（吉原信雄君） これを把握していないのに議場でそういうことを言われたんですかね。すぐ答えられるような問題じゃないんですか。
- 総務課長（上橋孝幸君） 準備不足でございました。済みませんでした。
- 9番（吉原信雄君） 今、即出してください。
- 議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

- 議長（富重幸博君） 再開いたします。
- 総務課長（上橋孝幸君） 失礼いたしました。それでは報告いたします。

まず、町長部局の人数ですけれども、1級が22名、2級が15名、3級が32名、4級が24名、5級が23名、6級が15名。それと上水道企業会計の職員です、1級が1名、2級が1名、4級が1名、5級が1名、そして6級が1名というところでございます。

以上です。

○2番（草原正和君） 今回の、今、人数がありましたけれども、この改正に伴って予算額がおおよそどれくらい増える予測でしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 特別職、一般職、それから会計年度任用職員合わせて約1,900万円でございます。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第39号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第40号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第15、議案第40号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和5年人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、支給率を年間0.1月分引き上げ、12月に支給する場合の支給率を「100分の165」から「100分の175」に改めるものでございます。

なお、この規定は、令和5年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、第2条関係でございますが、同じく、町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。令和6年度以降の期末手当につきましては、6月期と12月期の支給率が同じ「100分の170」と均等になるように改めるものでございます。なお、この規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。第3条関係は、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも、町長等と同じく、年間0.01月分引き上げるものでございます。12月に支給する場合の支給率を「100分の165」から「100分の175」に改めるものでございます。この規定につきましても、令和5年4月1日から適用することとしております。

次に、第4条関係でございます。同じく、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。令和6年度以降の期末手当につ

きましては、町長等と同様に、6月期と12月期の支給率が同じ「100分の170」と均等になるように改めるものでございます。なお、この規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 2番（草原正和君） 先ほど同様、改正に伴う予算額の変動額を教えてください。
- 総務課長（上橋孝幸君） 約30万円でございます。
- 議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第40号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第41号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）

- 議長（富重幸博君） 日程第16、議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,966万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億4,411万5,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、障害福祉等サービス費、農地利用効率化等支援事業補助金、農林水産施設等に係る災害復旧経費、立小野ふれあい館解体工事などでございます。歳入は、地方交付税、国・県支出金及び繰入金金の増、町債の減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますが、人件費につきましては人事院勧告に基づく補正が主なものでございますので、説明を省略させていただきます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。款2総務費、目10企画費、節12委託料280万円の減は、地域おこし協力隊業務委託料でございます。多文化共生社会の実現に向けた政策担当として国際交流員を募集しておりますが、これまで応募がなかったことから、4月から10月までの7か月分の委託料を減額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金916万9,000円は、県補助金の交付決定に伴う地方公共交通特別対策事業運行費補助金445万3,000円の増と、今後の執行見込みにより環境配慮型定住住宅取得補助金を520万円増額するものが主なものでございます。目13諸費、節22償還金、利子及び割引料596万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助事業をはじめとする過年度事業費の確定に伴う国庫補助負担金の返還金でございます。

15ページをお願いいたします。款3民生費、目7障害者福祉費、節19扶助費4,520万円は、障害福祉サービスなど利用者の増加に伴い、説明欄に記載しております給付費等を増額するものでございます。目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金1,840万5,000円は、保健福祉施設等における価格高騰支援事業補助金でございます。16ページ以降にも同様の事業補助金を計上しておりますが、今回、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、医療、福祉、児童施設への物価高騰対策として支援を行うこととしております。ここでは、障害者福祉施設及び介護保険施設を対象とした事業費を計上しております。

16ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目3新型コロナウイルス感

染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金139万4,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金を、執行見込みにより20万円増額するものと、児童福祉施設を対象とした価格高騰支援事業補助金119万4,000円でございます。

款4衛生費、目5保健指導費、節19扶助費550万円は、子どもの健康の保持・増進を図るための子ども医療費助成金と養育医療給付費を、執行見込みにより補正するものでございます。

17ページをお願いいたします。目7国民健康保険事業総務費、節27繰出金は161万円の増でございますが、これは説明欄にございます各繰出金の実績見込みに伴う補正でございます。

目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節7報償費352万円の減は、個別接種を促進するために接種を実施する医療機関に支払うワクチン個別接種促進謝礼を、執行見込みにより減額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金90万4,000円は、医療機関等を対象とした価格高騰支援事業補助金でございます。

款5農林水産業費、目1農業委員会費、節1報酬319万4,000円は、農業委員会委員等の農地利用最適化交付金事業における活動日数に応じて加算される報酬309万1,000円が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金784万5,000円は、農地利用効率化等支援事業補助金でございます。これは、生産性の向上や農作業の効率化を図り、意欲ある経営体を育成することを目的に、必要となる農業用機械の導入を支援する事業でございますが、今回は、町内の農業法人が導入予定のポテトハーベスターの導入費用を助成するものでございます。

20ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金191万9,000円は、町内産業の振興及び雇用の促進を図るための新規創業・起業支援補助金を、執行見込みにより補正するものでございます。

目3観光費、節18負担金、補助及び交付金295万円は、今後の執行見込みによるスポーツ合宿等誘致促進事業補助金の増でございます。

22ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費100万円の減は、各小学校の光熱水費を執行見込みにより減額するものでございます。

23ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費170万円は、大崎中学校に係る光熱水費と修繕料でございますが、いずれも執行見込みによる増でございます。節17備品購入費は154万4,000円の増でござ

ざいます。令和6年度は、大崎中学校において特別支援教室の増室が予定されていることから、机や椅子、空調機器を購入するための費用を補正するものでございます。

項4 社会教育費、目2 公民館費、節14 工事請負費1,300万円は、立小野ふれあい館解体等工事でございますが、今回、建物及び外部トイレ等の付属屋を解体するものと合わせ、敷地内の高木の伐採や、防草対策としてのり面のモルタル吹き付け工事を行う予定でございます。

24ページをお願いいたします。款10 災害復旧費、目1 農林水産施設災害復旧費は、主に台風6号による災害復旧経費を計上しております。節13 使用料及び賃借料210万1,000円は、持留地区下西石油付近にございます池の復旧作業に係る機会借り上げ料でございます。そのほか、節12 委託料から節21 補償、補填及び賠償金までは、野方篠段地区における農道及び水路に係る災害復旧に伴う経費でございます。

これで歳出を終わりました、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。9ページをお願いいたします。款11 地方交付税、目1 地方交付税8,500万円は、財源の調整でございます。

款15 国庫支出金から、次の10ページをお願いいたしまして、款16 県支出金までは、交付決定及び各事業の実績見込みによる補正でございますので、説明を省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。款19 繰入金、目4 ふるさと応援基金繰入金1,350万円は、環境配慮型定住住宅取得補助金などの財源として予定しているところでございます。

款22 町債、目5 臨時財政対策債248万3,000円の減は、借入限度額の確定に伴う減でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。表内に記載してございます3つの事業は、いずれも事業実施までに準備期間を要するため、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、記載のとおり追加するものでございます。

まず、大崎町老人福祉センター管理委託料でございますが、債務負担行為期間を令和6年度から8年度までの3年間とし、限度額を600万円とするものでございます。

次に、スクールバス運行业務委託料、中沖・菱田方面1路線と、その下の野方・持留方面2路線は、年度ごとに乗車人員が変動し、バスの大きさや路線数を変更することが想定されることから、期間をそれぞれ令和6年度の1年間としております。

なお、限度額は、中沖・菱田方面1路線が974万円、野方・持留方面2路線が2,102万円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。起債の目的欄の臨時財政対策債の限度額を、借入限度額の確定によりまして、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、25ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 6番（稲留光晴君） 歳出ですが、13ページ、負担金及び補助金で、環境配慮型定住住宅取得補助金520万円、空き家等除却推進事業補助金50万円の執行見込みですが、件数は何件あるかお教えてください。
- 町長（東 靖弘君） 御質問に対しては担当課長の答弁とさせていただきます。

- 企画政策課長（渡邊正一君） 空き家等除却推進事業の補助金50万円の計上でございます。この事業につきましては、年間執行額を合計で3件見込んでおります。このうち、1件分を補正対応ということで、上限額の50万円をお願いするものでございます。

続きまして、環境配慮型定住住宅取得補助金でございます。今回、520万円をお願いしておりますが、今年度の執行見込みを26件見込んでございまして、うち2件分、520万円を追加でお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 10番（中山美幸君） これは担当課長じゃなくて町長にお伺いしたいと思っております。13ページ、企画費の中の節12委託料280万円、地域おこし協力隊の委託料の件についてお伺いいたします。先般、同僚議員の一般質問の中で、人口減少の対策として外国人の流入を進めたいというようなことを町長は答弁されておりますが、その観点からいきますと、この事業がここで進んでいないということは、町長のおっしゃる外国人の方々の移住といいましょうか、本町における住居、それからいろんな相談といったものに対応するためには、やはりいろんな国の言葉が私は必要だろうというふうに考えているのですが、ここで減額補正がされておるんですが、今後、新年度に向けてもそうですけども、町長のこれに対する考え方、そういったものをお示しをいただきたいというふうに考えます。

- 町長（東 靖弘君） ここに計上いたしましたのは、ベトナムの方が国際交流員として大崎町に来ていただいていたんですけれども、お産の関係で本国に帰られてい

かれたということがありまして、結婚しておられましたので、それで、その後任を募集するというところで県の国際交流課のほうにもお願いをしているところでありますけれども、現段階ではまだ、来年度からになるかもしれませんが、県のほうにも協力をお願いするということでやっているところでございます。外国人の技能実習生の方々が本町に来られて、災害やいろんな日常生活の中で支障を来しているようなことがあってはならないことでもありますので、今後も確保に向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

- 10番（中山美幸君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、我々大崎町の産業を考えるとですね、人口増もそうですけども、やはり異国の方々、外国人の方々に頼らざるを得ない現状というのがありますので、ベトナム語にかかわらず、現在増えております、ミャンマーも増えているんじゃないかなと思いますけれども、フィリピンといったところの通訳ができるような方々というのを、語学に徹した方々をやはり入れるべきだろうというふうに考えておりますので、是非、そういった考えのもとにこの事業も進めていただくよう要望申し上げます。

以上です。

- 6番（稲留光晴君） もう1件、お願いいたします。

20ページの負担金、補助金の中の191万9,000円、新規創業及び起業支援補助金の中身なのですが、業種と件数をお教えてください。

- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

- 商工観光課長（竹本忠行君） お答えいたします。

全体で3件の予定でございます。業種につきましては、美容室が1件、それから食品関係が2件の予定でございます。

以上でございます。

- 2番（草原正和君） 23ページ、立小野ふれあい館解体工事なんですけども、こちらは駐車場にする予定ということでしたが、駐車場整備まで入れてこの価格でしょうか。それとも、駐車場整備は、また別で事業が立ち上がるんでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しまして、担当課のほうで答弁させていただきます。

- 社会教育課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

今回の補正の後に、集落のほうから駐車場の要望がありました。予定では当初で計上する予定でございます。

- 議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたしたいと思っております。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第17 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第17、議案第42号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億805万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、出産育児一時金、過年度交付金の償還金及び一般会計繰越金の一部確定に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きください。なお、人件費につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員に係る報酬等でございますので説明は省略させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料24万2,000円の増額は、制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節18負担金、補助及び交付金42万円の増は、出産費用の負担軽減として支給している出産育児一時金の実績見込みにより増額するものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、特別調整交付金の確定等に伴い、歳入にございます一般会計繰入金に補正が生じたことから、財源を変更するものでございます。

8 ページをお願いいたします。款8 諸支出金の補正額は、合計で36万8,000円となっておりますが、説明欄にございます前年度の交付金確定に伴う返還金でございませぬ。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入を御説明いたします。6 ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金は、説明欄にございます各事業の実績見込み等に伴う国庫補助金の増でございませぬ。

款6 繰入金、目1 一般会計繰入金160万9,000円の増額は、説明欄にあります目的ごとの繰入金確定または実績見込みにより補正するものでございませぬ。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

- 議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
- 6番（稲留光晴君） 8 ページのですね保険者努力支援交付金償還金の償還金、利子及び割引料29万4,000円とありますが、過年度保険者努力支援交付金償還金29万4,000円返さなきゃいけないということですが、この理由をお示してください。
- 町長（東 靖弘君） 御質問につきまして、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- 保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申し上げましたとおり、昨年度の実績に伴うということで、この交付金につきましては申請に基づいて見込額でいただいておりますので、実績で返還金が生じたということになりますので御理解いただきたいと思います。
- 6番（稲留光晴君） 私がお尋ねしているのは、保険者努力支援ですよね、ある程度項目があつて、通知表みたいに何段階か点数によって、これ以上だったら努力支援金が追加されるとか、そうじゃないとかということがありますよね、努力項目というのがありますよね。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時05分
再開 午後1時07分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 済みません。

一応その項目は幾つもございまして、例えば特定健診の受診率であったり、メタボリックシンドロームの減少率であったりとかそういった項目が10以上ございまして、それぞれが一応評価指標にはなっているところで、ただし、その1つ1つに対する、これを何パーセント超えたからどれぐらいというのはちょっとここではお示しすることができませんので、もしよろしければ後ほど資料を提出させていただく形でお願いしたいと思います。

○6番（稲留光晴君） では、後ほど資料をお願いします。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第18 議案第43号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博君） 日程第18、議案第43号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的支出の予定額を1億9,873万8,000円に、資本的支出の予定額を1億847万円とするものでございます。

補正の主なものは、収益的支出につきましては、水道施設修繕に係る修繕費の補正、資本的支出につきましては、公用車購入に係る車両及び運搬具購入費及び人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、御説明いたします。

先ほど町長のほうからもありましたとおり、今回の補正予算につきましては、中継ポンプ場の修繕費と、先ほどから出ております人事院勧告に基づく職員の給与改定に基づく補正が主なものでございます。

予算書の11ページに参考資料を付けております。参考資料のほうで説明をさせていただきます。収益的支出の支出でございます。款1水道事業費用、第1項営業

費用、目1原水及び浄水費251万7,000円の増額は、人件費の分が6万2,000円、残りが中継ポンプ場の施設修理代、節18修繕費でございまして、倉元中継ポンプ場のインバーター修繕が145万円、これが1基分です。中山第一水源地のシーケンサーユニット修繕費1基分、これが100万5,000円、合計245万5,000円でございます。そのほかに、目2配水及び給水費16万8,000円の増と、目3総係費71万1,000円の増につきましては、先ほどから出ております人事院勧告による給与改定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。資本的支出の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費152万3,000円の増額は、1人分の人事院勧告に伴います給与改定分6万2,000円の増と、残りは目2営業設備費146万1,000円の増でございますが、先ほどもありましたとおり、平成16年7月登録車両の公用車の更新に係る分が146万1,000円でございます。

4ページ以降にキャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表等が添付してございますので御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第19 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博君） 日程第19、議案第44号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ489万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,840万4,000円にするものでございます。

歳出は、下水道整備費の委託料と工事請負費の調整が主なものでございます。歳入は、国庫補助金の防災安全交付金の交付額決定等により下水道使用料を予算調整するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託します。

-----○-----

日程第20 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第20、議案第45号「大崎町債権管理条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理に資することを目的とし、大崎町債権管理条例を制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

町の債権の適正な管理は、債権の分類に応じた統一的な徴収方法や基準などの管理方針を定め、より効率的・効果的な債権管理を図ることによって町民負担の公平性や収入の安定的な確保につながります。

今回提案しております債権管理条例は、町の債権の適正な事務処理方法について、必要な事項及び全庁統一的な債権管理ルールを定めるものでございます。また、今回の議案であります大崎町債権管理条例と一緒に、参考として大崎町債権管理条例施行規則、大崎町債権管理審査会要項、大崎町債権収納改善対策検討部会要項、大崎町債権管理ガイドラインをお配りしておりますので、条例案と併せて御参照ください。

それでは、条例の全体の概要を御説明させていただきます。

まず、最初に、大崎町債権管理ガイドラインの1ページを御覧ください。町の債権は大きく分けて、公法上の原因に基づいて発生する公債権と私法上の契約関係に基づいて発生する私債権に分けられ、公債権はさらに国税または地方税の滞納処分
の例により処分することができる自立執行権の有無によって、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分けられます。この条例は、町の債権のうち、町税を含む強制徴収公債権は地方税法等により町の職員が自力で滞納処分等が可能のため、本条例の

対象からは除外し、非強制徴収公債権と私債権を対象としております。それぞれの区分に該当する債権の種類につきましてはガイドラインの1ページに債権の分類の表の中の債権の種類にお示ししてございますので御参照ください。

なお、水道料金、上水道の水道料金でございますが、大崎町水道事業給水条例により不納欠損等については従来のおり対応が可能であるとの申出がありましたことから、今回の債権管理条例の対象外としております。

また、このガイドラインには、次のページ、2ページに債権の種類ごとの債権管理の流れが、3ページから5ページには債権の区分ごとに時効期間と根拠法令が、6ページから8ページまでには債権の区分ごとに督促手続以降の具体的な手続が、9ページから10ページには時効期間の考え方について、11ページから12ページには債権の区分ごとに債権管理のフロー図を記載しておりますので御参照ください。

次に、債権管理条例を御覧ください。この条例は14の条で構成されておりますが、1ページの第1条には目的、第2条には条例内で用いる用語の定義、1ページ最下段から2ページ上段の第3条には他の法令等との関係、2ページの第4条には町長の責務、第5条、台帳の作成から、4ページの第12条、事項延長の特約等までには、徴収する際に行うべき必要な事項として、第6条には督促、第7条には履行期限の繰り上げ、第8条には滞納処分等、第9条には強制執行等、第10条には債権の申出等、第11条には徴収停止がそれぞれ規定されており、4ページから5ページの第13条には非強制徴収公債権及び私債権の法規について、第14条には規則への委任について規定してございます。つまり、債権の放棄だけではなく、期間内に納付義務・履行義務を果たしている町民の関係性において公平性を保つために、非強制徴収公債権及び私債権の徴収方法についても併せて規定するもので、これらの手段を尽くしても徴収ができない場合に債権を放棄するものでございます。

それでは、債権管理の流れに沿って御説明いたしますのでガイドラインの最後のページ、12ページと条例を併せて御覧ください。非強制徴収公債権と私債権の債権管理のフロー図で、記載してありますとおり、納入の通知から第6条の督促状の送付までを行い、納付相談があれば第12条の履行の延長の特約等による分納等の必要な手続を行い、納付の管理を行うこととなりますが、債務者が破産開始の決定等を受けた場合は、第7条の履行期限の繰り上げを行い、第10条の債権の申出による配当の請求を破産管財人に対しを行い、債権の保全を行う必要があります。この分納の不履行や督促・催告に無反応な場合には、換価可能な財産があれば支払督促などの裁判所による回収手続、いわゆる第9条の強制執行へ移行し、財産がない場合や所在不明により徴収が不可能な場合は第11条の執行停止の手続を行い、その

後に第13条第1項の債権放棄をし、同条第2項の議会へ報告を行うという流れになります。

また、第13条の非強制徴収公債権と私債権の放棄につきましては、これらは未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者からの時効の援用がなければ消滅しません。このため、事実上、徴収が不可能の債権が累積し、債権管理業務が非効率的になりがちであることから徴収の過程において、いかなる徴収努力を行っても納付の見込みがなく、かつ、時効の援用がされない債権であっても放棄することができる要件を定めたものでございます。

なお、債権を放棄するには地方自治法第96条により、原則として議会の議決を必要としますが、同条第1項第10号の規定にあります、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか権利を放棄すること、という規定により、この条例を定めることにより実質的に徴収不能に陥っている債権について、議会の議決を経ることなく債権を放棄することを可能とし、債権管理の効率化を図ることを目的としております。

ただし、この運用に当たっては、安易に放棄することなく、的確な調査と慎重な審議に基づいた上で法規の判断をする必要があります。きちんと債務を履行している大多数の町民が不公平感を感じ、町政運営への信頼を損なうことがないように十分に配慮することが重要です。そのため、債権を保有する各担当課が事項管理をはじめ、納付折衝の経緯や放棄の理由を明確にし、日頃から適切な債権管理を意識した業務を遂行するために、第13条第2項に議会への報告を規定するものでございます。

次に、第14条の委任についてでございますが、この条例の施行について、必要な事項の規則への委任規定でございますが、参考として配付してございます大崎町債権管理条例施行規則がこれに当たりますので、施行規則を御覧ください。この施行規則の1ページ、第2条、台帳の記載事項には、債権管理条例第5条、台帳の作成に規定しております台帳に記載が必要な規則が定める事項について、第1号から第4号までに規定しております。

次に、第3条、督促から第5条、徴収停止後の期間には、条例内のそれぞれの規定の中で相当の期間と規定している部分について具体的な期間が定めてあります。

次に、第6条、債権管理審査会の設置についてでございますが、債権管理審査会とは、大崎町債権管理条例に基づく債権放棄、その他の債権管理について適正な運営を図るために設置する審査会で、会長を副町長とし、債権を有する課の課長で構成される審査会であり、債権の徴収や債権放棄に関し、方針を協議し決定する審査会です。審査会につきましては、大崎町債権管理審査会要項を配付してございますので御参照ください。

また、この審査会の下部組織として設置を予定しているのが大崎町債権収納改善対策検討部会でございます。この部会は、各債権の徴収や債権放棄に関し協議する部会で、各担当者で構成され、会長は総務課の債権担当係長を予定としております。

まず、この検討部会で必要に応じて担当者レベルで徴収放棄に関する方針を協議・検討し、その結果を課長級で構成される債権管理審査会に諮るスキームとしておりますが、部会から審査会に諮る前に、必ず顧問弁護士に意見を求め、その意見書により適正と認められたものを審査会に諮ることとしており、審査会の中でも顧問弁護士の意見は確実に確認することとしております。仮に顧問弁護士の意見照会時に不相当とされた場合は、顧問弁護士の指示に従い必要な手続を取った後に、再度、顧問弁護士に意見徴収を行い、適正と判断されるまで繰り返すこととなります。この検討部会につきましても、大崎町債権収納改善対策検討部会要項を配付してございますので御参照ください。

次に、施行規則1ページ最下段から2ページの第7条、私債権の取扱いでございますが、債権の放棄に必要な時効の援用の意志の有無が確認できないときは、当該債権の放棄の適否について、大崎町債権管理審査会に付議することを規定したものでございます。

次に、第8条、徴収職員証等は債権の徴収を行う職員の身分を明らかにするため、3ページの別記様式に示す徴収職員証の携帯を義務づけた規定でございます。

次に、第9条、委任でございますが、説明いたしました各要項、ガイドラインがこれに当たります。

それでは、最後に、施行期日ですが、債権管理条例の5ページを御覧ください。この条例は、附則の規定のとおり令和6年4月1日施行でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○6番（稲留光晴君） 町税の中の町民税、固定資産税等ですね、滞納者に関して催促状を送るとか、送ってもなかなか相談もなく、数年以上滞納が続いたという、私、事例をちょっとある方から聞いたんですが、今回の施行条例というのは、今まで何かしらそれなりの、不納欠損になるまでにはこういう段階を経てすると、差し押さえとか、そういうのは今まで、ここに示される前にもあったんですかね。今回、これが我々に示される最初のあれですか。行政内部ではそういうのはあったと思うんですが。

○税務課長（川越龍一君） 今の御質問は町税に関するということでしょうか。私の説明がちょっと説明不足だったかもしれません。今回のこの条例は、町の債権には町税、あと大きく分けて公債権、私債権とございます。公債権の中に町税、その他、

国税法とか地方税法に基づいて滞納処分なり債権の放棄とかできる債権がありますので、今回の条例につきましては非強制徴収公債権、それと私債権、自力で職員が処分なり事務ができない債権について、ルールを示した条例でございます。

今、御質問の町税につきましては、上位法の地方税法、あと国税徴収法等によって滞納処分、それと滞納処分の執行停止等を行って放棄というのは、上位法に従って行っております。

ただ、私債権につきましては、私債権と非強制徴収公債権につきましては、強制徴収ですね、裁判所を通じての事務になりますが、この条例がなくても可能ではあったんですが、町としての指針を、この条例をつくっていないことによって認識不足等により適正に事務がなされてなかったということがございましたので、今回、全庁的なルールとして、この条例を提案させていただいた次第でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 今、規則とか条例は大崎町債権管理条例、一般に債権と書いてあるので、私のほうは債権の分類というところから債権の種類の中に債権が入っているということで一応御質問をさせていただいたということでございます。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、大崎町債権管理条例審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、大崎町債権管理条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を大崎町債権管理条例審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後1時33分

再開 午後1時37分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、中倉広文君、副委員長に、7番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第21 議案第46号 大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第22 議案第47号 大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第21、議案第46号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第22、議案第47号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 議案第46号について説明いたします。

本案は、地方公営企業法第4条の規定に基づき、公共下水道事業の設置、公の財務規定等の適用、経営の基本などを定めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号、大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。本案は、地方公営企業法第32条の規定に基づき、剰余金の処分について、事務処理の効率を考慮し提案するものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、議案第46号、大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、地方公営企業法第4条の規定に基づき、公共下水道事業の設置、法の財務規定等の適用、経営の基本などを定めるものでございます。

地方公営企業法を適用する意義としましては、複式簿記により資産を含んだ形で経営状況を的確に把握し、中長期的な視点で経営方針を適切に決定することが上げられます。

条例の内容について御説明いたします。第1条は公共下水道事業の設置についてでございます。第2条は法の財務規定等の適用時期について、第3条につきましては経営の基本として公共下水道事業、終末処理場の名称、位置及び処理区域などについて、第4条につきましては重要な資産の取得及び処分について、第5条につきましては議会の同意を要する賠償責任の免除について、それぞれ規定しているところでございます。第6条は会計事務の処理で、会計管理者が行う事務について定めております。第7条ですが、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、第8条に業務状況説明書類の作成についてを規定しているところでございます。

公共下水道事業におきましては、平成31年1月25日付、総務大臣通知によりまして、従来の地方公営企業法適用外での運営ができないことから、令和6年4月1日から公営企業法適用を受けることになりまして、この条例は令和6年4月1日から施行するというところでございます。

引き続きまして、議案第47号、大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてでございますが、剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定によりまして、水道事業剰余金の処分と同様、毎事業年度発生する事務処理の効率化を考慮し、条例の定めるところによりまして処分の提案をするものでございます。

条例の内容につきまして、御説明いたします。第1条は条例の趣旨について規定をしております。第2条は利益の処分の方法及び積立金の取り崩しについて定めておりますが、第1項で毎事業年度、利益を生じた場合において、前事業年度から取り崩した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、当該残額の20分の1をくだらない金額を減債積立金に積み立て、残余の額を利益積立金または建設改良積立金に積み立てることを規定しているところでございます。次の第2項に、積立の種類を規定しております。第3条は資本剰余金について規定しているところでございます。

なお、この施行年月日でございますが、議案の2ページの最期にございます附則

にありますとおり、令和6年4月1日からの施行ということでお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

まず、議案第46号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） 第5条について若干お示しをいただきたいと思いますが、公共下水道に従事する職員の賠償責任の免除について記載してございますね。この場合に本町の加入している保険、そういった場合の対象事項で今まで交通事故等についても議会に報告があったわけですね。今後は10万円以下の場合、その保険の対応についても除外されるということなのか、もしくは本町の保険を使っているので、その分については今までどおり議会のほうに報告がなされるということなのか、いずれなのかをお示しいただきたい。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、担当課長のほうで答弁をいたします。

○水道課長（本松健一郎君） 来年4月1日から公的用ということで新たな出発をするわけですが、今、私どもが考えているのは、議員がおっしゃるように、今までどおり報告のほうはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 報告はなされるけども、10万円以下についてはないということですね。

○水道課長（本松健一郎君） はい、そのとおりになります。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第23 議案第48号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第23、議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、マイナンバーカードに加え、スマートフォンに搭載された利用者用電子証明書を使用してコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、この条例案を提出するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○町民課長（谷迫利弘君） それでは、御説明いたします。

まず、本町ではマイナンバーカードを利用してコンビニ等に設置してあります多機能端末機にて印鑑登録証明書を取得できるサービスを、令和4年10月から開始しました。国においては、電子証明に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が、本年5月11日に施行されています。この法律の施行に伴いまして、従来のマイナンバーカードに加え、カードを所有する方からの申請に基づき、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能になりました。

これにより、電子証明書搭載のスマートフォンを使用しコンビニ等での多機能端末機で印鑑登録証を取得できるようにするために、必要な改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。第11条3項の中で、アンダーラインの部分を加えたところですが、繰り返しになりますが、移動端末設備、いわゆるスマートフォンで印鑑登録証のコンビニ交付ができるように改められるものでございます。

続きまして、施行期日についてでございます。条例案にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第49号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（富重幸博君） 日程第24、議案第49号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,849万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億3,261万3,000円にするものでございます。

歳出は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費でございます。

歳入は、歳出に伴う国庫支出金の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、物価高騰対策として住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付する臨時特別給付金事業に関する経費でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。款3民生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節1報酬から節4共済費までは、職員及び会計年度任用職員に係る人件費でございます。節8旅費3,000円は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。節10需用費38万8,

000円は、事務に係る消耗品費と封筒作成に要する印刷製本費でございます。節11 役務費59万1,000円は、確認書等を郵送する際の通信運搬費と、給付金の振込手数料でございます。節18 負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付する臨時特別給付金1億8,690万円と、総合行政システム改修負担金22万円でございます。臨時特別給付金の対象世帯は2,670世帯を見込んでおり、12月中旬までには対象世帯に確認書を送付するなど、迅速に給付開始できるよう準備を進める予定でございます。

これで歳出を終わりました。次に、歳入について御説明いたしますので6ページをお願いいたします。款15 国庫支出金、目1 総務費国庫補助金1億8,849万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第49号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決されました。

なお、ただいまの議決により総務厚生常任委員会に付託して審議する議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」より先に議決となりました。このことによって、予算書の補正予算番号、予算総額等整理を要するものについて、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

したがって、予算書の補正予算番号、予算総額等の整理は議長に一任することに決定いたしました。

なお、これにより、議案第49号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」につきましても、補正予算（第5号）になります。

また、議会最終日に議決となる議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）」につきましても、補正予算（第6号）に、それぞれ号数を改めることとなります。これに伴う歳入歳出予算総額については、議長において計数整理を行わせていただきますので御了承よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第25 請願第1号 町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書

○議長（富重幸博君） 日程第25、請願第1号「町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書」を議題といたします。

本請願については特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、

委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 2 時 0 1 分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、中倉広文君、副委員長に、7番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後 2 時 0 2 分

第 2 号

1 2 月 1 3 日 (水)

令和5年第4回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月13日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
日程第 2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 平田慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 町 長 | 東 靖 弘 | 農林振興課長 | 上 野 明 仁 |
| 副 町 長 | 千 歳 史 郎 | 建設課長 | 時 見 和 久 |
| 教 育 長 | 穂 園 正 幸 | 農委事務局長 | 相 星 永 悟 |
| 会計管理者 | 西 高 和 義 | 水道課長 | 本 松 健一郎 |
| 総務課長 | 上 橋 孝 幸 | 教委管理課長 | 岡 留 和 幸 |
| 企画政策課長 | 渡 邊 正 一 | 社会教育課長補佐 | 内 村 憲 和 |
| 商工観光課長 | 竹 本 忠 行 | 税務課長 | 川 越 龍 一 |
| 町民課長 | 谷 迫 利 弘 | | |
| 環境政策課長 | 松 元 昭 二 | | |
| 保健福祉課長 | 岩 元 貴 幸 | | |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 事務局 長 宮 本 修 一
調査係 長 松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 限本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10、中山美幸君及び11番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、6番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

1番目、介護保険についてであります。介護保険制度が2000年4月から始まって20年以上が経過しております。介護保険は老後を支える命綱であります。介護保険を取り巻く現状と課題は、この20年間、現在まで給付の削減等、負担増が繰り返され、制度が始まって第1号被保険者の全国平均の保険料は、20年前の約3倍にもなっている状況です。1号被保険者の保険料の上昇と利用者負担増はますます老後への不安が増大するものであります。保険料は引き上げせずに、最低でも現状維持にすべきだと求めるものであります。

それでは、1番目、介護保険第9期、令和6年、来年度からですね令和8年まで第9期となります。この間で介護保険計画の審議中と考えますが、何を議論をし、どういう方向になるか、計画はどう進んでいるかを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御承知のとおり、平成12年から3か年を1期として始まりました介護保険制度は、現在、第8期の最終年度を迎えております。そのため、令和6年度からの第9期計画に向け、本町では計4回の策定委員会を計画しておりますが、そのうち、これまでに2回開催したところでございますが、1回目は10月13日、計画の概要、アンケートの結果などを審議しております。2回目は11月24日、基本理念の実現に向けた施策の展開についてということで説明をしているところでございます。3回目は12月22日、計画書の素案、サービスの事業量、保険料の試算といった具体的なものを根拠して説明する予定でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 審議の回数だけということ、今、町長から言われましたが、私はもっと突っ込んだ中身をお尋ねしたいということなんですが。それがわからないと次の質問には入れないんですよ。どういうことを、8期までのこととか、今町長がおっしゃいましたアンケートとか、そのアンケートとかどういうものなのか私もわかりませんし、さっき申しました、どういうのをメインに議論をして、どういう計画になるのか。私が申しあげましたように、介護保険料の今度の方向ですね、そういうのを深く知りたい。ぱっと数字がこれですよと、こうなりますよということでは、ちょっと私もよくわかりません。ちょっと、中身を深く説明いただければと思っております。

○町長（東 靖弘君） 詳細につきましては、担当課長のほうで説明をさせますが、稲留議員の質問の中でも、次の次に所得段階や月額保険料も質問が予定されておりますので、そこを除いた形で、今の御質問に対して担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） これまでの計画策定の委員会の状況なんですけれども、先ほども申しあげましたとおり、今2回実施しております、1回目につきましては、委員の皆様も、まだ初めての方もいらっしゃるから、制度の概要であったり、アンケートというのも高齢者実態調査をさせていただいておりますので、その結果を踏まえて、大まか町内の状況、それから高齢者を取り巻く状況ということで、本町の高齢化の状況であったり、そういった状況を1回目はお示ししながら本町の状況を理解していただくというのが1回目の会でした。

2回目の会につきましては、国が示している地域包括ケアシステムの進化推進であったり、地域包括センターの機能強化であったりというような、国からのそういった取組と言いますか、施策を説明させていただいて、そのほか、本町の高齢者の状況ということで、例えば老人クラブの活動であったり、そういったところでの介護予防であったり、それから本町の今のサービスの状況であったりということを説明させていただきまして、次回以降に、おおよそ本町ではどれくらいのサービス料が必要になるのか試算させていただいて、それに基づいて保険料がどれくらいになっていくのかという試算をさせていただくというような計画になっております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 課長の説明で大体わかりました。

それでは、2番目の、第1期、2000年4月から始まりましたが、現在まで8期になっております。介護保険特別会計、これは決算ですが、歳入歳出に係る繰越金がいかにあるのかを教えてくださいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

第1期からの介護保険事業特別会計決算における繰越額を示せとの御質問でございます。わかりやすく一覧表にしてお渡ししてありますので御覧いただきたいと思っております。

表を見ていただきますと、大きく第1期から第8期に分け、さらに年度ごとに歳入歳出差引額及び基金繰入額、そして翌年度繰越額を記載しております。

まず、第1期の平成12年度を見ていただきますと、歳入歳出差引後の翌年度繰越額は5,521万6,261円となっており、現在の第8期中である令和3年度の決算では1億5,000万円の基金繰り入れをした後の1億1,043万903円を繰り越ししております。そして、昨年の令和4年度決算に寄ります繰越額が1億1,994万4,213円となっているところです。あとの年度については、一覧表にて御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） 今、事務局のほうとも配られていないんじゃないかということで、今確認を取っていたところでした。おっしゃるとおりです。

今、ほかの議員の皆さん方にもこの資料の配付を願います。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時10分
再開 午前10時13分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼しました。もう1回説明させていただきます。

第1期からの介護保険事業特別会計決算における繰越額を示せとの御質問でございます。わかりやすく一覧表にしてお渡ししてありますので御覧いただきたいと思っております。

表を見ていただきますと、大きく第1期から第8期に分け、さらに年度ごとに歳入歳出差引額及び基金繰入額、そして翌年度繰越額を明記しております。

まず、第1期の平成12年度を見ていただきますと、歳入歳出差引後の翌年度繰越額は5,521万6,261円となっており、現在の第8期中である令和3年度の決算では1億5,000万円の基金繰り入れをした後の1億1,043万903円を繰り越ししております。そして、昨年の令和4年度決算によります繰越額が1億1,994万4,213円となっているところです。あとの年度につきましては、一覧表にて御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 資料が配付されましたので、これから、この資料に関してですね、第1期、平成12年度から繰越額はちょっと変化をしておりますが、歳入の増加と繰越額の増加と、これをどう分析するかということなんですが。第1期、平成12年度は歳入実績が10億円ですね、それから12億、12億となりまして、それから上がって第5期から17億台になりました。それから平成30年、第7期あたりから20億近い歳入になってきております。それに伴いましてですね繰越額も、平成12年当初は5,500万と繰越がありました、それもどんどん増えていきまして1億5,000万、それから令和2年度ですね2億2,000万円と。令和3年度は2億6,000万で、基金で1億5,000万、令和3年度から積み上げておりますが、この増加をどう分析するかお尋ねしたいんですが。やはり令和4年度の1号被保険者、令和4年度の年度末5,068人なんですね。これは決算資料から出しております、令和4年度の第1号被保険者5,068人なんですが。当初の第1期の平成12年度の第1号被保険者数は何人だったかわかりますか。

○町長（東 靖弘君） 御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をいたさせます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 第1期ということですが、済みません、手元に第1期は持っていないところなんですが、一番直近の古い資料で平成20年でしたら、その時点で4,804人が被保険者数になっておりまして、先ほどおっしゃいました5,068人が現在ですので、約200人ほど被保険者数は増えているという状況でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） ちょっと聞き取りにくくて。平成20年が何名でしたか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 平成20年時点の被保険者数が4,804名となっております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 年度が増えるに従って高齢者が増えていくということになっているんですが、これはずっと、平成20年度から今現在まで被保険者は増え続けていると、第1号被保険者ですね、ということですかね。いかがですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） ほとんど上昇で推移してきているところなんですが、一番直近で一番多い年が令和3年度、このときが5,079人で最も多くて、令和4年度は、それから逆に減少したという状況でございます、今、本町の高齢者数につきましては今から下がっていくほうではないかなというふうに思われているところでは。

以上です。

○6番（稲留光晴君） それと、第7期の令和1年から令和3年の歳出減というのは、

コロナ感染症でサービス利用者の減少に伴って、利用者数の減によって歳出が減ったというふうに理解していいのでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今おっしゃいましたように、コロナによる減少というのは考えられるとは思いますが、それだけではないと思われませんが、平成28年度から総合事業も始まりましたので、その効果等もあるのではないかというふうには思われますが、確実な分析結果は出しておりませんので推測の状態ですが、そのようなコロナの影響もあるものだというふうに思っております。

○6番（稲留光晴君） 今いただいているこの資料は、歳入はさっき申しあげましたように10億あたりから20億に近い、その中で繰越額がどんどん増えていっている。この関係で、これを見ますと繰越額が増えているということは歳出が減っているという判断ですね、私は見るんだけど。先ほどの歳出減というのも、やはりコロナの感染症とか、本来は私が思うには正常な経済活動ではないんじゃないかというふうに考えたりもするんですが、ちょっとそこへんを。正常ではない経済活動と、コロナ禍で巣ごもりとか、サービスに来たくても行けないとか、その中で巣ごもりでインターネット等による経済活動もあったけど、一般的に健康なそういうサービスを利用する方が外に出れないと。それによって体調が悪くされたり、皆さんのそういうつながりが薄れて高齢者の健康を破壊する。本当だったら歳出が増えるというのが、これから増えるんだと私は思うんだけど、やはり正常な経済活動ではなかったんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染症が発症してから、今、稲留議員がおっしゃいますように、正常な経済活動は社会全体が停滞してしまっている状況があると認識しております。また、介護保険の利用者等についても、コロナウイルス感染症のときには控えていくという、いわゆる三密の回避といったことから控えていくということも確かにあったと思っておりますので、御質問された意図はそのとおりだと思います。

○6番（稲留光晴君） 今、町長からお答えいただきましたが、あと、もう1点だけ、この資料のほうですね、令和3年度から、先ほど申しました差引額が2億6,000万、基金1億5,000万、繰越1億1,000万というふうに、この繰越額というのは次年度、次年度への収入ですね、3年間にわたってその期の最初の年、第8期だったら令和3年度に計画をするわけだから、最初はある程度出ても、だんだん、令和5年度に、今年になれば繰越が少なくなったりということで、本来は私は繰越額をこういうふうに基金とかというのじゃなくて返さなくちゃいけない、取り過ぎだから返さなきゃいけないというふうに私はちょっと思ったりもするんですけど。それを返さないで、基金の一部も取り崩さないで返さないで、私は返すべきものだ

と知っているんですが、町長はどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） そういった制度は介護保険制度にはないと思っております。先ほど御質問がありまして、介護保険制度がスタートした2000年、平成12年ですけれども、そのときの1号被保険者の負担割合は18%でした。それから、徐々に徐々に上がってきて23%に上がってきているという状況であります。それだけ施設の利用、介護の利用は行ってきて、負担率も上がってきているという状況でありますけど、そこで歳入歳出の決算状況が出たから、そういった対象の方々に変換するといったシステムはないと思っております。

基金繰入額を令和3年度から設けておりますけれども、こういったのもできるだけ介護保険料の負担額を抑えることができるようにということでこういった基金を持ってきたということでございます。

○6番（稲留光晴君） 今、介護保険料の値上げを抑えるということでもありますので、わかりました。

それでは、次の2枚目の資料なんですけど、介護保険料の推移ですね、所得段階と介護保険料の8期分を示せということで、これの中身を少し、どうなっているかをお願いします。

○町長（東 靖弘君） 所得段階と月額保険料を示せという御質問でございます。これにつきましても一覧表を作成させていただきましたので御覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず、第1期を御覧いただきますと、所得段階を5段階に設定しておりまして、そのうち第3段階を基準額とし、第1、第2段階を基準額以下に、第4、第5段階を基準より高く設定しております。なお、基準月額は3,238円でございます。

第2期の平成15年度からは基準月額を4,500円に、第3期の平成18年度からは所得段階を6段階に、第6期の平成27年度からは所得段階を9段階とし、基準月額を5,700円に、第7期の平成30年度からは基準月額は6,500円に、そして第8期の令和3年度からは基準月額を6,700円に設定させていただいております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 今説明のとおりですね推移を見ますと、第2期から第5期は基準額4,500円、月額で据え置かれておりますが、第6期から9段階になって、基準額が大きくとといいますか、引き上げられているんですね。私は思うんですが、5段階から6段階、あと9段階というふうには上げられていますが、所得段階が9段階ということはですね税の上昇分、9段階であるんだったら増収分が増えるんじゃないかと考えるんです。その辺はどうですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 第8期の現状で申し上げますと、今申されたように、9段階にすることによって保険料を抑えるための段階の多段階ということなんですけれども、給付費のほうの増加に伴いまして、前回は基準月額を上げないといけない状況ではございました。また、今、国のほうもこれを多段階化ということで、さらに段階を分けるということで計画されておりますので、それに従いますと、また所得の高い方からの負担の割合が高くなり、その分、低所得の方の負担の割合を減らすことができるのではないかとこのふうには思っておりますけれども、まだ、今は正確な情報が来ていないところですので、それをもってまた検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 第6期から、国によって低所得者ですね、ここにも書いてありますが、保険料軽減強化を実施している。これは、消費税増税分などを財源となっているとなっておりますね。第7期の令和元年ですね、平成31年10月から、第7期の令和元年10月より、消費税が8%から10%に値上げになっているわけですね。低所得者負担軽減はわかるんですが、この中で貧困層が増えてきているのではないかと考えるんですが、どうですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申されました保険料の軽減強化については、今ここにあるように消費税増税分をもとに、国または県、それから市町村の負担で1段階から3段階の方々の保険料は軽減させていただいております。

低所得の方が増えていくかどうかにつきましては、その辺につきましてはこちらのほうではどのようなふう経過していくかは何とも言えないところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 何とも言えないということなんです。高齢者の所得が減っているというのは、私ははっきりしているんじゃないかと思っております。

あと、ちょっと関連する質問ですが、介護保険の財源構成というのがありますよね。これは資料にはお出しされていませんが、公費が50%、保険料が50%というのがありますが、先ほどもちょっと町長から申し上げられました。この財源構成と規模についてですね、第1期から現在までの推移はどうなっているのか、ここあたりを、もしわかればですね。あと、第1号、第2号の保険料の割合は介護保険事業計画、3年ごとに人口で按分というふうになっているんですが、令和5年度の方は第1号保険料は23%、第2号は27%ということになっておりますが、国庫負担金の調整交付金と定率分、このあたりも1期からどういうふうに移しているのかわかれば教えてください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 財源の構成につきましては、毎年度決算でも申し上げ

ているところですが、基本的には歳出に企画しまして、半分が公費、半分が保険料ということで、その半分のうちの保険料部分については、現在が65歳以上の方の保険料が23%、40歳から64歳までの負担が27%というふうになっておりまして、交付金につきましては残り50%のうちの約半分を国、残りのさらに半分を県または市町村が担うという形になっております。

その保険料につきましては、今後、今策定しております計画の中で大体の事業量を見込みまして、それで本町の人口等を、高齢者数を見極めて、この23%で試算していくことになります。

それから、40歳から64歳の方の分につきましては、社会保険の支払基金のほうから本町の人口等に合わせて、それからまた、本町の歳出の状況に合わせていただいているところでございます。

公費負担につきましても、国・県につきましてはその年度、年度の見込み量をもとに、一旦、国・県から負担金という形でいただいております、超過分につきましては翌年度返還していくようなサイクルで財源を調整しているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 私が知りたいといいますか、第1期から始まって現在まで、国は3年度ごとに見直しということで私も前、一般質問で、見直し、見直しといっても値上げになっているんじゃないかというふうに反対討論をしたりしておりましたが。国庫負担金についてですね当初の頃からすると、調整交付金とか定率分というのは減っていると私は思うんですけども。コストカットというか、この30年間に、国はコストカットをずっと進めてきておりました。そのあたりは町として分析はどうされているか、おわかりであればお尋ねします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 国からの負担金につきましては、その年のルールに従ってこちらから事業量を報告いたしまして、それに伴ってルールどおりいただいているというふうに思っているところです。

それから、先ほど、65歳以上の方の保険料の割合のところでは、先ほど町長のほうからも第1期が18%ではなかったかということだったんですが、それ以降、約1%ずつ上昇して、現在が23%になっているところです。

以上です。

○6番（稲留光晴君） わかりました。

それでは、4番目の、各市町村で介護サービスに係る費用が当然異なるわけですが、本町の介護保険を利用する人、認定者分ですね、何人いるのか。あと、費用がかかるサービスというのが当然あるわけですけども、どういうサービスの需要が多

いか、5項目ぐらいでいいですので、上げてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

介護保険を利用する人がどれくらいいるのかという御質問でございます。令和4年度末時点でのデータで御説明させていただきます。

まず、要介護または要支援の認定をお持ちの方が979人いらっしゃいまして、そのうち、居宅介護サービスの受給者が566人、地域密着型サービスの受給者が81人、施設介護サービスの受給者が218人の合計で865人が何らかのサービスを受けていることとなります。その中で、利用者延べ人数が多いサービスは、福祉用具のレンタルが2,596人、通所介護、いわゆるデイサービス利用者が1,719人、介護老人保健施設、いわゆる老健利用者が1,560人、通所リハビリテーション利用者が1,484人となっております。

サービス費用で申し上げますと、介護老人保健施設給付費が約4億7,340万円、介護老人福祉施設給付費が約2億9,170万円、通所介護給付費が約1億7,190万円、通所リハビリテーション給付費が約1億1,980万円となっております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） ちょっと、そこあたりも私は資料をいただかないと、聞いても続きが出ないんですが。

本町として費用がかからないようにすると、こういったのをちょっと抑えなきゃいけないとか、そういった介護予防とかそういったたぐいもありますけども、これがちょっと最近増えているとかですね、今、町長が金額でおっしゃいましたけど、これを少し抑えれば町からの出し分が減るとするのはちょっと私も聞き取れませんので、再度。このサービスがちょっと多すぎてきたとかそういうのを分析をひとつ結果をお願いします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申し上げましたサービスの利用の状況については説明、また、決算等の資料でもございますので、よろしかったら、そのときのまた御説明させていただければありがたいというふうに思います。

サービス利用の状況なんですけれども、実際に一番、特に給付費の負担が大きくなっているのは施設サービスの給付費でございます。この分でやはり給付費が大分上がっているというのは見えているところなんです。施設でのサービスというのは、やはりどうしても在宅でのサービスを受けられない方にとっては必要なものでございますので、なかなか、どのサービスを抑えていくというのは難しい状況かなというふうに思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） わかりました。

それでは、5番目に入ります。現状は、要支援1・2というのが総合事業というところになっておりますが、来年度、国といたしますか、見直しをやっているわけですね、要介護1と2も介護保険から外すということについて計画が出ている場合ですね、こういう場合、本町としてそういう財政的にどんな問題が出てくるかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

議員のおっしゃることは、平成27年の法改正により地域支援事業が見直され、要支援1・2の方が受けられる介護給付費でのサービスの一部が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことを指すものと思われま。これは、要支援1・2の方が受けられる介護給付費のサービスのうち、訪問介護と通所介護のみを地域独自のサービスを含めた地域支援事業として受けることができるよう移行したものでございます。

議員のおっしゃる、要介護1・2を介護保険から外すことについては、受け取り方にも寄りますが、国は先ほどの要支援1・2に加え、さらに要介護1・2の方が受けられるサービスの一部を、介護給付費から地域支援事業で行うサービスに移行してはどうかという議論であり、移行した場合でも本町においてはサービスの差はないものとおもっておりますので、現時点では影響はないものと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 町長は今、言われました。ここに資料があるんですが、要介護1・2のヘルパーデイサービス等の総合事業移行に関して、総合事業地域支援事業の狙いは介護保険の縮小・再編、軽度者切り捨てによる介護費用削減、要支援1・2を手始めに、本命は要介護1・2の総合事業への移行となっているんですが。今私が申しあげましたことは多分起こりえると思いますが、どうですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申しあげましたとおり、今、要支援1・2の方が総合事業を利用されているところなんです、この総合事業につきましては、基本的にはサービスの内容は変わらないんですが、事業所の人員基準であったり、施設基準であったりということの緩和によりまして、サービスの利用負担が削減されるというんですか、利用者にとっては今までの介護給付費よりも安く利用できるというのが地域支援事業でございまして、同じように要介護1・2の方のサービス利用においても、1回当たりの、例えばデイサービス利用の料金が削減できるというか割安で利用できるようになるというような形で給付費といいますか保険料を抑えられるのではないかとということだとは思いますが、現時点では要介護1・2の方々のサービスを地域支援事業にという議論につきましては、第10期に向けての今議論

ということでございますので、明確なことはまだ国から我々も聞いていないところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 了解いたしました。

先ほど町長から言われました、令和3年度の歳出差し引きです2億6,000万、基金に1億5,000万ということで。その中で、令和4年度の決算で歳入の保険料不納欠損と収入未済額が200万円程度あります。次の質問に始まる前段ですが、令和4年度の繰越額1億1,000万円の決算状況であります。令和3年度、令和4年度も現年度滞納繰越処分合計は200万円を超えている状況。これらは全て、年間18万円以下の人たちは普通徴収ですから、繰り越し滞納分は全て普通徴収分なわけです。やはり低年金で生活をされていて、介護保険料も当然払えないと。軽減措置はあるんですけど、あっても払えない状況なんです。令和3年度、4年度も所得段階別1号保険者数を見ると、第1段階から第4段階の被保険者、低所得者層の人が6割も占めているという状況になっております。ですから、保険料の提言措置というのは、先ほど申しました令和6年度から軽減でしたですね、消費税が始まる前、第6期から提言措置をしているわけですが、令和4年度もこういう滞納者が増えてきているということなんです。

それでは最期ですけど、滞納者の所得階層と人数を示していただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和4年度末の実績でございますが、第1段階が26人、第2段階が7人、第3段階が5人、第4段階が5人、第5段階が2人、第6段階が10人、第7段階が2人、第8段階が1人、第9段階が2人の合計60人であり、滞納額が現年分125万5,020円、滞納繰越分89万610円の合計214万5,630円となっております。

滞納の原因は、低所得による納付困難が主なものでございます。ただいま稲留議員から、保険料の低所得層のことに触れられているところでありますが、確かに低所得の方々が増えてきているというふうには理解できるのではないかなと思います。国の方針としては、現在の9段階をどこまで上げていくのか。そうしながら、高所得の負担層を増やして、低所得層の負担をできるだけ緩和してきているという方針で審議されていくのではないかと思いますけれども。年金等がほとんど収入源になってまいりますので、私たちもこれらの背景を考えていくと、平均寿命も非常に長くなってきて長寿化が進んでいることが上げられることと、夫婦で健全なときにはそれなりに収入もあって生計も維持できていたものが、方や厚生年金の夫が死亡し

ていくと、やはり収入が非常に少なくなっていく、あるいは国民年金も少額であります、どちらかが亡くなってくると非常に収入が低くなってくることがあって経済的な貧困ということも当然上げられると思いますけれども、長寿化の中で年金制度、18万円ありますけれども、非常に満たない人たちが増えてきつつあるのではないかと。こういったところが制度の中でも改正されていくべきではないかと、私自身は認識しております。

○6番（稲留光晴君） 私もちょっとびっくりしております、第1段階から第9段階までがいらっしゃるわけですね。先ほど言いました18万以下の年金収入ということで、第9段階の方も普通徴収、2人ということなんですね、あと第1段階は26人と。私も第3段階ぐらいまである程度メインを占めているんじゃないかなと思って、滞納者の所得階層ですね、そう思ったんですが、第6段階も10人もいらっしゃるということで、この方は全て普通徴収、第6段階も9段階の人も普通徴収ですよ。特別徴収は全く滞納はないんですけども。第9段階の人も普通徴収の方もいらっしゃるんですか、いらっしゃるんですね。

○税務課長（川越龍一君） 第9段階の中にも普通徴収の方はいらっしゃいます。以上です。

○6番（稲留光晴君） 9段階、6段階といってもですね標準よりかなり高い月額があるわけですが。こういった方もやはり分納で役場に相談されたり、こういう状況で滞納督促が出たりしていると思います、要請はですね、分納してくれとか、相談があれば。直接差し押さえといかないわけですから。その状況はどうですか。

○税務課長（川越龍一君） 今、第9段階の2名という回答を町長はいたしたところなんです、1名が納め忘れの状態、4年度末を迎えて滞納となっていたということで、今現在は納付済でございます。もう1人が国税の税務調査を受けまして、5年間の遡及課税という結果が出たことによって、その分所得が上がったものから、その分が遡及を課税をされて、介護保険やほかの税金にも影響があるんですけども、それが一度に課税されたことによって一括納付が困難だということで、今、分納で納付をいただいているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 先ほど町長が、前の答弁の中で繰越額が増えていると、増やしているといいますか、8期も基金に積んで年金の上昇を抑えていくんだというふうにいわれましたので、9期もですね私は先ほど言いましたように現状維持か値上げは止めてほしいというふうに申し上げてこの質問を終わります。

それでは、2番目の、9月議会でも町長に畜産の支援策についてお尋ねをしました。この間、今年の5月の配合飼料価格高騰対策事業が出ました、1頭当たり1万

円、あと丸金に加入しておれば1万6,000円ですね、曾於中央市場のせり市に出した牛が1万円というのが出ました。先月、国の和牛子牛生産者臨時経営支援事業というのが出まして、7月から9月分の平均価格で支援交付金の単価が公表されたと思います。これは一時的な支援でですね7月から9月分は1頭当たり8万円でしたか、何世帯に幾ら、そこ辺をちょっとお尋ねします。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

子牛のせり市に出した頭数に対して8万2,000円交付されております。
以上です。

○6番（稲留光晴君） 何世帯というか、何頭とか、7月から9月分の何頭出て金額を幾ら出されたかお尋ねです。

○農林振興課長（上野明仁君） 金額につきまして、国からの交付になっておりますので、こちらでは把握できないところでございます。

○6番（稲留光晴君） 出ているんでしょう、平均価格、出ているんでしょう。九州沖縄は8万2,000円でしたか、1頭当たり。それで、本町はだから何頭出たというのはわかるはずですよ。だから何世帯で牛が何頭出て、幾らと。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前10時59分
再開 午前11時00分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） 総額、3か月分で5,092万2,000円でございます。

○6番（稲留光晴君） これを8万円で割れば頭数が出るということですね。それでは、後でまた聞きます。

次に行きます。9月議会において私は独自支援策を出すべきではないかと質問しました。町長の答弁は、大崎町なりにできることを考えたときに、国の政策がほしいのが1つ。それに併せながら制度を打つこと、持続可能な畜産農家であるべき支援、応援するには何がいいのか、そういったところを大崎町ならではのスタイルでやっていきたいと思っておりますと答弁をされましたが、この間、今、答弁をしていただきました補助金が出ているんですが、これに併せて支援策を是非考えていただけましたでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 昨今の畜産の状況につきましてはよく御存じのとおり、飼料高騰価格があつて、そしてまた消費低迷があつてなかなか肥育牛等の出荷が十分でな

いということが現状の姿であります。そういった中で子牛価格の低迷が続いてきているという状況でありましたので、国も基幹産業においてはこういった制度資金で助成をするという形で取り組んできておりますので、そういう様子を見てきたことが1つと、それから担当において畜産農家を訪問していただいて、どういう現状があるのか、こういう時期に導入する意欲がないかということも確認をしていただいたところです。あれば、そこに助成を打とうということを考えておりましたけれども、この調査の段階では子牛の低迷があつて経営を維持するのに大変なことだという認識があつただろうと思いますし、それに対して新たな子牛の導入補助ということについては希望も出てこなかったという状況であります。

基幹産業でありますことで、何とか畜産農家を維持できるようにという思いを持っていることは事実であります。今、こういった補助制度を使いながら支援はしていこうと考えます。また、11月のせり市では8万円から9万円程度、せり市価格も上がっておりまして、そこで1つの喜びはあるわけではありますが、12月、1月以降どうなるのか、そういったところも推移を見る必要もあると思っております。

○6番（稲留光晴君） 毎年11頃は上がるわけなんですね、例年は。私が心配している、町長が言われましたけど、先月あたりは新聞を見ますと平均的に5万ぐらい上がってきたかなというふうに思うんですね。これから私も、生産牛を80頭ぐらい飼われている方、大地主さんと話をしたんだけど、その方もクラスター事業で2,500万ほどクラスター事業を使われているということをおっしゃっていました。今までは月に子牛を2頭出せば何とか返済ができたんだと、それが今4頭出さないと大変だと。牛飼いを長くやってきたけど、もう疲れたみたいな、そういう顔の表情もされませんでしたけども、そういった方もお話をさせていただきました。だから、町長が先ほど10万円とか言われましたけど、今四、五万は上がってきているのは事実ですが、これがずっと、これから牛の価格が戻ればですねいいと思うんですよ。1頭売れば20万、30万の赤字、飼料が高騰しているだけでなかなか赤字を取り戻せない、預金を取り崩してという話もさせてもらいましたけども、これは大多数の人がそういうふうに思われている生産者、肥育農家もありますからですね。そこ辺ではまた、これから上がってくることを期待をしているというふうにその方もおっしゃっていましたが、なかなか厳しい現状があるのではないかと思います。

ふるさと納税の分も第3条で町長の権限で取り崩して使えるわけですから、来年度ですね、またせり市状況の様子も見て検討というか、補填をしていただければと思います。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 四、五万円ほどしか上がらなかったという質問でしたけれども、11月のJAそおのせり市は、平均9万2,388円、1頭当たり上がっておりますので、その後質問につきまして付け加えさせていただきたいと思います。

コロナ以降、需要が低迷してきたということは誰しもがわかっていることであって、肉の消費がなかなか進んでいない。その中で子牛価格が低迷している、そういった悪循環を繰り返していて、国としては輸出に向けた取組をされておられることと、インバウンドで非常に需要が高まってきたという報道もありますけれども、そういった経済の状況も好転に向かっていると、また状況が変わってくるのかと思いますので、これからの状況はずっと推移を見守りながら対応できるようにしたいと思います。

○6番（稲留光晴君） 先ほどの子牛の価格は新聞の読み違いかも知れません。今後、上がってほしいということでございます。

それでは、最期の、インボイスの登録取り消しに関する、取り消しもできるんだよという周知について、行政への周知が必要ではないかと思えます。周知をされているかどうかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） インボイスの登録につきましては、事業者ごとの状況によりそれぞれ判断していらっしゃるものと認識しております。

御質問の、インボイスの周知につきましては、その判断の一助になればと、町のホームページ内にインボイスの特集ページを設けて、国税庁や財務省のサイトやQ&Aを閲覧できるようにしているとともに、町の広報紙やFM大崎でも広報をしてくれているところでございます。また、積極的に情報の収集を行う個人事業主の方もいますので、問い合わせに応じて対応しているところでございます。

今後も、広報紙等での周知に努めてまいります。確定申告会場での周知や、2月に開催される畜産振興大会等において、町民が集まる集会の場での周知にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 私もホームページを開いたんですよ。それは最初からの、インボイスとは何だとかね、取り消しについてというのは、普通の人が見ても多分わからないんじゃないかと思えますよ。私のほうでちょっと聞きたいことがあるからということでインボイスが始まる前にありましたが、取引先ですね買ってくれるところ、例えば生産農家でいえば、買ってくれる人、自分がつくったものを買ってくれるところは、インボイスについてどういうふうな意見を持っていらっしゃるか電話で聞いてくれと私は申し上げたんですよ、取引先に聞いてくれということですね。周知をするということでわかりました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は、11時15分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前11時09分
再開 午前11時15分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回通告いたしました、人口減少問題と子どもの居場所の2点を質問いたします。

今までに何度か質問していますが、人口減少の問題点は労働力不足、そして税金など歳入が減少し、また交付税も減少され、高齢化がさらに進むことから、医療・介護費の増大など社会補償制度の給付と負担のバランスが崩れ、財政危機など様々な社会的・経済的な課題が深刻化することです。また、地域の経済、産業活動の縮小や後継者不足によって空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加し、空き家の増加とともに地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生の危険も高まるといった防災上の問題点なども発生し、地域の魅力低下につながってまいります。人口減少は、地域コミュニティの機能の低下に与える影響も大きいと思います。

そこで、まず、本町の人口の推計と推移をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の現在の人口でございますが、令和5年12月1日におきまして1万2,146人となっております。また、過去5年間の1月1日時点の人口推移につきましては、平成31年で1万3,170人、令和2年で1万2,936人、令和3年で1万2,758人、令和4年で1万2,448人、令和5年で1万2,398人と、毎年約200人前後で減少し続けている状況でございます。なお、令和2年3月に策定しました大崎町人口ビジョンの将来推計に寄りますと、本町の人口は昭和60年時、1985年の1万7,689人から年々減少傾向にあり、今後も減少傾向が続く、18年後の2040年で7,836人と予測しております。

以上で答弁を終わります。

○5番（児玉孝徳君） 毎年200人ぐらいつつ減少しているということです。

それでは、人口減少を防ぐため移住・定住の施策は十分なのかお尋ねします。

まず、現在行っている施策をお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

移住・定住施策に関する認識についての御質問でございます。現在実施している移住・定住施策についてでございますが、大きく2つの分野で実施していると考えております。

まず、住むための住宅そのものに直結した施策でございますが、住宅取得補助制度、シャルム文化通りやなのはなタウンなど子育て世帯向けの住宅整備、空き家の利活用を図るリフォーム補助や空き家バンク制度、そのほか、持留地区、野方地区における分譲地の整備などを行ってまいりました。本年度からは新たに町内の単身世帯向けの居住環境を確保したいという観点から、民間の賃貸住宅や立地企業における従業員向けの社宅等整備に対し、建設費用の一部を助成する民間賃貸住宅建設補助事業に取り組んでおります。

次に、生活全般に係る経済的な負担軽減を図る支援措置を実施しておりますが、御結婚された夫婦に対する結婚新生活支援事業や、移住して就職した方に対する移住支援事業、そのほか、子どもの医療費を全額助成する子ども医療費助成制度や学校給食費に対する補助制度、リサイクル未来創生奨学金制度等がございまして、様々な観点から取組を行っておりますが、十分かどうかについては常に改善の余地があると認識しております。

私の思いとしまして、本町で子どもたちを生み育て、社会増減である転出と転入の人数差をできるだけ縮小していきたいという考えがございます。このため、これまでの取組に加えて子育てをしやすい環境づくりやワーケーション事業、空き家の有効活用などを実施していくことで若者の地域への関心を高めながら、引き続き人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○5番（児玉孝徳君） 今、いろいろな施策を述べていただきました。施策というのをですね各自自治体ですね人口減少は喫緊の課題となっており、いろいろな施策が考えられ、行われています。本町独自のもあります。今や移住者の取り合いとなっています。本町でも、住民の意見をもっと取り入れ、先ほど町長が言われました、常に改善の余地があると考えているということです。住民の意見を取り入れた住民主役のまちづくりが必要なのではないか、町長の見解をお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問のとおり、住民が主役となるまちづくりが必要であると認識しております。例えば、地域住民や団体が地域の課題を私ごととして自主的に考えたり、それぞれが取り組んでみたいことにチャレンジできるような機運が、住民主役のまちづくりへつながるのではないかと認識しております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳君） 住民主役のまちづくりが必要だということです。是非、住民から上がってきた意見、要望、そういったものを施策の中に取り入れて人口減少対策につなげてほしいと思っております。

それでは、現在、本町が行っている空き家バンクの取組状況ですね、取組は十分に機能しているのか、効果があるのかお尋ねいたします。

ホームページを見ていてもですね更新されていなかったりして、魅力ある物件が少なく感じます。知人などがですね家がほしいとかいってホームページとかに載っているよと言っても、いい物件がないよという答えが必ず返ってくるような状況なのです。どのように考えているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

平成24年度から空き家等を有効活用し、人口の増加及び町の活性化を図ることを目的に実施しております。町内の貸したい家、売りたい家及び土地、並びにアパート、マンションの空き室情報をホームページに無料で公開し、情報提供を行っております。

令和5年12月1日現在の登録物件は、貸家などが15件、売り家などが30件、アパート、マンションの物件情報が9件、合計で54件となっております。また、令和元年度から令和5年12月1日現在までの実績を申し上げますと、空き家、空き地を含めた物件の登録数につきましては92件、空き家等の情報を利用したい方への登録者数は100件、制度を通じた賃貸借や売買契約成立の件数は34件となっております。そのうち、移住につながった件数としては24件となっており、空き家等の有効活用や人口減少対策として一定の効果は上げていると考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 今、町長のほうから、一定の効果は上げていると考えているということでしたが、そこまでないように感じるんですけど。ほかの自治体とかですね民間の不動産などの意見を取り入れてリノベーションをするなりして魅力ある物件、こういったのが行われております。買おうかなと思わせるような物件になるように、不動産と提携してですねリノベーションするなりして魅力ある物件を増やしてほしいと思いますが、そのような考えはないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 実際、現在も空き家調査等を実施しておりますけれども、空き家で改修しながら利用できるもの、そういったものが持ち主の協力を得ながら有効に活用できればという、そこが一番期待するところであります。24件という成果については、そういう御理解をいただいた上での物件だと思っております。空き家が非常に多いという状況があります。これは全国的な大きな課題ですけれども、空

き家で本当に使えるものを実際に活用させていただいて、そこをリノベーションしていくことは調査しながら、そしてまた持ち主と交渉しながらそのように取り組んでいくべきだと思っておりますので、今後、努力してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳君） 今後努力していくべきだと考えているということでしたので、是非、そのようにして行ってほしいと要望しておきます。

それでは、人口増加の鍵となる子育て支援についてです。以前、私が出産祝い金を贈れないか要望したところ、すぐに10万円出すということを決めてもらいました。非常にありがたく思っています。

しかし、議員研修に行った豊後高田市では最大200万円の祝い金を出しています。支給の方法も巧妙で、第1子と第2子は本町と同じく10万円ですが、第3子は50万円、それも最初生まれたときは10万円で、1歳になったときにまた20万円、2歳になったときに20万円の合計50万円を支給しています。第4子も、最初10万円、1歳から3歳まで毎年30万円の合計100万円、第5子は最初は10万円、そして1歳から5歳までは毎年30万円を、6歳で40万円の合計400万円という祝い金を出しています。ほかにも、全国トップレベルの子育て支援として、所得制限がなく全世帯へ拡充した高校授業料の無償化、子育て支援拠点施設を市内4箇所に整備しているほか、大分県内17年連続トップクラスの学力となる子どもたちに多様な学びの取組を行う学びの21世紀塾を、無料で市が運営しています。特徴的なのは、中学生が小学生の勉強を見たり、高校生が中学生を学習サポーターとして見てくれたりする点です。さらに、退職教師が塾の講師、市民の方が講師となっている点でもあります。また、市内の中学校は、毎週水曜日は部活を休みとし、放課後、授業の復習をしている点でもあります。ほかにも体験活動などいろいろな講座を行っているようです。

本町でも、このような取組はできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 現在、国において制度化され、実施しているものとしたしましては、出産まで無料で受けられる妊婦健診をはじめ、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの手当に関します制度や、保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育、放課後児童クラブ、地域子育てセンター、子育て包括支援センターなどがございます。

また、本町が独自で実施しております施策といたしましては、令和5年度から実施している保育料の完全無償化となる、3歳未満児の保育所利用者負担金無償化給付事業をはじめ、新生児10万円給付事業、障害を持つ園児を預かる園に対しての障害児保育事業補助金、子どもの居場所、交流の場としての子ども食堂支援事業補助金、チャイルドシート無料貸し出し、子ども医療費の18歳まで無料化、不妊治

療費の助成、学校給食費の一部助成、小学校・中学校入学時3万円の支援、リサイクル未来創生奨学金などがございます。

また、定住促進を図るため、環境配慮型定住住宅取得補助金を実施してきておりますが、基本額のほかに、義務教育終了前の子が1人の世帯であれば25万円、2人以上の世帯であれば50万円を加算するなど、子育てしやすい町を目指して様々な取組を行っているところでございます。

議員におかれましては、本町のこういった制度を周知の上で、ただいま先進事例を紹介されたところでございますが、出生児等に対する50万円の第3子、第4子に50万円の支給とか高額な出生祝い金でありますけれども、そういった御紹介、それから教育の町を推進することによって学びやすい環境づくり、そこがまた人口増につながる源といったことになるのではないのかと、ただいまの御意見を伺いながら思ったところであります。

今回、国において異次元の子育て世代といわれますけれども、こども家庭庁がスタートして子育て基本法が制定されて、4月1日からいろいろスタートする。各省庁の制度をこども家庭庁に集中するというところで430人ぐらいのスタッフでやるということですが、その中で国として、先ほど児童扶養手当、児童手当という施策でしたけれども、こういったことも含めて子どもの権利を守るという形でいろいろ制度が構築される。これは国としてやるべき当然の姿であろうと思っております。そのほか、我々の町で、まだこれに対してどういうふうにつけ加えていったらいいのか、そういったことはただいまの意見等をもとにしながら勉強してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳君） 本町のいろいろな支援を行っているということですが、学習に対する支援がもう少しあったらいいのかなと思っております。先ほど言いました豊後高田市の学びの21世紀塾ですね、もう少し詳しく言いますと、幼稚園英会話講座、小学生放課後寺子屋講座、中学生夏期特別講座、高田高校生のための学びの21世紀塾とかですね、先ほど言いました、水曜日は中学生全部、部活は休みにするとか、そういった形で取り組んでいます。本町でもですねその辺は見習って何か取り組んでほしいと思います。その辺を要望しておきます。

それでは、人口減少に伴い、自治公民未加入者が年々増えてきています。課題として、核家族化、情報化社会においてライフスタイルや価値観が変わり、地域活動へ参加する機会が減少しています。町の体育祭もできないんじゃないかという、町民体育祭ですね、そういった声も聞いております。また、自治公民館に加入すると役員とならないといけないので加入しないという方も多くいます。このことにより、地域の安心・安全や環境対策など、これまでの地域のつながりが薄れてきています。

そこで、本町の現在での自治公民館未加入者への取組状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自治公民館未加入者への取組状況でございますが、従来から、役場窓口におきまして転入者・転居者の方々への案内に努めております。また、自治公民館長研修会の場において加入案内のチラシ等を配布し普及に努めております。そのほか、令和4年度から、がんばる地域応援交付金の対象項目として、自治公民館加入促進事業を追加いたしました。この項目は、未加入者の方々が自治公民館行事等に参加いただいた場合に交付金の上乗せの対象となるものでございますが、御参考までに、取り組んでいただいた自治公民館が8自治公民館で、合計33世帯の参加がございました。

自治公民館への加入促進については、従来から決定打となる取組がなかなか見いだせていない状況でございます。町及び各自治公民館の双方の取組が重要であると認識したところでございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 自治公民館の未加入者については、以前にも質問しました。決定打がないと今おっしゃられました。強制はできないので、ライフスタイルが変わった現在ではなかなか難しいと思いますが、引き続き加入促進を要望しておきます。

では、町からの配布物についてですが、現在、本町では自治公民館加入者の世帯だけ配布され、未加入者については配布されず、広報紙などが置いてあるところ、スーパーとかそういったところで手に取るといった形になっています。広報紙や議会だより、町からのお知らせなどは、全世界帯へ配布するのが本来の姿だと思います。他の自治体では、業者に委託したり、自治公民館へお願いし、その地域の全世界帯へ配布するように委託したりしているところもあります。本町ではどのように考えているのかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町からの広報等の配布物につきましては、現在、自治公民館加入世帯は自治公民館からの配送をお願いしているところでございます。

また、それ以外の自治公民館未加入世帯における配布物につきましては、広報紙に限り役場及び支所、町内のコンビニエンスストア、金融機関、郵便局など、自由に手にとっていただけるような環境を整えております。

一方で、自治公民館未加入世帯のすべてに町からの情報が行き届いているのかという点を考慮した場合、決して十分でないと感じておりますので、ペーパーレスでの広報や配布の手法について、住民の皆様のニーズ調査をしたいと考えておりま

す。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 業者へ委託とか、公民館へその地区は全部配布してくれという
お考えはありませんか。

○町長（東 靖弘君） 現段階では、役場からの広報、発送文書等については職員が全
部各集落に持参をしております。これは行革の一環として取り組んでおりまして、
経費削減ということもあってずっと続けているところでございますので、そのこと
ころは御理解をいただきたいと思えます。

ただ、ここで御質問がありました、すべての住民に対しての広報紙の配送となっ
てくると、また状況も変わると思えますから、そのときはそのときでまた対応を考
えていかなければならないと思えます。いつもこの問題については、質問も受ける
し、なかなか解決できないことで悩みも大きくなっているという状況が現実の姿で
あります。したがって、自治公民館未加入者という問題を解決する手法を講じてい
って、自治公民館未加入者がいない集落であったり校区であったりということを目指
していくことが本来の姿であろうと思っておりますので、そういった手法等も考え
ながら、今後進めていきたいと思っております。

いつも疑問に思っているのが、大崎町の広報おおさきを配ったときに、どれぐら
いの方が実際手にとって読んでいただいているのかという、それが資源ごみ回収で
どんと出てきたりすると、ちょっと悲しいということもあります。あるいはまた、
議会広報がどれくらい手にとっていただいているのか、社会福祉協議会や警察から
の情報とかいろいろありますけれども、この文書自体をどのような方々がどれくら
い見ていらっしゃるのかということは、なかなか把握できない。そういったものが
ありますので、今回、ニーズ調査とお答えましたけれども、実際、自治公民館未加
入者の方々に対してもどう考えられますかというニーズ調査をやると考えているこ
ろでございます。

○5番（児玉孝徳君） 今、ニーズ調査をやって考えるということでしたが、是非、そ
の辺は実施していただいて、実際、今、集落に加入している方でも、要らないとい
う方もいらっしゃると思えます、ホームページを見るからとかですね。そういった
要望があったら部数を減らすとか、そういったことで経費削減にもつながると思
います。全戸配布は、一応皆さん、本町で税金を納めていらっしゃるのでも平等な
権利だと思っておりますので、是非ですね委託も含めたところで考えていただきた
いと思えます。

それでは、少子高齢化により行事参加者の減少、役員の担い手不足などにより、
未加入者が増えている現在ですね、本町においても地域コミュニティ協議会を設置

し、幅広い団体の参加のもと、魅力ある地域づくりに向けての取組を進めていくべきだと思います。自治公民館より広い小学校区での各種団体が連携し、町民が主体となる地域づくりを目的とした地域コミュニティ協議会への取組の考えはないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、地域コミュニティ協議会につきましては、平成20年代半ば頃から、国及び鹿児島県が推進する地域住民による共生・協働の自治組織のことではないかと認識しております。本町でも、過去、住民が主体となった自治組織の必要性を地域の方々と協議し、平成24年4月には野方地域づくり協議会を設立、平成24年8月には持留地域づくり協議会を、さらに平成26年5月には菱田地域づくり協議会を設立した経緯がございます。現在でも、3つの団体は継続して活動していらっしゃいますが、その活動は、自治組織として限定的な活動ではないかと認識しております。

そこで、今後は、自治組織や協議会の在り方について、地域の方や団体と協議し、さきの御質問にもありました、住民主役のまちづくりについて研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 地域コミュニティ協議会ではですね、この前も福岡県の香春町ですね、そこの採銅所地域コミュニティ協議会というところに視察に行ったんですけど、町からの支援もあり、すばらしい取組をされております。住民主役ということでやっていらっしゃいます。町からの支援があつてこそできると思っております。課題の共有、方策、協議、検討して進めるべきだと思います。行政の支援ですね、活動支援ですね、それから助成も必要です。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 時代が大きく変わってきておりまして、先ほど自治公民館未加入者問題にも触れたところでございますが、なかなか住民同士の交わりが少ないという時代になってまいりました。1つの組織、組織の中で活動されますけれども、集落内において、あるいは分館内において個々につながりをつくるという組織自体が少ない状況かと認識しております。

多様ないろんな組織が、例えば学校区において集う、そして課題を話し合う、解決に向けて動き出すといった方向性に向けて地域づくり協議会や地域コミュニティ協議会は、まさに今、必要だろうと思っております。そういう進め方の中では自治公民館未加入者とかありませんということになりますので、全員がこのコミュニティ組織に入ってくださいということになりますので、そういう方向性を持って

進めていったほうがいいんじゃないかということは認識しておりますので、御質問の趣旨に沿いながら勉強してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳君） 今、町長がおっしゃられました未加入者の問題にも解決の一助になるんじゃないかということで、今後、是非ですね取組を進めていただくよう要望しておきます。

次の質問に入ります。子どもの居場所についてですが、本年4月にこども家庭庁が発足しました。「こどもまんなか社会」への実現に向けて、こども家庭庁は自治体と連携し、支援や監督を行って、子どもたちが健やかに育つために必要な環境の整備を行う機関となっています。

そこで、本町での取組はどのように行っているのか、どのような計画がされているのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町が「こどもまんなか社会」を目指して実施している取組でございますが、先ほどの答弁でもございました児童手当などの各種手当への支給や、令和5年度から実施している保育料の完全無償化などの保育事業、新生児10万円給付事業などの給付助成支援事業なども、その取組として実施しているところであります。

また、国は、「こどもまんなか社会」を目指すことを理念として、首相直属の組織であるこども家庭庁を本年4月1日に発足し、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針を定める子ども大綱を、年内には策定する予定であります。

本町としましても、この子ども大綱の内容に沿った施策を検討していきたいと考えているところでございますが、まずはすぐに行えることとして、12月1日に児童や関係者同席のもと、子どもまんなか応援サポーターを宣言いたしました。この子どもまんなか応援サポーターとは、国が政策を推進していくための1つの施策であり、子どもたちのために何がもっとよいことなのかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという子どもまんなか宣言の趣旨に賛同し、その取組を応援し、自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を子どもまんなか応援サポーターと位置づけるものであります。

そのため、町としましても、この応援サポーターとしてこれまでの取組を拡充しつつ、地域の皆様にもこの宣言の趣旨に賛同していただけるよう周知広報をしてみたいと思います。

○5番（児玉孝徳君） 子どもまんなか応援サポーターですね、この前、新聞にも出ていましたね。子どもを地域で育てる拠点づくりが必要だと思います。低学年の子どもが主に利用している学童などは、現在実施されている保育園や子ども園がありま

すが、通っていない子どもは家に帰ってゲームばかりしているなどが多いように思います。先ほどの豊後高田市で行っていた、もっと誰でも、いつでも自由に利用できる場所、幼児だったら保護者も一緒に通えたり、小学校低学年の子に高学年が勉強を教えたり、高学年の子には中学生が教える、中学生には地域の方が教えるなどの場所、勉強ばかりではなく、いろいろな体験もできる、遊び方も教えるなどの拠点づくりが、拠点というか居場所づくりが必要だと思います。定年された方、時間のある方など地域の方々が交代してとか、いろいろな方法はあると思います。それに加え、行政からの支援も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域で育てる拠点づくりについての御質問でございます。先ほど申しました子どもまんなか応援サポーター宣言の中では、町民や団体、企業の皆さんと「こどもまんなか社会」に向けての協働を掲げております。そういった意味でも、例えば学校や分館単位などの地域ごとに子どもたちを守り、育てる拠点づくりができないかを一緒に模索する必要かもしれませんが、ニーズであったり地域資源であったりと、まだまだ必要な情報が不足しているため、まずは調査研究から進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳君） 拠点づくりが必要だということです。各校区にこのような場所ができればと思います。先ほどの地域コミュニティ協議会がこのような場所になればいいと思います。是非、立ち上げからお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 子どもから高齢者まで様々な思いをいただいている人たちの集合体でありますので、地域コミュニティ協議会といった中で十分そこが機能するように、そういったことが一番求められることでありますので、その中での主体的な活動はどういうものなのかということも考えながら取り組んでまいります。

○5番（児玉孝徳君） 地域コミュニティ協議会の設立マニュアルというのも示されております。こういったことも紹介してですね、1箇所からでもいいですので、是非、この活動に取り組んでほしいと思います。

では、児童館についてですね。これは先日行われた「あなたのそばに県議会」の中で、尚志館の高校生が質問したことです、高校生や中学生が集まれる場所がないということで、児童館は18歳未満の子どもが通える場所とされています。つくってもらえないかという質問でした。県議の答えで、志布志市に2箇所あるということでしたが、実際の内容は学童という形が主流になっているような感じがします。

この児童館を先日行ってきて、どのような使われ方をされているか聞いてまいり

ました。以前はですねバンドを組んだりして高校生も使っていたが、今は学童とほとんど変わらないような使い方で、中学生は何人か来ているという形です。

本来の児童館の概要というのを町長は御存じだと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 概要がどうだということは具体的にはわかりませんが、児童館の御質問があったということでありましたので、担当課長のほうでそういった先進事例も調べてまいりました。実際有効に活用されているかということ、そうではないということでもあります。ただいま児玉議員がおっしゃいましたように、学童保育であったり、放課後児童クラブであったり、そちらのほうに通う子どもたちが多くて、そういったところが機能している状況であるという実情ということ伺ったところでもありますので、どうやったらそういったところが機能していくのかということがありますが、中学生や高校生といった方々が常に児童館を利用するかということ、そうではないということになりますので、勉学の間として利用する場ということが大きな捉え方ではないのかと思いますので、そういったところの施設提供はどうできるのかといったことを考えることは必要であることと、子育て中の保護者の方々が一同に集っているいろんなことを話し合いしていくことや日常の語りをやる、井戸端会議みたいにするといったことへの方向性といいたしでしょうか、そういったところを構築していくことは一番大切なことではないかと思います。児童館についてはもっと勉強いたします。

○5番（児玉孝徳君） この前、質問をした高校生は、自分たちの居場所を求めての質問だったと思います。児童館の概要はですね地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設とされています。本町には児童館もございません。

そこで、本町で、もっと自由に中学生や高校生が参加できる、先ほど言いましたとおり、高校生がバンドを組んで活動していたという例もありますので、そういったことで利用できる、学習の場というばかりではなくて健全な遊び、情操を豊かにすることを目的とした児童館ができないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 現段階では整備するということはお答えできませんけれども、今お話を伺いながら、図書館、あるいは中央公民館といったところを合理的にといいたしでしょうか、整備しながらそういう役割を果たしていくといった方向性を捉えることはできるのかなと思います。

以前、今、三文字にありますマルシェで高校生がずっと勉強をしているという報告も受けたところでございますので、1人で勉強をしたい、あるいは複数人数で勉強をしたいという環境を、自宅でなくてそういう環境整備が整っているところで勉強したいという思いであったと伺っております。

児童館の定義はそういったことでありますが、今、多様な提供をいろいろやっておりますので、そういった中でどういうふうに位置づけていくのか。立派な施設でなくても、ちょっと学ぶ場所があったり、自分の居場所がつくれたりといったところは立派な施設整備でなくてもできることでありますので、そういったことは話し合いをしていきたいと思えます。

○5番（児玉孝徳君） 実際、そのようなですね、立派な建物ではなくても話し合っていきたいということです。

高校生が居場所がないということで、児童館がほしいというふうに質問しているわけですね。需要はあると思えます。勉強をする場というばかりじゃなくてですね、先ほど言いましたとおり、児童に健全な遊びを与えて、その健康増進し、という目的がありますので、その辺も加味したところでの対策をお願いします。

私が思うんですけど、前にですね小学校と一緒に公民館をつくれないう、小学校の中にですね、と質問しましたが、その後のことですが、前例がないということでした。コミュニティ協議会だったらできるのではと思えます。各小学校の隣に、ちょっとした建物で子どもたちが集まれる場所、学習する場所、遊べる場所、それがあれば、子ども食堂もそこで行えると思えます。1箇所からでもいいですから、コミュニティ協議会の事務所として設置するべきだと思えます。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御要望として承っておりますけれども、現段階で児童館を整備することについては、先ほどこういったところでもできるのではないかとということでお答えしているところであります。

コミュニティ協議会の拠点を整備して、そこでそういった役割も果たせるんじゃないかということでもありますけれども、組織をどういうふうに持つていくのか。組織は大変必要でありますので、そこで地域の皆さん方が多様な意見を述べられた中で、自分たちの地域コミュニティではこれをやっといこうといった意見を述べていただいたら協議や吸い上げといったことは必要だと思っております。

○5番（児玉孝徳君） このような場所を保護者は望んでいます。それができれば、移住者も増え、人口減少の対策となると思えます。

先ほど言いましたコミュニティ協議会の設立マニュアルは、立派なのが示されております。町からの補助、助言、そういったものを示していただいて、各校区でこういった形でコミュニティ協議会が設立されて、また子どもたちが集える拠点ですね、そういったものができるかと思えます。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 述べていただいておりますので、おっしゃっていることは大体理解はできております。要は、子どもたちが本当に楽しく、健やかに育つ環境がつくれているかということが重点的なものとなっておりますので、そういったこと

も踏まえながら考えていきたいと思えます。

まちづくりにおいても、とにかく住民の皆さん方が求めているのは、立派な施設整備でなかったりする場合もあるし、あるいは町の一角に小さなお店をつくってほしいとか、本当に望むことがそういったことで、住みやすい環境がつかれるといったことがありますので、そこはそういった方々の意見を吸収しながら、どういうふうに制度化できるかということは考えていくべきことだろうと思えます。

○5番（児玉孝徳君） 町長、ふるさと応援基金が本町にあるんですよ、子どもたちのために使うとしているのではないのでしょうか。子どもたちのためにですね先進地になってほしいと思えますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ふるさと応援基金は今まで57億円ほど基金として持っております。確かに子育て環境を整えていくことは中心的にやっていかなければならない。そしてまた、商工事業者といった方々がふるさと納税として参加しておられますのでいろんな事業者の意見を酌みながら整備していくこととか多様なものがありますが、もちろん御質問あったように子育て環境を整えていくということは当然考えるべきであります。それを充てるかどうかというところで、先ほど地域コミュニティ協議会というお話がありましたけど、やはり住民が主役でありますから、そういった方々の意見を十分踏まえた上でどういう方向性を持っていくかということが一番大切なのかと思えますし、今、そういった協議会の御意見が出ておりますので、そういった方向で我々も取り組んでいきたいという思いもありますので、そういった中で吸い上げていくことであろうと思えます。

○5番（児玉孝徳君） 住民の意見をですね吸い上げていくということでしたので、是非、そういった意見が出る場を設けていただいて、今後ですね検討するというのではなくて実施していただくように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、町長から、午前中の一般質問における発言について訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定により議長において許可いたします。町長、説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） お詫びと訂正のお願いを申し上げます。

午前中にありました児玉議員からの御質問の答弁で、自治公民館未加入世帯のことを「区外」という言葉を使いました。つきましては、「区外」の表現を「自治公民館未加入世帯」という正しい言葉に訂正させていただきますので御承認くださいますようお願いいたします。大変失礼いたしました。

引き続き、3番、岡元修一君の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一君） 私は、買い物弱者対策と鳥獣被害対策について質問します。

大崎町に住んでいると、面積は変わらないのに町が静かになったなど感じてしまいます。そのわけは、人口が減ったことに尽きます。単純に30年前と比べるとは酷ですが、記憶の中での合同運動会の様子を思い起こすと分かります。人口が減ると、日常的には会う人が減り、おのずと会話の機会も少なくなります。地域の行事も減って、出かける理由も自分のことのみに限られてしまいます。おのずと笑顔も少なくなり、心身ともに健康とは言えなくなります。独り暮らしでも、毎日笑って過ごせばいいのですが、そうとばかりはいきません。

高齢者のスポーツとして人気のグラウンドゴルフも、競技人口の減少や高齢化が目につきます。しかし、そんな中で、先日のかごしま国体での活躍は町民に元気を与えてくれました。本当にうれしいニュースでした。

人口減少は行政に努力を求めつつも、国を挙げての問題であるために、簡単に解決できない現実があります。

そこで、私はこう考えます。前向きに現状を受け入れつつ、人口の2割増のような活気を皆でつくり出すことはできないでしょうか。現在、町の人口は1万2,000人余りですが、1.2倍にすると1万4,400人です。この人口に近かったのが、5年おきの統計でみると、平成22年の1万4,215人です。この年は菅内閣が発足し、小惑星探査機はやぶさが小惑星イトカワの粒子を苦難の末、7年ぶりに地球に持ち帰りました。本町では、平成18年から始まったリサイクル率日本一の記録を更新し、一大イベントの町民体育祭では菱田分館が7連覇しています。この後も連勝記録を8区の11回まで延ばしました。住民の暮らし、主に高齢者の暮らしに、22年当時のような活気をもたらすには、現在に適応した利便性や快適さを提供するサポートが必要です。そのために、現状問題の対策を早急に講じる必要があります。対策を必要とする案件としては、高齢化に対応した生活環境の整備、公共交通機関の廃止などによるアクセスの悪化を補う交通手段の確保、地元の小売業の廃業による食料品や日用品の購入困難を解消する仕組みの構築などが考えられます。

そこで、町長にお尋ねします。本町における後期高齢者といわれる75歳以上の方の人数、その中で独り暮らしの方の人数、そして家族構成が75歳以上の世帯数

をお示してください。これを、最初の質問とします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における75歳以上の人口は、令和5年12月1日現在で2,149人です。その中で独り暮らしの方は1,239人、家族構成が75歳以上のみの世帯は1,693世帯となっております。

以上です。

○3番（岡元修一君） それでは、お示しいただいた2,149名の人数を基本に、高齢化に対応した生活環境の整備、公共交通機関の廃止などによるアクセスの悪化を補う交通手段関連から、交通弱者について質問いたします。

それぞれの項目が引き起こす1つの問題として、運転免許証の自主返納があります。親族からの勧めや、本人が心身ともに考えた時期にさしかかっても、住んでいる地域の実情から、運転の不安を考えながらも生活を維持するために更新を続けるを得ない現実があります。私どもの地域でも、あと切り替えまで2年だ、3年だといわれた後に、次の更新ができなくなるとどこへも行けなくなるという、将来に不安を持った声をよく聞きます。運転ができなくなると行動範囲が極端に狭められ、基本的な生活スタイルが脅かされます。

それでは、本町の後期高齢者の免許証の自主返納者数と、本町及び県全体の返納率をお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、お答えいたします。

本町では、後期高齢者の交通事故を防止する観点から免許証の返納を促す事業を行っておりますが、令和4年度でこの事業を活用し、免許証を返納された75歳以上の方は50名でございました。

また、免許証の返納率でございますが、令和4年の鹿児島県全体の返納率は0.5%となっております。なお、本町の返納率につきましては把握できていない状況でございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 先ほどの質問でも触れたとおり、免許証を自主返納された方は、個人での移動が極端に狭められます。御本人の返納理由及び返納後の生活スタイルは、移動手段を含め、どのように変わったか。それから、本町に対して要望を調査したことがありますか。あれば教えてください。

○町長（東 靖弘君） 免許返納者に限った調査については行っておりませんが、令和4年10月に、公共交通計画策定に係る住民アンケート調査を行いました。その中

で、「外出時に交通手段がなく困ることがある」との回答は、全体の4.2%でございました。年齢層で見ると、70代、80代以上が多くなっており、交通手段がなく困るときの外出目的についての回答は、「通院」の64.7%に次いで、「買い物」が58.8%という結果でございました。

なお、アンケート結果については、現在は困ることがないと考えている方が9割を超える一方で、自由回答では、免許返納後の生活に不安を感じているといった将来的な不安についての回答が多いという結果になっております。

今後、高齢化の進展から、買い物や外出時に困る住民が増えることも想定しているため、免許返納後のサポートや交通手段の確保について検討を進めることが重要であると考えております。

以上です。

○3番（岡元修一君） 免許証自主返納したばかりの方に対して、本町は何か特化した支援をされていますか。されていれば、その目的と根拠はどういうことですか、お伺いします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本町では、平成25年度から大崎町高齢者運転免許証自主返納推進支援事業を実施しております。この事業は高齢者の運転による交通事故の抑制を図ることを目的としており、運転免許証を自主返納した75歳以上の高齢者に対し、1人につき1万円を交付するものでございます。なお、申請は1人につき1回限りとし、運転免許証を自主返納した日から起算して1年以内に行うこととなっております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 支援は1回のみと解釈しましたが、回答でも触れられたとおり、返納後は年齢とともに通院など移動目的が重要になってきます。私は、移動補助という支援まで拡充させて、せめて2年以上の支給を考えてみるべきだと思えます。これについて、町長の考えを示してください。

○町長（東 靖弘君） 現段階での支給の年数や金額を増やすという考えはないところでございます。高齢者に限らず、障害をお持ちの方など交通弱者といわれる方々への支援は必要だと考えております。

現在、関係機関、団体の代表者で構成される大崎町地域公共交通活性化協議会で本町に合った支援策等について協議している段階でございます。

○3番（岡元修一君） 今まで交通弱者対策については、同僚議員が今まで数多くの質問及び提案を行ってきています。本町も重要な検討議題と回答しています。是非、よりよい解決に向けての前向きな取組をしていただきたいと、改めて思います。

そこで、私は地元の小売業の廃業による食料品や日用品の購入困難を解消する仕

組みの構築に重きを置いて質問します。

2018年の農林水産省の調査では、825万人の買い物難民がいると発表しました。また、本年9月27日の南日本新聞の1面に、令和5年度鹿児島県買い物弱者実態把握調査が掲載されました。もちろん、本町も調査対象になったと思いますが、本町の調査結果と近隣市町村と比べた状況はどのようなものだったかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、本年9月27日付南日本新聞に掲載されました買い物弱者等実態調査につきましては、鹿児島県が実施したもので、本町は県が指定したエリアから10箇所の自治公民館を指定し、さらにそれぞれ10世帯への方へ、アンケートに対する協力依頼を行ったところです。

調査結果は、町内を201箇所に分けしたうち、高齢者の割合が多く、食料品や日用品の店舗が少ない買い物困難地域が30.8%でございました。鹿児島県全体の34.7%という結果や、大隅地域4市5町の38.9%と比較いたしますと、本町は買い物困難地域の割合が少ないという結果でございました。

また、大崎町における買い物困難地域に在住する人口は全体の16.9%で、2,109人という結果でございました。県全体の9.3%という結果や大隅地域4市5町の16.1%と比較いたしますと、本町は買い物困難地域に在住する人口の割合がやや高いという結果でございました。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） やはり、困難と感じている人の割合は多いと感じます。

それでは、2番目の、買い物弱者対策関連について質問します。買い物弱者問題を考えるとき、対象者が中山間地に限らず各学校区、中心部にも発生してきています。町内を回ると、各小学校付近に個人食料品店が見当たらないのが、持留、大丸、菱田と思われれます。商店が営業している野方、大崎、中沖でも、電話注文での配達まで行っている商店は限定的です。買い物ができないことにより引きこもりの増加と生きがいの喪失が考えられます。高齢者の外出機会の多くは、買い物と病院通いでほとんどと言ってもよく、買い物に行けないことにより外出頻度が低下し、個人の生きがいに影響を与えます。それから、買い物環境の悪化から、低栄養や偏食に伴う健康被害による医療費の増加も考えられます。これらの実情及び本町における買い物弱者対策の重要度を、町長はどのように考えますか。

○町長（東 靖弘君） 買い物弱者対策は大変重要であると認識しております。対象となり得る方々については、高齢者や障害を持つ方など様々な要因で買い物や日常生活を円滑に行うことが難しい人々が含まれていると想定をしております。

令和4年10月に行いました地域公共交通計画策定時の住民アンケートなどを参考に、住民の潜在的ニーズについて、今後も把握を努めるとともに、高齢化が進行する中、支援策の検討を続けてまいります。

以上です。

○3番（岡元修一君） 高齢過疎化は確実に進んでいき、先延ばしにするほど対策が困難になります。町長の答弁からも、本町における重要課題であると認識しました。

それでは、3番目の、本町の取組について質問します。令和3年3月議会で、同僚議員が買い物弱者対策の質問の中で、買い物サポート協力店について問うていますが、現在はそのときからどのように進展したか、店舗数の推移及び利用実績をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

買い物サポート協力店につきましては、令和3年4月から、町内18店舗、町外1店舗、合計19店舗に協力をいただいておりますが、現在、町内店舗が1店舗増えて、合計20店舗の協力をいただいているところでございます。

なお、利用実績につきましては、あくまでも買い物サポートできる協力体制を構築するものでありますので、協力店に対しましての報告義務を課していないことから、実績は把握していない状況でございます。

○3番（岡元修一君） 前回の調査でも、食料品のサポート協力店が少なかった印象を受けました。個人規模の食料品店が廃業していく中、さらなる充実は難しいと感じます。

そこで、交通弱者イコール買い物弱者と考えるとき、家の近くまで来てくれる移動販売があると生活に便利さと安心感が増します。移動販売のメリットは、買い物に行く手間や時間を省くことや移動販売員とのコミュニケーションが楽しめることなどが上げられます。移動販売は、交通弱者だけでなく、多くの人々にとって魅力的なサービスです。

そこでお尋ねします。現在、町内で稼働している移動販売と呼べる事業者はどのくらいありますか。利用者数も含めてお示しくください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町内で稼働している移動販売事業者は、2事業者であります。また、利用者数につきましては、先ほど答弁いたしました協力店と同様の理由により、人数把握はしていない状況でございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） やはり、事業者だけでは対応と言える範囲までは達していないと思います。

では、4番目の移動販売業について質問します。私は、現在における移動販売の実態を知りたいと思い、先日、全国で移動販売業を展開されるとくし丸のオンラインによる事業説明会を受講しました。この事業の契約は、自治体や法人はできません。個人事業主のみです。ここのシステムは、一言で言うと、とくし丸の看板を付けた地元の車が町内を走るということになります。とくし丸と提携を結んだ地元スーパーの商品を、販売ノウハウの提供を受けた個人事業者がスーパーの代理店として販売販売するという仕組みです。

2022年、徳島県で5台から始まった事業が、日本全国で昨年までに1,101台が展開されています。県内では、鹿児島市が3台、薩摩川内市が2台、伊佐市が1台、大島郡徳之島町が2台、奄美市が2台、西之表市が3台、稼働しています。志布志市も稼働していましたが、ただいま休止中です。また、大崎町のスーパー、ダイワさんは、薩摩川内市の本部が提携を結んでいます。本部に問い合わせましたら、応募者があった場合は検討しますとのことでした。

この事業の特徴は、買い物弱者、スーパー、個人事業主が三位一体でつながることです。住民は買い物をするために移動する必要がなく、週一、二回、契約者の庭先まで車が来てくれて、普段着のままを選びながら買い物ができます。高齢者に限らず、家庭で育児をされている方や農業繁忙の方などに、車はあっても買い物に簡単に行けない方などに求められています。このことは、弱者支援並びに見守り活動にも生かされています。見守り協定を結んでいる自治体も複数あります。

スーパーとしては、販売パートナーという個人事業主がスーパーの代理店として店舗のほぼすべての品を対象に販売代行を行い、新たな顧客開拓により限られた利幅であっても売上増額につながられます。このことは、地域スーパーとしての役割を担います。

また、事業主は、地元で新たな社会貢献型の仕事が行えます。スーパーと面談を行った後に、スーパーの協力のもと、地元の商店に配慮しつつ、販売先の調査、販売コースの作成などを行い、環境を整えてもらえます。販売代行としての業務なので、商品の仕入れを行う必要がなく、生鮮食品などの売れ残りも終業時に返却できます。この地元の困難解消に地元業種、地元人材が対応するシステムについて、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 地元の困難解消に地元業種、地元人材が対応するシステムについての御質問でございます。

従来から、私の考えとして、人材をはじめとするあらゆる資源や経済が地域の中で巡り、循環しながら価値を形成していくことを目指しております。この意味で、御質問の、町内の業種、人材が対応するシステムは地域内循環のよきモデルになる

とも思われ、安心感の醸成や経済性、地域貢献の側面から、まさしく価値の形成につながるものではないか、そのような感想を持ったところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 町長のおっしゃるとおり、私も、このシステムはよく研究されており、経済の地域循環の最たるものになると思います。

それでは、5番目の、活動支援について質問します。先ほど触れたとおり、この事業の契約は自治体や法人はできません。個人事業主のみです。個人事業主には専業としての転職・就職が求められます。勤務は、週5日から6日、日に平均四、五十件回ります。担当件数は120から150件程度になります。目安時間は、午前7時半の商品選定・積み込みに始まり、10時頃から販売開始、そして夕方5時頃、帰店後、精算、車両の清掃までと長時間に及びます。頑張った分だけ収入は上がりますが、体力勝負でもあり、義務感と覚悟も要ります。そして、気になるのが開業資金です。加盟金や契約金は不要ですが、令等冷蔵庫も備えた改造車であるために軽トラックでありながら車両購入費に370万から400万、ほか諸経費に初回20万円ほどかかります。64歳までは月4万から6万のリース契約もありますが、頭金100万円は必要です。また、スーパーとの契約に至った後、開業研修や販売先の調査、コースの作成、食品衛生者養成講習会受講、そして車両の納車まで、平均2か月半から3か月程度かかります。その間は無収入です。

そこで、町長に質問します。この仕事を、車両購入して本町で新たに始める場合、補助金制度がありますか。あるとすれば、内容はどのようになりますか。

○町長（東 靖弘君） 新規に起業される方を対象とした補助金制度について答弁いたします。

本町において町内産業の振興及び雇用の促進を図る目的から、新規創業・起業支援補助金要項を設置しております。この補助金要項は、新たに起業する人が町内に事務所を設置し、または設置しようとする人を対象とし、起業に必要な事務所の改修費等の工事費や設備の購入に係る費用の一部を補助するものでございます。

○3番（岡元修一君） この制度は、リース契約にも対応できますか。

○町長（東 靖弘君） 購入のみを対象にしておりますので、リース契約には対応しておりません。

○3番（岡元修一君） リース契約は、初期費用を抑え、資産の有効活用に利用できるため、この事業でも昨年は契約者の3分の2がこの方法を活用しています。調査によると、リース契約に対応している自治体も多数存在します。起業する方々にとってリース契約は、働き方の選択肢の1つです。回答は求めませんが、他の業種も含め、リース契約に対応した補助制度の拡充を是非考えていただきたいと思います。

そして、この仕事は、中山間地や中心部など販売する地域によっても売上や燃料経費などで収益が違ってきます。大崎町は過疎地域を多く抱えます。事業を行う側からしたら、近距離で多くの収益を上げたいのが人情です。しかしながら、中心部から遠く離れた過疎地域にこそ移動販売を待っています。住む場所に関係なくサービスを行き届かせることと、事業主がこの仕事を持続させるために、中山間地移動販売活動等の運営費の一部補助が必要だと思います。

私の一部聞いた情報では、富山県富山市、徳島県美馬市で行っています。まだ調査をすれば対応している自治体はあると思われます。計画が効果を見込めると判断に至った場合は、是非考慮してください。これは、町民の中に、地元でこの仕事を行ってみたいと踏み出させるための貴重な情報になります。昨年12月の同僚議員の買い物弱者の一般質問に対しても、支援体制の構築を図ると町長は回答しています。町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 運営費の一部補助に関する御質問でございます。現在の買い物弱者と思われる方々への対策については、買い物サポート協力店、公民館等での買い物サロン、生協宅配サービス、移動販売サービスの4つの事業によって支援が行われている状況でございます。

御提案いただきました事業の導入など支援体制の強化を図ることは大変重要なことと考えておりますが、運営費の一部補助につきましては、既存事業との兼ね合いや事業者間における公平性を考慮する必要があり、慎重に判断したいと考えております。

岡元議員の質問で、買い物弱者に対する御質問、いろいろと御説明いただきました。私も同じような考え方を持っておりますので、現在いろいろと、担当課を中心にこういう方法はどうかといった前向きな姿勢で臨んでいるところでありますので、是非御理解賜りたいと思います。

○3番（岡元修一君） この事業は、見守り活動の大きなキーポイントになると思います。とくし丸の事業指定及び、この支援を取り入れている自治体の目的や根拠、他の事業との棲み分けなど精査していただき、慎重な判断から前向きな検討に進めていただきたいと思います。そして、この仕事に魅力を感じて起業する人たちを待ちたいと思います。

それでは、2番目の、鳥獣害被害対策について質問します。

今、持留で鳥獣被害対策研修会が行われており、受講していますが、思い起こしてみると、数年前まではイノシシは山の麓の田畑に出没する程度だったと思いますが、最近は何の増加とともに住宅周辺や庭にまでもあらわれて、行動範囲が広がっています。イノシシの対応を間違えると、住民がけがを負う危険性もあります。最

近の出没状況をどう捉えるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

最近のイノシシの出没状況をどう捉えるかとの御質問でございます。町内全域におきまして、イノシシが出没している状況であり、年々増加傾向にあると認識しております。

○3番（岡元修一君） それでは、農業をなりわいとしている方々の農作物の被害額の統計はありますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

農作物の被害につきましては、イノシシの被害については令和4年度についてであります。稲が被害面積56アール、被害量が3,052キログラム、被害金額が74万2,000円。それから、芋類ですが、被害面積が28アール、被害量5,500キログラム、被害金額21万8,000円となっております。

以上です。

○3番（岡元修一君） 耕作地が減ってきている中での主要作物の被害面積は、やはり深刻です。

それでは、対処する側から、過去5年間の捕獲数と有害鳥獣捕獲従事者数の推移、及び捕獲に対する対価をお示してください。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

過去5年間の捕獲数は、イノシシが836頭、タヌキが330頭、アナグマ182頭、サルが13頭、カラスが4羽であります。年によって捕獲頭数に増減があるということでございます。

次に、有害鳥獣捕獲従事者数についてですが、令和元年度が、大崎町猟友会22名、野方猟友会27名。現在、大崎町猟友会22名、野方猟友会が20名。5年間で7名減少しているところでございます。

次に、捕獲に対する対価ですが、イノシシの成獣につきましては、国・県の単価が7,000円、町単価が5,000円。イノシシの幼獣は、国・県単価が1,000円、町単価5,000円でございます。タヌキ・アナグマにつきましては、国・県単価が1,000円、町単価3,400円でございます。サルの成獣は、国・県単価8,000円、町単価1万5,000円、サルの幼獣は、国・県単価が1,000円、町単価1万5,000円となっております。次に、カラスは国・県単価が200円、町単価700円でございます。

令和4年度の有害鳥獣捕獲事業補助金実績についてですが、大崎町猟友会がイノ

シシの成獣が29頭、イノシシの幼獣が7頭、タヌキが25頭、アナグマ25頭で、合計69万4,400円の補助金を支出しております。

続きまして、野方猟友会ですが、イノシシの成獣が109頭、イノシシの幼獣が12頭、タヌキが25頭、アナグマが23頭で、167万1,200円の実績でございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 出された数字から、5年分の捕獲数を割った数と昨年の捕獲数を比べると、やっぱり昨年は平均以下です。増え続けるイノシシの生息数に対して、捕獲従事者及び捕獲数が増えないのは、捕獲に対する対価が釣り合わないことに原因の一端があると思います。昔なら趣味だけの狩猟であったのが、現在においては地域の安全、農作物の生産性維持の役柄まで求められます。是非とも、本町に捕獲奨励金の引き上げを求めます。

それでは、防護する側のイノシシの対策に対する補助金はどのようなものがありますか。あるとすれば、内容と補助額、本年度の申請件数を教えてください。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

現在、有害鳥獣対策の補助金といたしまして、有害鳥獣電気柵等設置事業補助金があり、電気柵設置に要した経費の3分の1以内、限度額6万円の補助事業があります。昨年度までは限度額3万円でありましたが、電気柵設置の要望が多くなってきておりまして、今年度から限度額を6万円に引き上げております。

今年度の電気柵の申請件数につきましては、11月末現在で22件でございます。以上です。

○3番（岡元修一君） 今年度22件の申請で、何平米の面積に対応できましたか。

○農林振興課長（上野明仁君） 22件で、設置面積3万4,100平方メートルとなっております。

以上です。

○3番（岡元修一君） 電気柵は、設置箇所数によってかなり高額になります。3割補助、上限金が6万円に上がったと今知りましたが、それでもすべて補うのには足りません。そのために、補助率のさらなる相場の引き上げを求めます。

また、電気柵を設置するとき考えねばならないのが、電線への雑草の接触です。触れると、漏電により電圧の低下を招き、駆除に十分な電圧を得られません。夏場は、特に可能性が増えます。

そこで、管理をしやすくするために、除草シートを個人及び団体に関係なく補助制度の対象品に加えていただきたいと思います。町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣電気柵等設置事業補助金の限度額を、本年度から3万

円を6万円に引き上げております。電気柵設置が有害鳥獣対策に大変有効であることから、補助率や限度額については今後検討してまいりたいと考えております。

また、除草シートについての補助でございますが、現在のところは考えていないところです。

以上です。

○3番（岡元修一君） 限度額の引き上げはされても、7割負担のままでは思い負担感は解消できません。再度の申し込みになりますが、是非、補助率及び場現金の引き上げを前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは、耕作地が集まっている場所の対策として、電柵基本体を町で所有し、広範囲の設置と管理を条件として、耕作地に貸与する方法を考慮したらと思っております。耕作者は補助金に頼らずとも、耕地面積分の支柱と電線だけを購入すればよく、金銭面の軽減が図れて、団体に活用することにより未設置の隙間を減らせます。例えば面積1町歩、100メートル掛ける100メートルの1万平米に対応する電圧機器を使用した場合、設置面積が1台では4辺で400メートルの距離になりますが、400メートルを1辺として4台使えば、400メートル掛ける400メートルで16倍の16万平米の計算になります。3台では9倍の9万平米、2台では4倍の4万平米となります。大きくまとめればまとめるほど広範囲を網羅できます。また、電柵基本体を町の所有物とすることで、設置面積の追加にも順次対応できます。この提案について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

鳥獣被害対策の補助金としまして、有害鳥獣電気柵等設置事業補助金がありますので、電気柵につきましてはこの補助事業を活用して導入いただき、貸与については管理が難しく、現在のところ考えておりませんので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○3番（岡元修一君） 回答は残念ですが、是非、広域農地への防除対策の手段として意識の中にとどめていただきたいと思っております。それでは、ワイヤーメッシュ柵を活用した侵入防止策が立小野校区で行われていましたが、活用にあたってのメリットとデメリット、及び申請条件を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ワイヤーメッシュ柵の活用方策についてであります。国の補助事業におきましてワイヤーメッシュ柵設置事業があります。メリットは、農家自ら設置することでワイヤーメッシュ柵の資材代が全額補助されます。デメリットは、ワイヤーメッシュ柵設置後、14年間は移設や撤去ができません。申請上限としまして、1地区当

たり農家戸数が3戸以上必要であり、農地が鳥獣被害を受けていることや、設置する土地の所有者の同意が得られていること、受益者自ら設置及び管理することなどがあります。

以上です。

○3番（岡元修一君） 本町でのワイヤーメッシュ柵活用は、今後どのように推移していくと思いますか。

○農林振興課長（上野明仁君） ワイヤーメッシュ柵活用の推移についてでございますが、国の補助事業を活用すれば導入しやすい事業であると考えます。ワイヤーメッシュ柵設置後、10年間は移設や撤去ができませんので、高齢化が進む中、ワイヤーメッシュ柵の管理が今後課題であると考えます。

以上です。

○3番（岡元修一君） それでは、最期の質問とします。鳥獣害被害対策費は、人口減少に反比例して増加していくものと考えます。今こそ思い切った対策、予算の増額を打たないと、さらなる生活環境の悪化を招きます。この思いに対して、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

鳥獣被害対策は、全国的な問題となっており、喫緊の課題となっております。鳥獣被害対策予算については、国・県の補助事業も活用しつつ、今後も、本町の基幹産業である農業を守るため、関係団体と連携を取りながら被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一君） ありがとうございます。是非、前向きに取り組んでいただきたいと思います。これで、終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は13時50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時44分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○11番（中倉広文君） 私は、今回、ふるさと納税における今後の取組と、水道事業の課題と対策を示せ、の2項目について質問いたします。

まず、ふるさと納税における今後の取組についてお聞きします。

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、また、これから応援したい地域へも力になれる制度として始まったふるさと納税制度は、2008年4月の地方税法等の改正によって、同年5月からスタートしました。これは、都市集中型社会における地方と大都市の格差是正、人口減少地域における税収減少への対応と、地方創生を主な目的とした寄附金税制の1つであります。

制度開始後、様々な制度改正が行われ、特に平成27年1月、ふるさと納税枠が2倍に拡充されて以降、一気に利用者の増加が見られ、現在でも増え続けている状況があります。直近では、寄附金受入額は1兆円に迫り、住民税控除額は約7,000億円までなっているとのこと。本町においても、いち早く、この制度改正を見越した取組を実施され、本町事業者ほか、関係者の方々の連携・協力により多額のふるさと納税寄附金をいただいているところです。

そうした中、今般、このふるさと納税寄附金を、寄附金収入から一般財源化に検討することも1つの方法であるとした、本年10月4日に開催された財務省財政制度分科会の議事録を確認したところです。現在、国においては各自治体がふるさと納税によって減収となった税額の75%を地方交付税で補填しているという状況で、今後、さらに制度の活用が増えてくれば国の歳出は膨らむばかりであることから、こうした一般財源化への議論が出てきたものと思われまます。

しかしながら、自主財源に乏しい地方自治体においてはふるさと納税制度は貴重な財源の1つであることから、仮に一般財源化への移行がなされると、地方交付税交付金の減額あるいは不交付団体となり多大な影響が免れません。この制度は、先ほど述べたように、人口減少に伴う税収減への対応や、地方と大都市の格差是正を目的とするものであり、このような取扱いとなれば、ふるさと納税制度の趣旨から逸脱どころか、まさに本末転倒になってしまうと考えるところです。恐らく、ふるさと納税制度に活路を見いだしている自主財源の乏しい全国の地方自治体が戦々恐々としていると思われまますが、本町の首長として、この問題についてどのように捉えておられるか考えをお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ふるさと納税寄附金の一般財源化への提案をどのように捉えているかとの御質問でございます。現在、ふるさと納税は、主にふるさと応援基金の財源としており、また、その基金を活用し様々な事業を展開しております。

ふるさと納税は、自主財源が少ない地方の団体にとっては貴重な財源であり、ふるさと納税寄附金が一般財源化してしまうと、普通交付税の基準財政収入額の財源として算入される可能性があり、その場合、普通交付税が減少する恐れが生じます。

先日、財務省の分科会でふるさと納税の税収を一般財源として扱うことも検討さ

れていることから、町としても危機感を感じ、県町村会や国会議員を通じて情報収集を進めているところでございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 承知のこととは思っておりますが、現在、町村会あるいは国会議員を通じて情報収集ということでございました。

非常に大きな問題だと思っております。地方財政上の扱いを、現在の寄附金収入から自治体が自由に使える一般財源に変更することを提案したということでございますけれども、もちろん、一般財源として扱えばふるさと納税による各自自治体の地方税収の減少に伴う国が補填しなければならない、先ほど、冒頭申し上げましたが、その額を抑制できることから、恐らく発せられた提案かなというふうに思っております。

本町の財政規模に比較して、現在、たくさんの方が努力されて多額の寄附金をいただいております。仮に一般財源化の取扱いとなった場合に、本町への影響をどのように予測されてされているのか。本町の事業者はいろいろ御協力いただいておりますが、事業者、ほか関係者、また地方交付税の取扱いも含め、影響をどのように捉えておられるかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和4年度決算ベースに当てはめると、ふるさと納税の受入額が約40億円、普通交付税が約27億円でしたので、ふるさと納税受入額40億円のすべてを基準財政収入額に算入いたしますと、普通交付税はゼロ円となる試算になります。

○11番（中倉広文君） 当然そうなるわけですね。先ほど情報収集等がなされているというような答弁でございましたが、たとえその全額じゃなくしてもですね、一部であっても、そういった取扱いになれば、本町あるいは類似団体、多大な影響を被るわけです。

そこで、今後、そういった情報があるということを視野に入れて、どのような取組に注力していくかについてお聞きします。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の分科会、この増田会長代理の記者会見の中で、一般財源化は考えられる1つの方法だとし、地方財政の実態をよく見て検討すべきだとの認識を示したとあります。本町では、主に4つの目的に用途できるように条例で定めてあります。本年度も、この基金をそれぞれの事業に活用するよう予算が計上されておりますが、大変ありがたいことに、毎年、割と安定した寄附金をいただいていることから、少しずつふるさと応援基金は積み増しをされ、現在、先ほども同僚議員からもありましたが、57億5,000万円となっているというようなことです。こういった地方自治体の状況、国はどのように捉えるだろ

うかなというふうを考えるわけです。本町事業者及び関係者の努力で、本町に交付される地方交付税交付金総額をはるかに超える、先ほど27億とありましたが、その総額をはるかに超えるふるさと納税寄附金をいただいて、もちろん、その一部は返礼品として本町事業者に還元され、また、仲介の手数料など様々な経費は発生しますが、その諸経費を除いた部分のふるさと応援基金への積み増しがなされています。先ほど57億5,000万円と言いました。その一方で、ふるさと納税によって地方自治体の税収というのは、程度の差はありますけれども、減額しているわけですね、同じ自治体の住民が他自治体にふるさと納税をした場合は減額というふうになります。その75%の穴埋めに国から地方交付税で数千億の歳出が発生しているという。また、その地方交付税の原資の中で大きなウエイトを占める所得税の総額、それが制度による控除によって減額しているという実態があるんですね。こうした状況、先ほど言いましたが、国はどう捉えるのかなと、地方自治体は基金を積んでいる、だけど、国の歳出はどんどん増えている実態をどのように捉えるのかなというふうに思います。

国はですねやっぱりふるさと納税に係る各地方自治体の基金等が増えてくる状態を考えたときに、制度の在り方について何かやっぱり改正すべきなんじゃないかなという意見が出てくるのも、これはあり得るのかなというふうに私は感じました。これはあくまでも私の推測なんですけれども。そうした状況を考えると、こうした国の懸念、これを払拭するためにも、本町が現在抱えている様々な課題、先ほど同僚議員からも幾たびもありましたが、この応援基金を使ったらどうかというような提案もございましたが、こういった課題に対して、思い切ってこの基金をもっと活用すべきなんじゃないかな、これが国から見た場合に、地方自治体はいい形でふるさと納税を活用しているなというふうな見方になってくるんじゃないかなと私は思うんですが、町長の考えをお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 基金の取り崩しによる活用策といった考え方についてという御質問でございました。過去にもこういうことがありました。一般財源の基金を増やしているところについては地方交付税を減額させていくこと、もう、かなり年数が経っておりますけれども、財務省のほうでそういう見解が出されたところで、財政調整積立基金を積み増しているところに非常に危機意識を覚えてきたというところあって、そういったことをお伺いしたことがありました。

今回、一般財源化へということがありましたので、先ほども触れたところですが、すぐ鹿児島県の町村会事務局に電話を入れて、これについては真っ向から反対していく必要があるということで、国の財務省、あるいは国会議員の方々に反対の要望活動をする必要があるんじゃないかということで提言をいたしまして、

11月の鹿児島県町村会の定期総会でもこのことが採択されたということがありますので、また、我々も国会議員に対して直接、こういったことがないように、地方創生のスタートということを考えたときに、これが一般財源化されるということは、大変自治体の経営上、厳しさを増してくるということがありますので、そういったことはお伝えをし、お願いもしてきているところでございます。

そこで、基金を取り崩し、様々な課題に活用できないかという御質問でございますので、答えさせていただきます。基金を取り崩し、様々な課題に活用できないかとの御質問でございますが、本年11月末日現在、約57億円のふるさと応援基金の積立額があります。ふるさと応援基金条例に基づき、子育てや教育、環境、観光、スポーツ施策など、にぎわいづくりの関連で活用させていただいておりますが、今後もふるさと納税の活用については寄附者の共感が得られるような事業を検討してまいりたいと考えております。例えば、本町においてはクリニックの閉鎖に伴う地域の医療、介護施設が不足していることが喫緊の課題となっていることから、医師の公募に係る支援、あるいは介護・福祉施設の整備や運営の支援など、住民の福祉向上と地域経済や雇用の促進を図ることができないかと考えているところでございます。

○11番（中倉広文君） 今、町長からも喫緊の課題ということで幾つかありましたけれども、もちろん重点的な施策として町長が考えていらっしゃるという部分なので、是非ともそういった活用の仕方、そしてまた、我々議会側からも、住民のいろんな要望、そういったものを提案しているわけでございますので、その辺はうまく精査させていただいて御検討いただいて、使えるところには十分、これまで以上のやっぱり活用の仕方というのは考えていただかないと、やはり、最初言いましたように積み増しがどんどん、どんどん増えてくると、先ほど言いましたように国からの見た目といたしますか、言い方が悪いですけども、そういったところにやっぱり触れてくるのかなと思いますので、どうか御活用いただくようによろしく願います。

今、寄附者の意向ということがありましたが、そういった有効な活用に努めていただきたいと思います。先ほど、本町では4つの事業に活用するとしておりますけれども、納税をする寄附者が手続の段階でどういった事業に活用を求めますかというような寄附者の意向を確認する欄が確かあったと思いますが、現在、寄附をしていただく方々からの意向というのはどういった状況なのか。使途目的を示されない方もいらっしゃるのか、その割合についてお聞きします。

同時に、ふるさと納税の手続の段階で応援メッセージの記載欄というのも確かあったと思いますが、そういった記載等があれば非常に興味のあるところなので、全

国からどういった声が寄せられているか、差し支えなければ幾つか紹介できますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○商工観光課長（竹本忠行君） お答えいたします。

寄附者の意向はどの部分に持っていかれているかというような御質問でございますけれども、寄附金額ベースの割合で申し上げますと、環境施策が14.8%、観光・スポーツ施策が3.5%、子育て・教育施策が33%、にぎわいづくりが3.9%。町長が必要と認める施策というのがありますが、44.8%を指定されておられます。

それから、次の質問で、どのようなメッセージがあるかということでございましたけれども、一部抜粋してございますけれども、内容といたしましては、「寄附額は少額ですけれども御活用ください」、「頑張ってください」、それから、「子どもたちがのびのび育ってくれることを応援いたします」「地域製品の発展を祈念いたします」、「本町のほうに旅行で行ってみたいです」というメッセージと、大崎は大変人気がございますけれども、「ウナギが大好きで、毎年リピートしています」、また「美しい環境を維持してください」と、また、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、遠方からのお子さんだと思いますけれども、高齢の両親を想いまして、やはりそういった介護とか病院関係の施設を心配されていらっしゃるようなメッセージ等が送られてきている状況でございます。

以上です。

○11番（中倉広文君） 初めて聞いた話でございました。主に子育て政策とか、あるいは町長の施策に応じてというようなことが多いのかなというふう感じたところでございます。

納税寄附金の使い道について、平成4年度決算で約5億3,000万円充当しておりました。本年度も約7億数千万だったでしょうか、当初予算で計画されているようでしたが、先ほどありましたように、ふるさと納税でいただいた寄附金に対して、その活用法について、寄附をいただいた方に対してお礼状を渡されると思えますけれども、お礼状を出されるタイミングなどを捉えて、どういった活用をしていますよというような報告がなされているのかどうか。それをお聞きします。

○商工観光課長（竹本忠行君） 寄附者に対しまして、充当した事業の報告がなされているかとの御質問でございますけれども、ふるさと納税の活用方法は、寄附者や住民にも広く周知する必要があると考えておりますので、町のホームページにもその部分は掲載して周知しております。

また、寄附者にはダイレクトメールやメールマガジンでも周知しているところで

ございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文君）　ダイレクトメールは、寄附者の方すべてに対して行っていることよろしいですか。

○商工観光課長（竹本忠行君）　ダイレクトメールにつきましては、今把握している人数で行きますと、楽天のサイトを使っている方で約3,000人、それからふるさとチョイスが800人という数値を今のところ持っております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君）　恐らくこの数字からいったときに、一部の方かなというふう
に認識するところであります。できるのであれば、やはり寄附をいただいた皆さん
に、本町はこういった使い方をさせていただいていますというような報告があった
ほうが、すぐにやっぱりリピーターにつながっていくんじゃないかなというふう
に考えますので、そういった心遣いと言いますか、大事かと思いますのでよろしく御
検討方お願いをいたします。

一方ですね、本町の返礼品に協力いただいている事業者の対応として、同じよう
なことなんですが、この寄附金はこういった活用がされているかということが報告
されていますか。

○商工観光課長（竹本忠行君）　こういった報告かということでございます。先ほどの
答弁にも若干重複いたしますけれども、ダイレクトメールと、それからメールマガ
ジンの登録者もいらっしゃいますので、楽天のサイトであったり、ふるさとチョイ
ス、さとふる、それからJR東日本ですね、そういった方々にも、それぞれ年間、
今まで延べ40回ですので、大体楽天が5万5,000人ほどの方がいらっしゃいま
すので、利用されている方が。それを、今延べ40回ほど報告しておりますので、
延べでいきますと、大体220万通ですか、そういった部分で、ふるさとチョイス
につきましては1万5,000人の利用の方がいらっしゃいますので、これも大体
延べで計算しますと、大体20万通ほどになります。あと、さとふるが延べで30
万通、それからJR関係については800人ほどいらっしゃいますので、そういっ
たものを活用しながら送っているところでございます。

○11番（中倉広文君）　私の質問の言葉が足りませんでした。本町の返礼品に御協
力をいただいている事業者、そういった方々に対して本町のいただいたふるさと納税
はどういった活用をしていますよという報告がなされているかどうか、本町の事
業者です。答弁をお願いします。

○商工観光課長（竹本忠行君）　大変申し訳ございませんでした。

本町の協力された方につきましても、ホームページ等で周知をしているところで

ございます。大変申し訳ございませんでした。

- 11番（中倉広文君） ホームページで報告しているということでございます。できれば、事業者さんなんかが集まる、もし会などがあれば、そういった機会を捉えて、もっとわかりやすい説明なんかがあったほうがいいのかというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

次に、新たな取組として提案しますが、私ども議会、本年1月に大阪府泉佐野市に視察研修に行っていました。当市のふるさと納税についての取組について学んだところでございます。やはり、全国でも注目を浴びているほど独創的な取組に大変驚かされたところですが、特に様々な事業、それから新規事業ですね、また新商品開発に関するプロジェクトなんかクラウドファンディングを活用して、そこで結果を残しているということに非常に感銘を受けたことが記憶に残っております。

執行部でも、当市への訪問があったとお聞きしておりますが、クラウドファンディングを活用したふるさと納税の在り方について、今後検討・実施していく考えはないかお聞きします。

- 町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先般、11月6日でございますが、泉佐野市を表敬訪問した際に、#ふるさと納税3.0のお話をお伺いいたしました。本町でも、この取組を基幹産業である農業をはじめ、企業誘致など各産業に導入することができないか検討していきたいと考えております。

- 11番（中倉広文君） 検討するというところで、是非とも前向きに、できればスピーディに行っていただければというふうに思います。

それと重複するような提案でございますけれども、こういったふるさと納税の寄附者というのは、我々の自治体に対して納税をしているという立場でございますので、そういった意味を考えると、本町のまちづくりの一端を担っていただかないといけないというような、それが、もちろんクラウドファンディングの取組のそのものなんですけれども、新たな事業の取組に少しでも参画していただいて、その成果について満足していただける、そういった取組も今後は必要かな、そういった認識ですね、必要かなというふうに思います。

こういった取組が、冒頭お聞きした一般財源化への今後の対応、そういったものにもつながってくるんじゃないかなというふうに考えます。本町の町民の方々の思いをまちづくりに生かすというのは、これは当然のことでございますが、それとこういったふるさと納税で寄附をしていただく納税者としてまちづくりの一端を担っていただくといった認識、私はそういった認識を持つんですが、町長はこれをどのように考えておられるかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ふるさと納税に対して、町内の事業者の皆様から積極的に取り組んでいただいているという実情であります。先般、泉佐野市を表敬した際に、泉佐野市自体が企業誘致の取組をやっていくといったことを積極的に取り組んでおられて、その手法に改めて驚きもし、勉強もしたところであります。そのお話を聞きながら、先ほど農業をはじめという答弁をいたしましたけれども、ふるさと納税の基金を活用しながら農業の施設園芸への対応といったことをやって、ふるさと納税対応の産品を満たしていく、あるいは、農業等の施設園芸等に対し移住定住を促進していくことといったことを考えて、そういったことに取り組んでいくことによって、少しでも地域の活性化、人口増といったことにつながっていくのではないかとつくづく思ったところであります。創意工夫が非常に十分になされているという状況でありますので、また、既存の事業者の方々に対しても意見交換、あるいはいろいろな勉強会等をして新たな産品を生み出すことについては十分考えていきながら、ふるさと納税で事業者の方々の経済の好循環につながっていくような努力はしていきたいと思っております。

○11番（中倉広文君） 是非ともそういった認識を持って、新たな取り組み、早急にチャレンジしていただきたいと思っております。全国には、そのほかいろんな事例があると思っております。これまでのふるさと納税寄附金の募集の方法ももちろんですが、それに加えて、今後の法改正を見据えた取組と言うことを総合的に検討を実施していただければと思います。大崎ファンの維持拡大、さらに進めていただきたいというふうに考えます。

幾つか提案をしましたが、早急に実行に移すべきと考えております、すべてのことについてですね。それから、ふるさと応援基金の活用について、町長、想いがあるでしょうが、先ほどの決意を、再度お答えいただいて、ふるさと納税についての思いというのを町長、答弁いただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ありがとうございます。一番最初に、ふるさと納税に力を入れたのは平成27年でした。そこで、大崎町の町税そのものが10億円か11億円、12億円ぐらい、それぐらいの状況の中で、なかなか十分な事業が活用できない、職員提案等に対しても対応することができないという、非常に反省するところがあることと悔しさがありました。

27年からふるさと納税が鹿児島県において解禁されたことによって、県の職員に来ていただいて2年間ほどいろいろ御指摘をいただきました。そこから、職員とともに一生懸命走ってきたという状況でありまして、ふるさと納税のすばらしい事業といったものを、町民の皆さん、事業者の皆さん、職員、担当する職員共々共有しながら取り組んできております。

57億円の基金についての活用方法で、先ほども若干触れたところでございますが、大崎町が医療過疎になるところは避けていきたいと思っております。今回、牧瀬先生が9月いっぱいまで廃業されました。現在、大崎町のお医者さんは3名と云うことでありますが、やや高齢になっている方々もおられますので、いつまでそれが続くかということも非常に心配になっております。立場として、医療過疎、医者がいない町になることだけは絶対避けたいということがありますので、まず、医者に来ていただくということに対しての周知、広報といったことをやっていきたいと。そのためには、大学関係や地域の医療関係といったところにも御相談しながら取り組んでいきたいと、まず、そこは考えていくところでございます。

現在、介護施設、老人保健施設は運営が非常に厳しい状況に追い込まれております。施設整備もなかなか厳しい状況がありますので、そういった方々が新たに施設を整備されるという状況になったときには、福祉のまちづくり、福祉の雇用づくりというところで、やはり支援すべき必要があるのではないかなと考えておりますので、先ほどもそう述べさせていただいたところでございます。また、町内の事業者への支援もさることながら、やはり立地起業に対しての支援は非常に大切ではないのかと思っております。先般、ドイツツールが進出いたしましたけど、そこに対してこういった措置はしておりませんが、やはり多額のお金を使ってくる時に雇用が促進されるということを考えたときに、税収も含めてそういったところへも検討する必要があるのではないかと思います。

あとは、ふるさと納税をいかに伸ばすか。大崎町の特色ある産品がなかなかふるさと納税の俎上に乗りにくい状況が園芸施設等でありますので、思い切って農業者、新規就農者、県内外から新規就農で来る方々に対して、農業公社もできます、その中で作物の選定、また幅を広げていくときに、こういったところに国・県の補助事業以外に個人負担に係る融資にかかる部分についての支援をやっていって、負担を軽くしながら農業に従事する、生産性を上げていただく、そこに重点的に支援していくことも必要ではないかと思います。泉佐野市自体の#3.0を見たときに、ビールの加工場を呼んだと云うことがありましたけど、自分たちのところに呼び込むということを考えることが必要だとつくづく思いましたので、これからのことにつきましても、議員の皆さん方からこういったのはどうだという御提案をいただきながら、一緒に考えていければと思っております。

以上です。

- 11番（中倉広文君） いろんなアイデアをお持ちでございます。是非ともそういったものを早急に、本町の課題も含めてですね早急に対応していただきますようお願いをして、この問題については終わりたいと思っております。

次に、水道事業の課題と対策についてお聞きします。

本町水道事業について、近年の人口減少等に伴い、本事業の在り方を見直す時期ではないかと考えますが、住民の方々にとってとても大切なインフラであることから、軽々に効率だけを重視するわけにはいきません。本町の水道ビジョンとして大崎町水道事業経営戦略を中長期的な計画として掲げていますが、今後、この問題については見直しを図るなど、抱える課題に対しておのおの解決策を見いだしていかなければならないと考えます。

そこで、まず、本町水道事業の近年の様々なデータ、給水人口、あるいは給水戸数、配水量、有収率、加えて水道料金等について数字をお持ちであれば、その数字をお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

水道事業の近年の利用状況についてデータがあればということで御質問です。過去5年間の状況を説明させていただきます。平成30年度から令和4年度までの5年間でございます。

平成30年度、給水人口1万3,140人、給水戸数7,116戸、配水量が150万8,862トン、有収率が90.45%です。令和元年度は、給水人口が1万2,786人、給水戸数が6,375戸、給水量が155万941トン、有収率が82.98%でございます。令和2年度は、給水人口が1万2,614人、給水戸数が6,366戸、配水量が154万1,258トン、有収率が83.93%です。令和3年度は、給水人口が1万2,267人で給水戸数が6,282戸、配水量が155万7,825トン、有収率が80.71%でございます。最期に、令和4年度は、給水人口が1万2,148人、給水戸数が6,200戸、配水量が152万8,726トン、有収率が80.60%でございます。

令和2年度には一時持ち直しをした時期もございましたけども、現状としましては、給水人口及び給水戸数は緩やかに減少傾向でございます。

徴収率等につきましては、決算認定でも御説明しましたとおり、公営企業会計は出納閉鎖期間がなく、決算時期の3月の水道料金は調定に未収金で計上し、3月末までに納入がなかった分につきましては未収給水収益で残り、数字でお示しできないことから、5年間の水道料金の収入済額を説明させていただきます。水道料金でございます。平成30年度決算ベースで2億495万2,028円でございます。それ以降は、令和元年1億9,533万2,764円、令和2年度は1億9,594万2,953円、令和3年は1億9,099万7,965円、最期に、令和4年度で

ございます、1億8,745万3,358円と、収入においても途中、一時持ち直しをした時期がございましたけども、依然として緩やかに減少しております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 全国的な傾向と思いますけれども、ほとんどの数値について、人口減少とともに減少傾向というような感じだと思います。全体のパイが縮小していけばインフラに係る経費というのは即座に抑制することができませんので、どうしても収支に影響が出るのかなというふうに予測します。

そこですが、2番目の質問に入りますが、当面の課題についてちょっとお聞きしますけれども、全国、多くの自治体が抱えるこういった人口減少問題に伴いまして、水道事業の在り方についていろんな課題があろうかと思えます。施設の維持管理であったり、多様化の人員の問題とか、施設整備計画、事業の在り方も含めてですね、今、本町の水道事業で抱えている課題について、こういったものを把握されているのかということをお示してください。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

今、抱えている課題ということでございます。今、黒字経営で水道事業は何とか持ちこたえておりますが、これにつきましては、当初予算の段階で優先順位を決めて計画的に更新もしくは修繕を行っております。更新についても、まだ予算があればという状況はありますけども、単年度予算では限度があり、また修繕においても、要望保全を基本に徹底しておりますして、大規模な修繕を行う事後保全を少しでも回避できるように努力しております。

人員の問題も深刻でありまして、現在、町内全域、給水修繕地区割5ブロックに分けて、本管工事・本管修繕に対応できる大崎町内業者3社、町外業者2社、計5社をそれぞれ割り当てておりますが、通常の土木工事からすると水道工事につきましては手間がかかる上に利益幅が少ないという事情等もございまして、若手の技術者離れも進んでいる状況でございます。

しかしながら、施設ごとの台帳でございますアセットマネジメント計画を今年度から手がけておりまして、来年度策定でき次第、更新時期を把握し、財源確保ができれば計画的な優先順位のもと、更新等も可能になっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） いろんな課題を抱えているところでございます。アセットマネジメントの計画によってというようなことでございますが、この問題については、先ほども言いましたが全国的といいますか、ほとんどの自治体で同じような課題を抱えているのかなというふうに思います。

そこで各論に入りますが、水道事業に係る総予算について、先ほど、現在は黒字経営だというような答弁がございましたけれども、今後、どの程度の支出を想定しているか気になるところでございます。本町の経営戦略に定めている整備計画、それに準じていくのかなというふうに思いますが、現段階で大きな改修とかそういったものも含めてですね、今後どの程度の予算を投入する計画なのか、そこについてお示してください。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

どの程度の予算を投入する予定かという御質問でございます。近年におきましては、電力料金の高騰などから高圧充電施設から低圧充電施設に更新をかける、いわゆるダウンサイジング化の影響のないすべての施設を更新する計画で予定しております。まずは、時期が迫っております岡別府水源地で今後計画実施をする予定でございます。また、昭和53年度に築造されました中沖にあります高架水槽でございます。経年劣化が著しくひどいため、上水道の、先ほど申し上げましたアセットマネジメントを活用し、高架水槽を更新をするか修繕をするか、もしくは中沖中継ポンプ場の高圧ポンプ方式に改造をするか、早い段階で判断をし、低コストで、かつ中沖地区に安定した水圧確保に努めていきたいと考えております。

予算におきましては、現在予算編成中で予算額の調整中ではありますが、物価高騰の中、岡別府水源地の資機材だけで見ても最低2,000万円、中沖地区の改修においては最低でも8,000万円は予算が必要と考えております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 今、岡別府水源地と中沖の高架水槽の件でしたね、大変高額な改修費というふうに認識するわけですが、もちろん、これはやっていかないとはいけないという部分でございますので、恐らく計画に従って実施していくことだろうと思います。

いろんな施設についてこういった問題が出てくるのかなというふうに思いますが、かつて、恐らく水道事業が始まった頃、高度成長の頃だったんでしょうか、いろんな配管等設備をやってきた経緯がございますけれども、それから年数も大分経って、どういった状況なのかなというふうに思うところでございます。視覚的に確認ができるのはまだ確認していけばよいですけれども、例えば水道管など地下に埋設されている施設については、なかなか確認することができません。最近、ようやく数箇所の自治体でAIを活用した管路劣化診断とか、あるいはAIを活用した漏水調査の基地をいうのを耳にするようになったところですがけれども、これまでそういった効果的な確認ができていないことから、本町の水道管等についても現在どういった状況であるか、非常に気になるところです。

いろんな管の種類もあろうかと思いますが、水道事業に係る配水管の管種、そういったものの延長とか、あるいは耐震化率、ここも非常に気になります。耐震化率が実際、今はどの程度実施されているのか、そこについて示してください。

○水道課長（本松健一郎君） 御質問のありました管の耐用年数等の御質問でございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、細かい内容につきましては、アセットマネジメント計画を今策定準備中でございますので耐用年数を超えた配管を細かくお示しできませんけれども、大まかこちらで把握している数字だけ申し上げます。

現在、配水管の総延長は275キロメートルでございます。うち、鋼管、铸铁管が37キロメートル、ビニール、ポリエチレン管233キロメートル、その他が5キロメートルとなっております。

耐震化率でございますが、耐震性のある配管済のものが、このうち57キロメートルでございます。耐震化率が20.5%でございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 管種ごとの距離の説明がございました。耐震化率が20.5%ということで今お聞きしたところでございますが、非常にこういった数字も気になるところでございます。

それに関連して、9月の一般質問でも同僚議員が少し触れた部分でもございますが、災害等で機能不全になった場合に近隣市町との連携について再度聞くわけでございますけれども、そうした場合に、例えば自然災害の場合、9月の答弁で恐らく近隣市町との連携の中でやるというような、2市1町とかそういうエリアの中でやるというような答弁だったと思いますけれども、自然災害の場合は同様の機能不全が起こる可能性もあると考えますが、さらに広域的な連携というものも含めて、そういった場合にはどういった対応ができるのか、そこについてお答えをいただければと思います。

○水道課長（本松健一郎君） 災害等で機能不全になったときの対応ということでの御質問でございます。

災害等で機能不全になった場合などは、本町におきましても日本水道協会の会員でございます、日本水道協会のルールに基づき、国・県の各専門官や鹿児島市水道局を中心に応援復旧及び給水に向けた全面協力を受けることが可能となります。

先月、11月11日の午前5時50分発生いたしました、錦江町を震源地とするマグニチュード5.0の地震の際、大崎町と曾於市の地震の規模がマグニチュード4.0という報道がされました、その直後に、鹿児島市水道局から被害等の照会が真っ先に入りまして、危機管理の連携の大事さを改めて確認をしたところでございます。

先ほども議員からありましたとおり、これに加えて、持続可能な運営のため、令和3年7月1日、水道基盤の強化に向けた広域連携の協定ということで曾於地区、2市1町、大崎町、志布志市、曾於市で締結しておりますが、資材等及び施設の共同利用による相乗効果を最大限発揮するというところで協定も結んでいるところでございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 2市1町によってそういった協定が結ばれていると。私が気になったのは、鹿児島市の水道局等を中心にして復旧作業に当たるというような部分でした。

これはもっともっと、例えば大規模なエリアでとなった場合には、またいろんな手立ても考えないといけないのかなというふうに思います。災害というのはどういった規模で起こるといえるかは決まっておきませんので、これはそれこそ想定は無限にあるわけですから、そういった部分も検討していかなければいけないのかなというふうに思います。

次に、3番目の質問に入ります。持続可能な施設整備を早急に実施実施すべきではないかということでもちょっとお聞きします。先ほど、現在アセットマネジメントの策定にというような話でございました。恐らく、今後はこういったものを活用して更新計画をなされていくのかなというふうに思いますけれども、現在の更新計画どうなっているのか、そこについてお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、予算中心で更新及び予防保全等を考えておりましたが、今後は大崎町上水道アセットマネジメント計画作成を本年度から手がけており、この施設ごとの台帳でありますアセットマネジメント計画が来年度策定でき次第、財源確保をし、計画的な優先順位のもと、可能な限り、計画どおりに進めていきたいと考えております。

○11番（中倉広文君） 可能な限り計画的にということですが、そういった中で、いろいろ財源の問題とかもあるんでしょうけれども、現状といいますか、いろんな住民の皆さんからの要望とかいろんなことを加味したときに、漏水とか突発的な状況がよく見受けられるわけですが、私なんかにも相談が来るわけですが。そういった場合に、職員の皆さん、通常業務の途中で即座に業者さんの手配とか対応に当たらなければなりません、特に土曜、日曜、あるいは夜間とかそういったときに確認されたりします。本当に気の毒に思うんですけれども、こういった突発的な漏水の発生状況というのは、町長の所見でいいです、どのように捉えておられるかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

動作確認としては、住民等から第一報を受けてからブロック割り当ての担当業者に連絡をし、情報収集を図った後、現地で業者と合流し被害状況の確認と漏水の影響があるエリアを判断し、広報活動と並行して資機材の調達など対応してまいります。

漏水の原因として、一番の原因は経年劣化によるものが大きいと思われていますが、最近では地震や大雨等による地盤地下水等の変動による自然災害の影響も考えられるところがございます。

○11番（中倉広文君） 経年劣化、あと自然災害等の順となっております。

漏水ですけれど、実際、居住されている、あるいは通りの多いといいますか、交通量の多いところでの漏水というのは確認できるでしょうけれども、現在、全域で空き家等が見受けられるようになりました、そうした場合に、なかなか発見されにくい。敷地内ももちろんですけれども、そこに至るまでの道路もなかなか通行量が少ないとか、そういったのが出てくるのかなというふうに思いますけれども、非常に難しい問題ではありますけれども、将来的にはこういった人口動態も考慮して配水管のエリアの縮小とか、これはほかの所管になりますけれども、上水道の利用可能な地域制限というのもどこかが必要になってくるのかなというふうに私は思っておりますが、このことについて、こういった空き家とか通行の少ないところでの漏水についての対応をいうようなことをどのようにお考えかお聞きします。

○水道課長（本松健一郎君） 空き家等に対する考え方、捉え方ということで御質問です。空き家対策はおっしゃるとおり大きな問題と捉えております。現状では、道路管理者との事業調整会議において、道路改良工事等と布設替え等の工事を費用対効果に努めるため、同時で進行するような形態を取っております。

御質問のとおり、空き家が点在する区域におきましては、有効な仕切弁設置工事等を活用しながら対応しているところがございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） とりあえずの対応として仕切弁等で対応ということでございます。そのように確認したところがございます。恐らく将来的には配管の部分についても何らかの手立てをしていかないといけないのかなというふうに思います。

前後しますが、先ほど管種ごとの距離を御答弁いただきましたが、その中でその他とありました。その他、恐らくこれは石綿管のことじゃないかなというふうに私は思ったんですが、石綿管の残存距離、同じでしたら先ほどの距離でしょうけど、石綿管の残存距離、それとその対応について、これは全国的にもいろいろ言われている部分ですけれども、そこについて御答弁いただきたいと思えます。

○水道課長（本松健一郎君） 石綿管についての御質問でございます。おっしゃるとお

り、先ほどその他ということで答弁させていただきました。残り5キロメートル、これが石綿管、セメント管でございます。

延長に対しまして、5キロメートルですので、全体の1.9%、石綿管がまだ残っているという状況でございます。ただ、先ほどの答弁との繰り返しになりますが、今、施設台帳、アセットマネジメント計画を策定中でございます。ある程度、私どものところで、現場はどことどこというところで把握はできているところがあるんですが、この台帳ができあがって詳細に箇所が特定できるんじゃないかなと思っておりますので、特定でき次第、早急に対応したいと思っております。

以上でございます。

○11番（中倉広文君） 是非とも、この部分についてはずいぶん以前から、恐らく議会のほうでも要望ということがあったと思いますので、石綿管についての改修というのは早急に当たっていただければなというふうに思います。

それではですね、いろんな水道事業でも課題があると思います。今御答弁いただきましたが、財源の問題もあろうかと思いますが、先ほど、私はふるさと納税の件にも触れまして、基金の使い方とかそういった部分も言及して、町長から答弁をいただいたわけですが、水道事業についてもですね、やはり耐震化率の問題であるとか経年劣化した配管であるとか、そういった部分、改修しなければならない部分が結構あると思います。しかしながら、水道事業の基金というのは恐らくこういった中長期計画に基づいていろんな施設更新、改修に充てていく、そういった予定をされていると思いますので、そういった意味でも、先ほどのふるさと応援基金の使い道というような部分、4つの目的には入らないかもしれませんが、町長の裁量でこういった部分にも手立てをしていただく。これは住民にとってとても大切なインフラなんですね、生きていく上で本当に大切なインフラ整備でございますので、そういったものを重く受け止めていただいて、この部分の整備、早急に進めていただきたいと思いますが、これは町長にお伺いします、どのように考えですか。

○町長（東 靖弘君） 質問が展開されておりますが、水道事業においては、ただいまいろいろ議論されましたように課題も非常に山積しているところでありますので、早急に対応すべきというところはありますので、将来につきましては繰り出し金を増額していきなりといった形の対応をやっていくべきだと思っております。

○11番（中倉広文君） 今までのスピードじゃなくして、できるだけ本当に必要な部分について手当てをしていただく。全面に改修というのは不可能なことですので、本当に必要な部分に、今までのスピードよりももっとも早く改修ができますように切に願ひまして、この部分についての質問を終わりたいと思います。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は14時55分から再開いた

します。

-----○-----
休憩 午後2時50分
再開 午後2時55分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、草原正和君の質問を許可いたします。

○2番（草原正和君） 皆さん、こんにちは。私は、通告のとおり、有害鳥獣対策について質問いたします。

近年、全国的に熊をはじめ、イノシシ、シカ等の有害鳥獣による被害が多く多発しているとニュース等によく見聞きすると思います。そのような中で、本町の有害鳥獣による農作物の被害額、また、動物別の被害額、農作物以外の被害額についてを問い、1回目の質問といたします。また、イノシシについては、先ほどの同僚議員の答弁でありましたので、イノシシ以外をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣による農作物の被害額であります。令和4年度におきましては、被害金額199万9,000円であります。

以上です。

○2番（草原正和君） 農作物の被害額以外に、動物別、また農作物以外の被害額がわかればお示してください。

○町長（東 靖弘君） 個別につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、イノシシ以外の動物の被害の報告をいたします。

カラスの被害について答弁いたします。カラス被害が野菜の被害面積が10アール、被害量が5,000キログラム、被害金額につきましては22万4,000円となっております。

次に、ヒヨドリの被害について、野菜の被害面積が30アール、被害量1万8,250キログラム、被害金額につきましては81万6,000円となっております。

続いて、農作物以外の被害につきましては、特に今のところ把握はしておりません。

以上です。

○2番（草原正和君） 多くの被害がイノシシ以外でも出ているようですが、その被害額を見てどのように認識しているか、また把握しているかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） イノシシによる被害額が全体の約半分を占めており、残りがカラスやヒヨドリの被害であり、今後、イノシシ被害を軽減させていくことが重要で

あると考えております。

○2番（草原正和君） お答えいただいたように、イノシシが大分多くを占めているようです。また、被害額は共済等の申請ベースによる被害の算定だと思いますが、それ以外の被害はないのか、どのように認識しているかお示してください。

○農林振興課長（上野明仁君） 被害額につきましては、主に、今おっしゃられたとおり農業共済の申請によるものでございますが、認定農業者から大型法人の農業者へのアンケートを採りまして被害の確認を行っております。今後も、被害の現状を把握するため、アンケート、農業者への調査が重要であると考えております。

○2番（草原正和君） そのような被害の中で、各動物が金額ではなく、どのような被害が発生しているのか、食害なのか、その前なのか、どのような被害が多く発生しているのかお答えください。

○農林振興課長（上野明仁君） イノシシにつきましては、田畑の掘り起こし、それから農作物の食害が主な被害でございます。

カラスやヒヨドリは野菜の食害が主な被害となっております。それから、タヌキ、アナグマにつきましては農作物の食害が主な被害となっているところでございます。以上です。

○2番（草原正和君） 実際の被害以外にも、イノシシであれば田んぼのあぜ道等を掘り返して水が溜まってなかった等の被害が出ていたりとか、タヌキに関しましては疥癬症と呼ばれる、毛が抜けて裸になる病気です、よく見かけると言うんですが、それが牛にうつるんですね。牛にうつった場合に、それがせり市に出てくるとやっぱり価格がほかの牛よりも安いんです。その辺も畜産の町という割には、なかなかそういうところの対応がなされていないんじゃないかなと思います。その辺の対応も、今後、よろしく願います。また、カラス等につきましても、光るものを持っていく習性があるということから、農家等から農機具を留める金物、小さいものなんかを、盗難だと思っていたらカラスが持っていったと、作業をしたいときに急に作業ができないという事案もお聞きしています。その辺も踏まえ、今後の有害鳥獣の対策をよろしく願います。

続きまして、有害鳥獣対策の実施状況についてお聞きします。先ほど、同僚議員のほうで電気柵、ワイヤーメッシュ等の質問がありましたので、その部分はちょっと割愛させていただき、ワイヤーメッシュの方法なんですけれども、これは3戸以上でということ、どんなに大きな農業法人であろうと、畑が密集していようと3戸数ないといけないんでしょうか。

○農林振興課長（上野明仁君） 要件が農家戸数が3戸以上となっておりますので、それは要件になっております。

以上です。

○2番(草原正和君) その3戸数の畑、田んぼの中に1つだけ小さな耕作放棄地があった場合、それはそのところほどのような対応がなされるのでしょうか。

○農林振興課長(上野明仁君) その部分も含めてのワイヤーメッシュの設置となります。

以上です。

○2番(草原正和君) 耕作放棄地が含まれていても、3戸数以上あれば設置できるという認識でよろしいでしょうか。

○農林振興課長(上野明仁君) その代わり、土地の所有者の同意が得られていることが要件となりますので、その同意がないと設置はできないことになります。

○2番(草原正和君) 耕作放棄地の同意が必要ということでしたけども、同意が得られればいいですけれども、贈与とかしていなくて全然名義がわからないとこと困っているところがあると思うんですが、国・県の予算を使うと、その辺がルールがあると思うので、町のほうとして町単で何かできることがあれば、今後、県等をお願いします。

続きまして、有害鳥獣の実施状況として、本町としての対応、どのようなことを有害鳥獣の対策をしているか教えてください。

○農林振興課長(上野明仁君) 本町としましての対応につきましては、有害鳥獣電気柵設置事業補助金につきましては、今後も事業を継続して有害鳥獣対策を推進してまいりたいと考えております。

また、ワイヤーメッシュ柵設置事業につきましては、国の補助事業で要件もありますので、広報等で周知を図ってまいりたいと考えております。今後も、有害鳥獣対策推進員を主に、箱ワナ巡回を行い、有害鳥獣駆除を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番(草原正和君) 電気柵、ワイヤーメッシュのほかに、町の箱ワナがあると思います。その箱ワナについて御質問します。町として何基設置し、その見回りをどれぐらいの頻度で行っていて、それにかかるえさ代、ガソリン代、もろもろ経費等が1年間でどれぐらいかかっているのか。また、1回の巡回でどれぐらい時間を要しているのかお答えください。

○農林振興課長(上野明仁君) まず、箱ワナの数ですけれども、町で保有しているのが17基ございます。

それから、有害鳥獣推進員が1週間に2回ほど、箱ワナの設置箇所を回るんですけども、距離数については資料を持っていないので、後でまたお知らせしたいと

思います。

時間につきましては、1日当たり4時間、1週間に8時間程度回って箱ワナの設置場所を巡回しているところでございます。

○2番（草原正和君） 週2回、1回当たり4時間程度巡回していると、結構な労力になっていると思います。

続きまして、猟友会の駆除の実績、令和4年度、イノシシだけで大丈夫です、先ほど5年間のイノシシの合計は聞きましたが、令和4年の猟友会のイノシシだけ、また、町の17基設置したうちで、令和4年度のイノシシだけの数を教えてください。

○農林振興課長（上野明仁君） まず、大崎町猟友会の令和4年度のイノシシの捕獲頭数ですが、成獣につきましては29頭、幼獣につきましては7頭。それから野方猟友会につきましては、イノシシの成獣が109頭、イノシシの幼獣が12頭でございます。

町の有害対策推進員が捕獲しました数につきましては、イノシシの成獣が19頭、幼獣が17頭という実績でございます。

以上です。

○2番（草原正和君） ありがとうございます。

実施状況等をいろいろ質問してきました。続きまして、今後の課題と対策についてお伺いします。

電気柵、ワイヤーメッシュ等の防御的対策で行き場、えさ場を失った有害鳥獣はどのようなことになると認識しているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） えさ場を失った有害鳥獣ですが、えさを求めてえさのある田んぼや畑、山林などに移動していくことから、鳥獣が寄ってこないような対策を取ることが重要だと考えております。

○2番（草原正和君） 電気柵、ワイヤーメッシュ等、実際設置した人からすると、大分利用されていて効果があったという声はあるんですけども、ただ、被害の場所が隣に移動するだけということが大きいと思います。その中で、町全体を防御することは難しいと思います。

そのような中、民家、通学路等での有害鳥獣による人身被害が近年、全国的に増えていますが、本町での被害の可能性はどのように認識しているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましても、民家、通学路等においてイノシシが目撃されていることから、人身被害が出る可能性がありますので、猟友会や警察によるパトロールを実施し、警戒しているところでございます。

また、集落ぐるみの鳥獣対策研修会におきまして、住民を中心に、イノシシなど

追い払い方法を研修してきましたので、今後も広めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和君） 電気柵、ワイヤーメッシュ等の守りの対策から、根本的に有害鳥獣を減らす対策の検討をする予定はないかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣を減らす対策としては、捕獲頭数を増やさなければなりません。そのためには、有害鳥獣対策の担い手を育成し、増やしていかなければならないと考えております。

以上です。

○2番（草原正和君） 捕獲する人を増やさないと有害鳥獣は減らないということです。

それで、町が保有するワナの数17基、箱ワナですね、とありましたが、そのワナの購入金額をお示してください。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、町が保有するワナの数は、イノシシ用の大型箱ワナが17個ありまして、タヌキ、アナグマ用の小型箱ワナが7個ございます。購入金額は、大型箱ワナが税込み9万6,000円、小型箱ワナが税込み1万7,000円でございます。

○2番（草原正和君） 大型の箱ワナ9万6,000円、小型の箱ワナ1万7,000円ということで、先ほど答弁で、大崎町の町が捕獲した数、令和4年度、成獣に関しまして19頭という答えでした。17基あるわけですから、ほぼ1つに1頭獲れるのかなという形に、単年度で考えるとそのような形になります。

そのような中で、9万6,000円の箱ワナを購入し、1頭獲れたときに、なかなか民間のほうでは始めようかなという形にはつながらないと。私も現場がわからないので狩猟免許のほうを取得してみました。やっぱり免許を取得するのにも費用、また猟友会といろんなところに登録するのにも費用、そういうもろもろの費用、先ほど言ったえさ代、ガソリン代、いろんなものを計算していくとですね、なかなか捕獲従事者の数は増えないというのが実情だと思います。そこを増やすとなると、奨励金を上げる、もしくは箱ワナ等そういうものの購入の補助、もしくはワナの貸し出し等が有効ではないかと思いますが、その辺について検討する考えはないかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 今後箱ワナを増やしていきたいという計画がありますので、箱ワナの貸付については検討してまいりたいと考えております。

購入補助につきましては、箱ワナ1個が120キログラムほどの重量があり、移動手段など個人の管理が難しいということもありますので、管理の面から、個人または法人への補助については今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和君） 十分検討して、前向きな方向で実施をお願いします。

また、奨励金等を増額した場合に、狩猟免許を取得する人は増えると思います。狩猟に関しては、知識と経験がないとなかなか捕獲に、実際免許を取ったからすぐ獲れますよというものではないということです。猟友会やそういう知識がある人に、新しくそういうのに参加しようと思う人を対象に技術的指導、継続的な支援等を業務委託する等の人材育成も検討できないのか。やはりワナ等を購入したりしてやっているベテランの人になってくると、忙しかったりとか、やっぱりほかの人が獲って、そういうのの費用がほかの人というふうになると、なかなか指導という形で無償でという形になってくると難しい部分があります。けども、やっぱり知識としては豊富なので、そういう方々から教えていただきたい、そういう形で新規の捕獲者を育成していただきたいということから、町のほうでそういう人たちに業務委託、今、町のほうでも会計年度任用職員で有害鳥獣の方を雇われていると思いますが、それに近いような形、もしくは単発で何か補助を出すとかいうのでもかまいませんが、そういう従事する人を育成するような補助、業務委託等検討するお考えはないかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣の捕獲に関しては、知識や経験が重要であると考えております。知識や経験が未熟な有害鳥獣の担い手となる方への指導及び人材育成はこれから必要でありますので、どのような方策があるかを検討してまいりたいと考えております。

有害鳥獣で作物への被害ということに対して、経営者であったり、あるいは周囲の方々であったり、本当にこの時期に作物被害を防除するんだ、防止するんだという意識の高い方々に参加いただくような、そういった方々が知識を成就していくという形の研修会を考えていければどうかなと思っております。

○2番（草原正和君） 是非、検討してください。お願いします。

続きまして、令和2年度に作成された大崎町鳥獣被害防止計画というのがあるようですが、その中に、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項というところに、捕獲者の負担軽減及び捕獲頭数の増加を図るため、焼却、肉食加工施設等の設置について地域関係者で検討するという内容が、令和2年度に計画されているようです。その件について、検討した結果、どのようになっているのかお答えください。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時18分

再開 午後3時19分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

大崎町鳥獣被害防止計画を策定しております。それによりまして、捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項がありまして、様々な処分方法について記載をされているところがございます。埋設処分は当然やっていることでありますけれども、この要項の中では焼却、食肉加工施設等の設置について、地域関係者で検討するということがありますので、実際、大崎町においてこのことについての検討はしていない状況であります。これまで大隅4市5町において、このことについては再三、再三協議もしてまいりました。広域的にこういった食肉加工施設を整備していくということとをそれぞれ4市5町に提案いたしましたけれども、何回も県地域振興局を入れて検討したところだったんですが、広範囲にわたるといことがあって、どこに設置するという結論に至らなくて現状に至っているという状況であります。こういった焼却や加工、ジビエも含めながら、地域社会の中で増えることに対する食肉を活用するというで、大きな話題というか課題というか、そういったことになっておりますので、このことにつきまして、また改めて協議をしてまいりたいと思います。以上です。

○2番（草原正和君） 大隅地区で協議をしたということですが、あくまでもこの計画は大崎町の事業計画書であり、大隅地区の計画書ではない。大崎町の計画に、やっぱり検討するとうたってあるので、町単で。埋設は簡単なことです、焼却もしているところもあるのかもしれませんが、ほとんどが埋めているんだと思いますけど。ただ、食肉に加工されている方も多いようです。

そのような中で、食肉加工施設があったらいいなという声を多く聞きます。その中で、この計画自体は令和5年度までが計画に入っているようですので、5年度までが検討期間だったということで、今、令和6年度以降を作成している途中をお伺いしましたが、6年度以降の中にその施設が設置されるという内容が含まれることをお願いいたします。

また、その計画の中に、捕獲頭数が令和3年、令和4年、令和5年と頭数がうたってあるんですけども、イノシシ300頭、毎年ですね300頭、タヌキ300頭、カラス300羽、全部300でうたってあるんですけども、そのような中で実際は全然数値が追いついていないと、捕獲の頭数がですね。タヌキを見ると、4頭から6頭、毎年子を産むと、最大で12頭。イノシシについても4頭から6頭産むという形になっています。なので、大体イノシシも200頭ぐらい捕獲しているようですが、100頭獲り逃がしがあると、その100頭が1年後、2年後にはすごい数になるんですね。そのような中でこの300、3年間の計画がある中、令和6年度

以降、どのような対策を取っていかれるのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど計画の概要については説明したところでありますが、5年度までということでの御指摘がありました。

イノシシが一番多く出現してくるわけでありますから、それらの駆除対策は真剣に考えていかなければならないと思っております。その頭数から見て、本当にこういった加工施設が必要なのかということも検討する必要があることと、猟期と有害鳥獣期、農作物に被害を及ぼす春から夏における、あるいは11月15日から2月15日までにおける狩猟の期間といった猟期と被害の時期、このところははっきりと認識をしながら対応していくということが必要ではないかと思っております。イノシシは、確かに猟期においては資源という形になりますけれども、その時期を過ぎたときに農作物に被害を与える動物にもなっていくわけであります。先ほどの加工施設等も含めながら、それだけ対応し得る施設であるかどうかということが大きな課題になることと、できることならば猟友会といったところでなくて、言葉にちょっと違いがあるかもしれませんが、先ほど出たような被害対策協議会とか鳥獣対策協議会といったものをつくりあげて、みんなで退治していくと、対応していくという考え方があるんじゃないのかと思っております。職員が研修に行っております。その資料をいただいたんですけれども、そういった取組をしている、島根県でしょうか美郷町といったところがありますが、そういったところの先進事例とかありますので、そういったことも参考にしながら次の計画には生かしていく。住民全体が意識を持ってやるような取組は非常に必要ではないのかという気がしております。

○2番（草原正和君） いろいろな方向性から検討していただきたいと思います。

方向性としたしまして、どこに幾らお金をつけるとか、幾ら増額するという考え方ではなく、この計画のように300頭獲るんだと計画にあるのであれば、300頭獲るためにはどうしたらいいだろうと、逆の方向から考えて、奨励金を増やさないといけないのであれば奨励金を増やす、箱ワナの数が足りないのであれば箱ワナの数を増やす、捕獲従事者が少ないのであれば、職員としてそういうのを雇う。300頭獲るためには、また、これは令和5年度が300頭ですけれども、予定より捕獲数が少ないので令和6年度以降は計画としては多くなるのではなかろうかなと思うんですが、その目標を立てた上では、それをクリアするためにはどういう動きをすればいいんだという方向で、やってみただけ駄目でしたではなく、やるためにはどうするのかを検討していただいて、獲った後も、それだけ獲ればやっぱり処理の必要があるので、施設等、方法等検討した上で実施していきたいと思っておりますが、町長の認識をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 仰せのとおりだと思います。施設につきましても、先ほどもクラウドファンディングとかいろいろ出ておりますので、やろうと思えばそういうことも可能であろうと思っておりますけど、一番の課題は農作物や人へ、そういった方々に危害を加えていくということがありますので、先ほど言ったような、猟友会任せでなくて、済みません、もし言葉が違っているかもしれませんが、その方々だけに依存することなく、やはり農業者の方といった方々も狩猟の許可を取るといったことを進めながら、全体で対応していくという方向性を定めたほうがいいんじゃないかと思っております。しっかりと対応できるようにしてきます。

○2番（草原正和君） 町長が今言われたように、いろんな手法でかまいません。ただし、途中で言ったように、知識と経験がないと、道具を揃えただけではできないので、猟友会等も非常に多くの知識、また経験を持っていらっしゃるので、その辺とも十分手を取り合って、いい形で捕獲頭数が増やせるようによろしく願いいたします。

また、この計画も続きができるでしょうから、その中にも十分内容を加味した上で検討していただき、また、今予算組みのときでもありますので、前向きな施策をお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後3時28分

第 3 号

1 2 月 1 4 日 (木)

令和5年第4回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月14日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番，6番）
日程第 2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 平田慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 町 長 | 東 靖 弘 | 農林振興課長 | 上 野 明 仁 |
| 副 町 長 | 千 歳 史 郎 | 建設課長 | 時 見 和 久 |
| 教 育 長 | 穂 園 正 幸 | 農委事務局長 | 相 星 永 悟 |
| 会計管理者 | 西 高 和 義 | 水道課長 | 本 松 健一郎 |
| 総務課長 | 上 橋 孝 幸 | 教委管理課長 | 岡 留 和 幸 |
| 企画政策課長 | 渡 邊 正 一 | 社会教育課長補佐 | 内 村 憲 和 |
| 商工観光課長 | 竹 本 忠 行 | 税務課長 | 川 越 龍 一 |
| 町民課長 | 谷 迫 利 弘 | | |
| 環境政策課長 | 松 元 昭 二 | | |
| 保健福祉課長 | 岩 元 貴 幸 | | |

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 事務局 長 宮 本 修 一
調査係 長 松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 限本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藤田香澄君及び2番、草原正和君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、4番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○4番（平田慎一君） まず、前回、時間切れで再質問できなかった不登校児、障害児支援について議論させていただきます。

前回の教育長の答弁で、令和5年7月の段階で不登校児の児童・生徒は小学校で3名、中学校で15名。支援状況は担任の家庭訪問や電話連絡、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの活用などであり、その他、鹿屋市にあるフリースクールなどに3名通っている現況である。中学校では、教育相談室において学級不適應生の学習支援や相談、教職員への助言、保護者からの相談受付や福祉施設などの情報提供、行政、福祉施設等との連携、連絡調整など幅広く活動している。公的な不登校対応の校内教育支援センターは校内に1室あり、不登校児、生徒の保護者への支援は中学校運営協議会が協議して検討を開始されている。また、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携では、町の要保護児童対策地域協議会を令和5年度に設置し、個別のケース会議で参加をしていくとの答弁でありました。

以上の内容を踏まえまして、初めに町長にお伺いいたします。

文科省が出している不登校児の定義は、不登校児童・生徒とは何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者といわれております。不登校の生徒が、本町では小学校で3名、中学校で15名いると先ほど申しましたけども、この人数を見てどのように思われるか、また、本町の障害児支援、不登校対策を含む学びの支援は十分であると思われるのか、まずお示してください。

そして、教育長への質問として、教育相談や福祉施設との連携等、どれぐらいの

相談があり、どのような対応をされているのか。また、不登校対応の校内教育支援センターは1室あるが、ソーシャルワーカーが専属であるが、加配等の配置はされていないのか、中学校運営協議会及び町の要保護児童対策地域連絡協議会との協議内容と活動はどのようになっているのかを最初の質問とさせていただきます。

○町長（東 靖弘君） 本町不登校児童・生徒数をどのように思うかということの御質問でございます。

不登校の児童・生徒についてでございますが、10月5日の南日本新聞に、2022年度で全国の国公立小中学校で30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、10年連続増加となり、29万9,048人と、過去最多を更新し、鹿児島県内においても4,933人と、前年度より増加となったと掲載されておりました。

不登校の原因も様々であるようでございますが、全国的にも非常に多くなってきていると感じております。本町の不登校の児童・生徒については、増加傾向にあると聞いております。これまでの支援に加え、さらに充実を図る必要があると考えております。

次に、本町の障害児支援、不登校対策は十分かという御質問についてお答えいたします。本町の障害児支援については、未就学児の児童発達支援や小学生以上の放課後等デイサービス、特別支援学校による支援を行っていますが、現状としては町内に開設された「はぐはぐ」も既に30人が登録され、いっぱいとなっているため、志布志市などの事業所を案内している状況であります。

また、不登校の児童・生徒に対する支援につきましては、9月議会において教育長から答弁がありましたように、担任による定期的な家庭訪問や電話連絡、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員などの活用、また学校・教育・福祉担当課や関係機関との連携や、またフリースクールに通っている児童・生徒もいるようでございますが、十分な対策とは思っておりませんので、先ほども申し上げましたが、さらなる対策の充実の必要性を感じております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） まず、教育相談や福祉施設との連携など、どれくらいの相談があり、どのような対応をしているかについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、障害のある子どものことで教育相談を受けることは多々あるわけでございますが、特に小学校に入学する就学相談につきましては、本年度に限りますと、15件でございます。就学相談には、鹿屋特別支援学校の先生に来ていただきまして、専門家の意見も保護者にお伝えしているところでございます。子ども一人一人の実態に応じて、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応しているところでございます。

また、福祉施設との連携につきましては、町内の保育園、幼稚園、認定子ども園をはじめ、志布志市にあります「Re・こねくと」などの障害児通所施設等を訪問いたしまして、施設等での生活の様子を聞き取る機会を設けております。

町内の「はぐはぐ」や志布志市にあります「ゆうゆう」の方々には、本年度から教育支援委員会の委員になっていただき、専門家としての御意見をいただいているところでございます。

小中学校の障害のある児童・生徒につきましては、教育委員会に在籍する教育相談員が毎週火曜日に町内の学校を訪問いたしまして、学校や保護者からの相談、あるいは検査等の実施をしているところでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーの加配の配置につきましてはですが、昨年度も地域おこし協力隊として募集いたしましたが、社会福祉士などの資格を有する人が少なく、応募がなかったところでございます。現在のところ、1人での対応になっております。

次に、中学校の学校運営協議会の活動内容等についてでございますが、登校時の立哨指導における挨拶運動、あるいは交通指導、またロードレース、駅伝大会などの学校行事への協力のほか、土曜授業において多種の事業所の方々を講師に、学校では学べない知識でありますとか技能を学習する機会を提供し、将来の人生設計を考える契機とすることを目標としたキャリア教育の一環として出前授業等を行っております。

また、本年度、不登校生徒等に何らかの支援ができないかということで、不登校をテーマに掲げて協議を重ねていらっしゃいます。2月には、小林市のロータリークラブが不登校に特化した取組をしているということで、視察に行かれる予定と聞いております。

町の要保護児童対策地域協議会につきましては、保健福祉課の所管でございますので、保健福祉課のほうで答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 要保護児童対策地域協議会について御説明いたします。

本格的な活動は今年から行っておりますが、ネグレクトや児童虐待、ヤングケアラー等の要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的とした協議会でありまして、大隅児童相談所、志布志警察署をはじめ、曾於地区障害者等機関相談支援センター、児童家庭支援センター、大隅くらし・しごとサポートセンター、校長会、教育委員会の各代表で構成されております。そして、これら関係機関が集まり、要保護児童やその保護者に関する情報、考え方を共有いたしまして、適切な連携のもとで、より効果的な支援を行うため実務者会議や個別ケース検討会議を定期的に関

催しております。

支援が必要な対象者は、生活困窮などの相談や通報などから発見されておりまして、その都度、担当職員や大隅児童相談所などの関係機関とともに丁寧に対応している状況です。

以上です。

○4番（平田慎一君） いろいろ今出てきましたけども、全体的に町長のほうが今十分か施策が打っていないということで、今後も対策が必要であるということで御答弁をいただきました。

その中で、教育長とか関係課長の答弁もございましたが、本町で取り扱っている内容等がですね近隣市町に依存している部分が多いのかなという、全体的にですね、思っている部分があるんですけども。文科省の不登校の定義を最初にちょっと言いましたけども、病気や経済的な理由によるものを除いた者となっています。ということは、この部分の生徒は不登校児の中にはカウントされていないと、これは不登校児の部分なんですけども。特に、今、課長もちよつと触れましたけども、経済的な理由、何度か今まで一般質問もさせていただきましたけども、絶対的貧困率と相対的貧困率の部分ですね、相対的貧困率ですけども。日本の子どもたちの貧困率は13.5%、7人に1人と言われていています。これも前ちょっと一般質問のときに言いましたけども。そして、いわゆる貧困の連鎖、これは今、南日本新聞でも社会面で特集されています、今8回目かな、されていると思いますけども、こういった部分の本町の認識と対応をお示しいただきたいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 絶対的貧困というのは、生きていく必要最低限の生活水準を満たしていない、一般的にイメージする貧困を指すもので、相対的貧困とは、その地域の中で比較したときに大多数より貧しい状態を指すものというふうに認識しております。

そして、これらの貧困の状態に陥ったまま抜け出せずに、中には世代間の連鎖が起こりえるということを貧困の連鎖というものであるというふうに認識はしておりますが、本町における貧困の連鎖によるものについては、どれくらいのケースがあるのかは把握しておりませんが、生活困窮等の福祉分野における相談等につきましては、特に保健福祉課のほうで丁寧に対応している状況です。

以上です。

○4番（平田慎一君） その部分の答弁につきましては、藤井教育長のときでしたか、令和2年度12月議会の際にこの部分は質問しておりましたが、教育委員会としては貧困の現状は捉えていないという答弁で、今後調べていきたいというような形で、福祉関係は、今、課長が言われたように要保護、準要保護の部分の説明は確か

にございました、数と把握とですね、全体で78人、全体で8.7%ということですね。そこから貧困の状況というのはまだ確認されていないのかなというふうに思うんですが。

子どもが不登校になったときに、学校側は積極的に学校復帰を勧めません。これはなぜかという、文部科学省の基本姿勢は学校復帰ではないからです。学校に無理に復帰させるのではなく、最終的に社会に自立できるような支援を基本姿勢としているというふうに条文に載っております。子どもたちの状況はそれぞれ違います、対応は一様ではないわけです。いろいろな受け皿、居場所づくりを進め、選択肢を増やす必要がある。そんな中で適応指導教室の設置を行うべきではないか、本町ですね。民間の施設も確かに必要なんですが、わかりやすくいうと、先般できた、先ほど町長がちょっと言いましたけども、民間の児童発達支援施設「はぐはぐ」ですよ、これも四、五年ほど、つくったほうが良いということと言ってから、かかっております。過程としては、本町も誘致には努力されて、町長が頑張られて施設改修の予算も近隣より上げてもらいました。努力されていた中でも、これだけの四、五年という年月が発達支援施設にかかったわけです。民間事業者の誘致、開設にはやっぱりスムーズにいかない部分が多々あるのかなと。だからこそ、適応指導教室をつくる必要があるのではないかと。これは学校の教職員にとっても働き方改革にもつながります。これはよく教育長は御存じだと思うんです。適応指導教室または教育支援センターと言われておりますけれども、町の教育委員会が長期欠席している不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に町の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している、公立のいわゆるフリースクールである、これはウィキペディアに記載されておりました。

民間と違うのは、教育委員会が運営しているので費用がかからないということです、公的施設になりますので。出席扱いになるということです、学校に出席したということですね。公的機関が関与した施設を町内につくるべきであると思いますが、町長、教育長のお考えをお示しいただきたい。ちなみに、志布志市と鹿屋市には既にございます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、現在、教育委員会のほうで検討をしている状況でありますので、教育長のほうで答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 教育支援センター等の開設についての御質問でございます。不登校の児童・生徒の中には、保健室や、あるいは教育相談室にも入室できない、そういうような児童・生徒も含まれております。すべての子どもたちの学びの機会

を保障し、多様な学びの場を確保することが大きな課題となっております。

本町におきましては、現在、そのような学校以外の場所における児童・生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所は開設していないところでございます。学校に登校することが難しい児童・生徒の居場所づくりとして、落ち着いた環境の中での学びを保障する公的な教育支援センター等の開設に向けた検討を現在進めているところでございます。

不登校児童・生徒の支援だけでなく、保護者の相談場所や各種情報提供できる場をつくって、学校あるいは民間のフリースクール等、関係機関と連携して児童・生徒の社会的自立に向けた支援を一層充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 是非ですね、この部分は学びの保障という、誰一人取り残さない学びの保障という部分を含めて、この施設はやっぱり考えていくべきなのかなというふうに思っております。特に公的施設というのは、町長、教育長が決断してつくるのはすぐできますので、実際、こういった相談というのは本町からも来ております。また、別な部分でも同僚議員等がまた今後質問していくとは思いますが、やはり早くそういう対応をしていくことが本町にとっても、後ほどまた質問にもつながっていくんですけども、子育て支援という部分、移住定住の増加という部分に関してもつながってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、是非、この開設というのはですね、町長考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、ネグレクトや児童虐待、ヤングケアラー等の部分ですね、状況対応についてなんですけれども。これはいわゆる児童虐待の防止等に関する法律が、児童虐待防止法が2000年11月に施行されました。児童に対する虐待の禁止、虐待の早期発見や予防、児童虐待を発見した者の通告義務などが定められており、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つが児童虐待について定義されております。

ネグレクトは育児放棄や育児怠慢と言われ、児童虐待の1つですが、具体的には食事を与えない、不潔にする、病気やけがをしても病院に連れて行かないなど、ネグレクトに当たります。そして、ネグレクトの相談件数は平成30年度で3万件だったんですけども、今でも増加の一途をたどっております、年々増えております。

また、ヤングケアラー、これは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことを指し、こども家庭庁では、本来大人が担うことを想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと、責

任や負担の重さにより学業や友人関係など影響が出てしまうといわれておりますが、これについての本町の現況認識と対応、対策等を含めてどうなっているのか。また、先ほどちょっとありましたけど、児童相談所への相談件数や警察等への通報件数、その対応なども併せてお示してください。

○町長（東 靖弘君） ネグレクトや児童虐待、ヤングケアラー等の現況の認識と対応策についてでございます。虐待等の情報につきましては、主に、先ほど申し上げました要保護児童対策地域協議会のメンバーである各関係機関から情報提供をいただいております。ネグレクト等への認識、関心の高まりもあり、地域住民からも積極的に情報提供されていることから、少なからず対象となる家庭が存在していることは認識しております。

なお、相談件数等につきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） まず、相談件数等についてお答えいたします。本町を所管する大隅児童相談所に大崎町関係の相談・通報件数について確認いたしましたところ、令和4年度の通報件数は8件で、そのうち虐待認定されたものが4件、令和5年度の通報件数は今のところ6件で、そのうち虐待認定されたものは4件でございます。

虐待の区分で申し上げますと、令和4年度が身体的虐待が1件、心理的虐待が3件、令和5年度が身体的虐待が2件、心理的虐待も2件ございました。

また、児童相談所へ通報しているものも含めまして、町の要保護児童対策地域協議会で個別ケースとして把握している案件につきましては、継続案件を含めまして、身体的虐待が4件、心理的虐待が8件、ネグレクトが5件、性的虐待はゼロ件、その他の案件が7件の合計で24件でございます。なお、その他については、不登校や生活苦に関する案件でございます。

これらの相談等の対応策につきましては、個別ケースごとに関係機関とケース会議を開催するなど慎重に進めておりますが、緊急を要するような場合は、児童相談所と相談しながら、児童養護施設へのショートステイなど一時的に保護するなどの対応を取っているところです。

以上です。

○4番（平田慎一君） 結構な数があります、令和4年で12件、令和5年で10件ですよね、最期に全体で24件ということで。一番問題なのは、よくテレビで最悪な件とかが出てきますよね、お亡くなりになったりという部分がございますので、子どもたちはやっぱりものを言えない、前、サイレントマジョリティという言葉を使わせてもらいましたけれども、ものを言えない子どもたちの最終的な、何かあったときの助ける部分、早急にすぐ動ける体制を必ずつくっていくべきなのかなという

ふうに思っております。その部分はですね特に考えていっていただきたい。対応等も協議会からの提供等ですね、あと町長も多少はそういう部分は通報があるのは認識しておるといことなんですけども、そういう子どもたちが大崎町から出ないように、近隣も含めてなんですけども、そこは十二分考えていっていただきたいなというふうに思っております。

いじめ問題について入っていくんですが、2022年度ですね、先ほどちょっと教育長が若干数字的なものは触れましたけども、不登校やいじめ認知件数が過去最大を、毎年大きく更新しているんですけど、10月に発表された文科省の不登校児の小中学生は前年度比22.1%増、これは先ほど町長もちょっと触れましたけども、29万9,048人、公立小中高のいじめ認知件数は10.8%増の68万1,948件、うち、身体的な被害が生じた重大事案は217件増の923件と発表されているが、本町の現状、若干触れた部分もあるかもしれませんが、現状と対応をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 本町のいじめ問題の現況と対応についてお答えいたします。

まず、いじめの認知の現状についてでございますが、令和5年11月現在で小学校で131件、中学校で39件のいじめが認知されております。この認知件数につきましては年々増えておりますが、これはアンケート等で子どものサインに気づく取組、あるいは些細なトラブルもいじめと認知して解決しようとする取組の成果だと考えております。

また、いじめによる重大事態につきましては、定義といたしまして、1つはいじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、2つ目がいじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合でございます。現在のところ、定義に基づきますと、重大事態は発生していないところでございます。

いじめの問題の対応につきましては、各学校ではいじめ防止対策推進法や大崎町いじめ防止基本方針を受けまして、各学校、学校いじめ防止基本方針を策定いたしまして、3つの柱に基づき取組を進めているところでございます。

その1つ目が、いじめ防止のための取組でございます。いじめアンケートの実施あるいは教育相談、校内研修等による支持的風土の学級づくり、人権標語、人権作文の取組、温かい言葉やちくちく言葉の掲示、いじめを考える週間の実施、人権集会での構成的グループエンカウターの実施などを行っているところでございます。

2つ目は、いじめの早期発見のための取組でございます。1件でも多く発見し、1件でも多く解消するという基本認識のもと、学校たのシート等によるアンケート調査や日常の学校生活での観察、日記や生活記録等から些細な変化やトラブル等を

捉え、いじめの早期発見に努めているところでございます。

3つ目が、いじめが起こってしまったときの対応でございます。いじめを発見した担任等は、直ちに管理職に報告するとともに、被害児童・生徒の安心・安全を第一に考えまして、教職員間で情報を共有するとともに、組織的な対応を協議いたします。そして、第一報として教育委員会に報告・相談することになっております。教育委員会の対応といたしましては、毎月の月例報告によりいじめの認知件数やその対応を調査・把握し、指導・助言等を行っております。

また、管理職研修会等に加えまして、生徒指導担当者会においていじめ問題への対応、あるいは関係児童・生徒及び保護者への具体的な支援・指導の在り方、組織対応の在り方などを研修しているところでございます。

そのほか、昨年12月に改定されました生徒指導提要についても、人権教育研修会等をはじめ、各種研修会でいじめ問題等の対応を含めた説明を行っているところでございます。

今後とも、教育委員会といたしましては、児童・生徒の健やかな成長のため、いじめは絶対に許さない、いつ、どの学校でも、どの学年でも起こりえるものという認識のもと、継続した適切な指導に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 4番（平田慎一君） 重大事態への対処と、重大事案は発生していないということなんですけれども、いじめ問題についてはですね私もいろんなところから相談を受けたりした部分がございます、本町だけじゃなくてですね、対応したことがありました。重大事案の対応だったんですけれども、どうすればいいかと保護者の方から、大崎町の方じゃなかったんですが、ありまして、たまたまその地域の担当課長をちょっと知っていたものですから、教育委員会のほうと話をさせてもらって対応をさせてもらったんですけれども、特に発達障害の児童・生徒さんだったんですよね、いじめられていた方がですよ。声に出されなかったという現状があつて、親御さんが気づいたみたいで、どうしたらいいかということで、そこは教育委員会がすぐに動いて、学校全体で学校集会まで開いて、いじめを起こした相手も親御さんたちも含めて謝罪をしたいということで、十数人の方が来て、きちんと謝罪をされて、そこから全くなかったということですね、やはり初期対応、全体と一致になって、教育委員会も含めてですけれども、行政も含めてなんですけど、対応することが未然に防いでいくことも含めて対策としては必要なんではないかなというふうに感じております、私が経験した中でですね。

いじめ対策ですけれども家庭庁が本年度、学校外立場から、今までは教育委員会が主だったんですけれども、学校外立場から自治体が関与する仕組みづくりを進

めなさいという形で出ていると思いますけれども、本町としてはどのような形でそのような取組を行っているのか、対策も含めてお示しいただければと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） こども家庭庁が子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針というのに基づきまして、3つの事項に取り組むとしている中の1つが、今申された学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりでございますが、この取組は、学校外でのいじめを含めた子どものいじめ防止をこども家庭庁が担いまして、地方自治体における具体的な取組や体制づくりを推進するものであります。

現時点では、国は全国自治体のうち、堺市や熊本市などの4つの自治体を実証地域として選定し、開発実証を行っている状況でございます。

本町としましては、この実証地域の効果や検証をもとに、本町としてはどう進めるべきかを見定めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（平田慎一君） 是非ですね、こういった取組、やっぱり行政側も積極的に、教育委員会だけに任すんじゃなくて、積極的に関与して行って未然に防ぐ取組というのがですねやっぱり必要なのかなというふうに思います。

それと併せて、やはり最初に言ったように、子どもたちは逃げ場というか、多様な教育の場という意味も含めて適応指導教室等を含めた、そういう場所というものつくってほしい。これも一般質問で1回したんですけれども、学習塾が余りなくて教育する場が必要なんじゃないかと町長に言ったときに、町長もやっぱり同じようにそういう場は必要だということですね、今、マルおおさきで、この前、一般質問のときに言いましたけども、生徒が学習していたりとかそういう施設というのも併せて、私が先ほど言った適応指導教室等を含めたですね部分に合わせることによって、そういう多様な学びの場というのがつくれるんじゃないかなというふうに思いますので、是非考えていただいてですね実行して行っていただきたいなというふうに思っております。そこについて、町長、何か一言ございますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどから教育長とのやりとりや平田議員とのやりとりをお伺いしながら、いじめ問題というのは本当になかなか表面に出てこない問題であるということを認識しているところであります。いじめられている子どもはそれを両親にも言わない、そしてまた黙っているということで家庭でも平然としている、だけど元気がないという状況があったり、その中で、だんだん、だんだん、学校へ生きづらくなってきているという状況は多々あります。そういうことも実際見てきましたので、これを地域の方々や学校の先生、そしてまた我々行政で、本当にその子がいじめられているというところを早く把握しながら、心の傷が小さいときにそれを

早く解決できるような取組は本当にやらなければならないと、過去、そういうところに遭遇していろいろ相談を受けたときに思ったところでもあります。

子どもたちが一番健やかな環境は学校に行けることだと思っております。しかしながら、そういった実態の中で行けなくて、通えなくてフリースクールだったりということがありますので、子どもたちが心を健全にしながら学校に行けるような状況をどういう形で実現していくのか、先進事例がいっぱい出ておりますので、そういうことを教育長とも協議しながら進めていきたいと思っております。

○4番（平田慎一君） 是非よろしく願いいたします。やっぱり子どもたちの健やかな成長、大崎町に生まれてよかった、住んでよかったという子どもたちをつくっていくこと、それが後々の大崎町の発展にもつながっていくというふうに確信しておりますので、是非、いろんな取組をですね多角的にやっていって、教育長とですねやっていっていただきたいなというふうに思います。

次に、ふるさと納税について現況及び今後の方針についてに入っております。

ふるさと納税のルール of 厳格化が総務省より、これは決算委員会 of のときにもちょっとお話しさせてもらった部分でございますけども、10月から変わりましたが、どのようなルール変更があったのか、また、本町にとってですね、これが変更になったことでどのようなデメリットが出ているのか等を教えていただくとともに、あと、返礼品 of 産地偽装や不正等 of の問題が、近隣を含め全国でも出ております。特に近いところでは都城 of のですね鳥 of の偽装、海外産 of のやつですかね、相当なトン数だったと思っておりますけども、素早い対応をされておりましたけども、そういうものも出ておりますが、そういう部分も含めてですね本町はふるさと納税、町長が頑張って相当な金額になってなっておりますけども、本町 of の監視体制、チェック機能、そういう部分はもうなっているのかをまずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ふるさと納税度と改正や本町への影響、それに対する対応や対策についての御質問でございます。従前からふるさと納税 of の募集に係る経費は、寄附総額 of の5割以下となっておりましたが、10月 of の制度改正において、募集に係る経費 of の捉え方が具体的に明文化され、経費 of の対象が広がりました。また、返礼品として提供する地場産品 of の解釈基準も変更になったことが10月 of の制度改正の内容となっております。

次に、本町においてデメリットは、経費として捉える対象が広がったことで、具体的には寄附金受領証明書の発送事務やワンストップ特例申請 of の事務経費を必要経費として算入しなければならなくなったことが影響を受けているところでございます。

この影響に対して of の対策として、返礼品 of の価格見直しを行うなどの対策を取って

おります。地場産品基準が変更されたことに伴う影響は現在確認されておりません。

続いて、産地偽装の件ですが、ふるさと納税の返礼品登録については総務省により基準が定められており、地場産品に該当するか否かを確認し、登録するようにしております。また、年に1回、町が総務省にふるさと納税制度の指定申請を提出する際、返礼品のリストを添えて総務省に提出し、指定を受けているところでございます。

今回の産地偽装の報道を受けまして本町のふるさと納税返礼品提供事業者に改めて自己点検の注意喚起を周知、依頼したところでございます。本町においても同様の事案が起こることがないように、他自治体のチェック体制等を参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（平田慎一君） 総務省に年に1回、新リストを提出し、対応としては自己点検がメインとなっているということなんですけども、やはりこの部分は自己点検だけではなくてですね行政側としてもふるさと納税の担当のほうとしてもそういうことがないように、一応チェックする部分は二重チェック、三重チェックという部分はある程度していたほうがいいのかというふうに思います。なぜかという、やはりこれだけのふるさと納税、町に入ってきている予算、これはものすごくありがたいことであって、これをいかに使っていくか、もし、これが産地偽装等によって減っていったりとか、対応を間違えると相当な本町にとってもイメージダウンになってしまうので、そこは十二分に考えていっていただきたいなと思っております。

あと、ふるさと納税の基金積み立てが、これは同僚議員が先般質問して数字が出ておりましたけども、増加しておりますが、ほかの自治体とかですね単年度で重点施策に寄附金を活用して、そういった自治体というのは結構多いですよ、都城なんかは単年度で全部使うとか、そういう自治体は結構多いですけども。本町として、町長として、どのような予算の使い方を考えていらっしゃるのか、ふるさと納税に対してですね。使い道が4つありますけれども、その中でもやっぱり重点的に考えていらっしゃるところが多分あると思いますので、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先日の中倉議員さんの回答と重複いたしますが、泉佐野市で進めている＃ふるさと納税3.0について、本町にも農業をはじめとする産業の振興を図るため、大崎町でも導入ができないか、また、医療・介護サービスの不足が地域の喫緊の課題となっていることから、医師の公募に係る支援や介護福祉施設の整備、運営の支援、あるいは企業誘致などの支援に充てるなど、住民の福祉向上と地域経済や雇用の促進を図ることができないか検討しているところでございます。

泉佐野市の#3.0、現在の事業をさらにレベルアップさせるといった意向の中で2.0、3.0と非常にPR力がうまいという感じでお話も伺ったところでありませう。我々も雇用の面が確保できていないという状況がありますので、様々なことを考えながら、町内への移住定住を含めた雇用といった、力がある、雇用力等があることを十分考えながら取り組んでいければと思っております。

先ほど農業のお話をしたところだったんですけど、昨日もお話したんですが、地域の中に改めて県内から大崎町で農業をやるという方々については、生活資金のことも非常に大きな課題であったりします。その中で、施設整備費等については多額の経費を要しておりますので、働きやすい環境、安心して生産ができるような環境は力を入れていきたいと思っております。ここの中でふるさと納税対応の様々な品が生まれてくる。そういったことができてくると、さらにふるさと納税への関心が高まってくるのではないかと思っておりますので、まだまだほかにもあると思えますけれども、今申し上げたことをやりながら、こういったPR力といましようか、そういったことも十分考えながら、職員と創意工夫しながら取り組んでいきたいと思えます。

○4番(平田慎一君) #3.0ですよね、地場産品の次なる雇用創出も含めた部分もやっぱり対応していかないといけない。最近でいえば廃業された方、何社かありますよね、食品加工会社も廃業もされるということでお聞きしておりますし、パッチンのチリメン業者も廃業されました、廃業されたというカウナギのほうに移行されました。和牛業者も二、三社、個人の方がお辞めになるということでお聞きしております。そういった地域の産業の活力という部分が失われてきているのかなという部分、それも感じます。でも、前の企画課長のときにちょっと話をしたことがあったんですけども、本町としては最初は長期的な目標としてベッドタウン化を考えいくのが一番いいんじゃないかなと、私もそのとき話があったんですけども。なんでかという、周りの市町村に働く場所がまずありますから、企業誘致というのは町長が言われるように、なかなか一朝一夕には持ってくるのが難しいですよ。とりあえず大崎町に住んでいただくという施策に重点的に取り組んでいくことによって人が増える、税収が増える。人が増えれば企業は勝手に来ますので、わかりやすくいうとですねスーパーにしる商店にしる、何にしる。だから、そういう長期的な計画と短期、中期、長期と考えていっていかればいいんじゃないかなと。

もう1つは、町長が危惧をされていて、何度も答弁で、昨日もですね言われておりました、医療の崩壊。病院が3つしかなくなってしまった。牧瀬先生がいなくなってしまう。この現況を見たときに、町としてはふるさと納税の基金を使って牧瀬先生の病院を買い上げて、小児科、内科を誘致するとかですね、だからそういう積極

的なそういう手法というのを考えていくべきなんじゃないか。特に医療関係というのは、御存じだと思いますけど、高齢化されておって跡継ぎもないという病院もありますし、今、セカンドオピニオンをつくりなさいといわれていますけども、ファーストオピニオンもいなくなるような状況になってくるんじゃないかなど。町民が一番何を困っているかといったら、移動手段で困っているかといったら、病院に行くのと買い物に行くことですよね。大崎町にそういう医療施設がなくなるとさらに移動手段というのが遠くなるわけです。そういう部分も加味して予算的なものを重点的に、町長、考えていっていただきたい。優秀な職員等もいますので、いろいろな案を考えてですね、我々も出したりしますので、いろいろ考えていっていただいて、大崎町に本当に住んでいただくと、住みやすい町というのを考えていくことが、本町の未来にとっては一番重要なんじゃないかというふうに思っております。

これは私の考えとして町長にお伝えしたんですけども、あと、次に、企業版ふるさと納税ですよね、ふるさと納税2種類ございます。企業版ふるさと納税の現況と今後の方向性なんですけども、企業版ふるさと納税は地方創生の取組を行う企業からの寄附を促すことで、地方と企業が協働する新しいまちづくりを推進する法人寄附の制度で、税制度ですよね、というふうに理解しておりますが、これも町民からよく聞かれるんですよね。ふるさと納税はある程度データが出てわかるんだけど、企業版ふるさと納税はどれくらいの予算をどんな事業に使っているのか、また、町民にとってどういう私たちにメリットがあるのか、還元がなされているのかというふうによく聞かれるんですが、情報がわかりにくいという意味なんでしょうけど、企業版ふるさと納税の現況ですよね、今までの推移も含め、それを今後どう活用していくのかの方向性も含めましてお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 引き続き再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼しました。

お答えします。まず、企業版ふるさと納税の現況についてでございますが、本町においては地域再生計画である大崎町SDGs推進計画を策定し、令和3年3月31日に内閣府の認定を経て、令和3年度から寄附の受け入れが可能となりました。

受け入れ開始から11月末までの期間において、19社から、延べ28件、4億5,161万5,000円の寄附をいただいております。

また、年度別といたしましては、令和3年度が13社で3億4,699万円、令和4年度は10社で7,862万5,000円、令和5年度11月末時点で、4社で2,600万円となっております。

次に、どれくらいの予算をどんな事業に使っているかとの御質問でございます。本町では、地域再生計画に記載の、持続可能な社会システムの開発事業、視察研修ビジネス開発事業、SDGsを学ぶ持続可能な社会をつくる人材育成事業の3つの分野で活用することとしております。

1つ目の、持続可能な社会システムの開発事業については、大学、企業との研究開発を通じて、これまで地域になかった新しい仕事の創出、2つ目の、視察研修ビジネス開発事業については、現在整備中の体験型宿泊施設を拠点に、世界から学びに来るまちづくり、3つ目の、SDGsを学ぶ持続可能な社会をつくる人材育成事業については、SDGsを通じた教材開発と人材育成といった事業を実施しております。

また、令和5年度の主な事業と予算額を申し上げますと、リサイクル紙おむつの普及啓発事業に5,255万2,000円、大崎町大崎リサイクルシステムの他地域展開事業に1,494万円、体験型宿泊施設改修事業に3,100万円となっております。

また、町民にとってどのようなメリット、還元があるかの部分でございますが、本町がSDGsの推進に先進的に取り組んでいることを広くPRできることが上げられます。本町が継続的に実施してきた環境施策が、全国的規模でネームバリューが高まり、魅力的な自治体として認知されてまいりました。そのことで新たな事業の誘致が期待され、地域全体の経済的発展や郷土への誇りといった意識を醸成できていると認識しております。

さらに、今後どう活用していくのかという方向性につきましては、環境分野を主とした既存事業にとどまらず、町の課題解決に直結するような、より幅のある、広い分野にも取り組み、住民の福祉の向上に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

- 4番（平田慎一君） どれぐらいの予算という部分で、年々ちょっと数字が大分落ちてきているのかなと、令和3年3億ですよ、次が7,000万、今で2,600万でしたか。ちょっと減り方が激しいのかなというふうにも危惧する部分ではあるんですが。組織として6つの団体がございますよね、リサイクルの取組を土台に循環型のまちづくりを多面的に展開する内容であるというふうには私も理解していたんですけども、その中の組織として6団体で構成されておりますが、その役割と業務内容というのは一体どうなっているのかをお示しください。

○町長（東 靖弘君） 組織として6団体で構成されているが、その役割と業務内容はどのようになっているかとの御質問でございます。

まず、構成団体でございますが、1つは本町、大崎町であります。2つ目が、株式会社南日本放送、それと鹿児島相互信用金庫、それに株式会社そらのまち、また、それに合作株式会社、有限会社そおりサイクルセンターでございます。それぞれ異なる分野の6団体が、それぞれの強みを生かしていくため、1名ずつ社員、理事を選出し、定期的に行っております理事会及び社員総会において協議会業務の計画や予算に関して意志決定をすることが役割と理解しております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） ということは、この6団体の役割と業務内容、事業内容の作成プロセスですよ。今、町長が言われました理事会、社員協議会等ですべてが決して、事業内容等も含めて、予算の使い方も含めて、ここで決めているのか。本町としては、町長の意見とかそういう部分は加味されないのか、そこの御説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

事業の提案から実施までに至るプロセスでございますが、先ほど申し上げましたような事業や予算について、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会が事務局を委託する合作株式会社が提案し、町や寄附企業をはじめとする連携企業と協議を行い、最終的に6社からなる理事会及び社員総会において議決を経て、実施しているところでございます。

以上です。

○4番（平田慎一君） わかりました。

事務局も担っている合作が、基本的にメインになって企画立案等もされているということなんですけども、これは本町としての町長の意見とかそういう提案とか、そういった部分は入っていないのか。副町長が代表でもありますから、その辺の話をされているのかなという部分も含めて、副町長の答弁でもいいです、どちらでもかまいませんが教えてください。

○副町長（千歳史郎君） ただいま、町の提案とかそういうものはないかということでございます。こういう理事会という中でもそういうプロジェクト等が上がってきたときもこういうことはできないのかということも提案はしているところでもございます。合作株式会社のほうから提案がしてきたそのものをそのまま受け入れるんじゃないくて、それぞれの理事がおられますので、そこのところでも意見をいただいて、こういうものをしてもらえないかということも提案はしているところでございます。

以上です。

○4番（平田慎一君） 町の内容的なものも一応加味するように話をしているということなんですけども、確かに企業版ふるさと納税の使い道は限られていますので、決まっていますから、ふるさと納税とちょっと違ってですね、そこは認識はしているんですけども、町民にやっぱりわかりにくい部分が多々あるんだと思うんですよ。大崎にプロジェクトをとって毎回されていますよね、見に行ったりしていますけども、年々多分数が少なくなってきたりとかそういう部分もあると思うんですよ、同じような方しか来られていないとかですよ。だから、町民に対して、こういう企業版ふるさと納税を使ってやっていますよ、こういうメリットがありますよというのをもう少し具体的にわかりやすく発信していくことというのが必要なのかな。古い住宅をリノベーションするということで開所式とかもありますけども、そういう事業とかも含めたですね、こういう形でやっていますよというのをもうちょっと発信していくこと、町民の意見も吸い上げながら企画立案も考えていくべきなのじゃないか、だから町民がわからない、企業版ふるさと納税は何をしているのか、何に使っているのかわからないんだけど教えてくれと聞かれる部分は多分そこだというふうに理解しておりますので、その部分はですね十分情報発信というのは考えていっていただきたい、町長の意見も含めてしていっていただきたいというふうに思っております。

ふるさと納税の基金積立が57億ほど、先ほど57億5,000万円でしたか、先般の同僚議員の発言のときに町長からありましたけども、先ほどの質問に重複する部分もあるんですけど、単年度で使っていくことも考えていくべきなのかな、重点的に町長が考えている事業に対してですね積極的に活用していただきたい。本町の課題はやっぱり、町長が先ほど言われたように人口減少による、特に生産年齢人口の減少が大きな問題と、人口減少に対してはですね思うんですよ。それに伴う子ども施策や移住定住の施策、高齢者の介護、医療、福祉、先ほどもちょっと触れましたけども、あと買い物弱者対策や農林水産業の振興など本当に多岐にわたります。

例えば地域の移動手段確保に学校送迎車に一般客が相乗りする活用の、これは政府要請があったと思うんですよ、政府からも多分活用しなさいよと、活用してみればいいんじゃないですかというですね。学校や放課後児童クラブ、介護施設、障害者福祉施設への送迎に使われている車両に、一般利用者が相乗りする活用策なんですけども。そのような地域課題、買い物弱者対策、買い物の移動販売車の活用、これも同僚議員が先般質問しておりましたけども、そのような対応ができるんじゃないかな。毎回、教育委員会のバス送迎に関しては関心は高いんじゃないかと毎回

いうんですけども、今回もまた200万ほどあがっていましたが、子どもたちだけ乗せるんじゃないで、結構すかすかなんですよ、乗っている人数がですよ、一覽出してもらいましたがゼロ人とかという日もあるし。だから、町民がそれに相乗りできたりとか、1日中、何回か走らせても、そこまで単価は上がらないと思うので、そういう手段、手法というのでも考えていくことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、町長の御見解をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 昨日も、ふるさと納税については取り組んだ意図をいろいろお話をさせていただきました。それに基づいて福祉的な面、教育的な面、様々な分野で今、活用すべきじゃないかという御意見もいただいております。

予算の配分、効果といったことを考えながら取り組んでいくということは必然的にやらなければならないのかと思っております。昨日もお話した中で、こういった事業に取り組んでいきたいということもお話をさせていただいたところでありますが、本町の場合の福祉、教育といったことは十分、皆さんの御意見をいただきながら理解しているところでありますけれども、そのほかに取り組んだ内容の中で、大崎町においては庁舎もですけども、中央公民館もそうなんです、総合体育館もそうなんですけれども、大規模改修を考えております。中央公民館においても耐震性が余りない状況でありますので、いろんなことを考えながら協議も進めていかなければならない中で、将来的な原資をある程度確保していきたいというのが自分の考え方でありました。一般財源で対応する、あとは起債ということになりますので、借金を多く重ねると実質公債費率が非常に高くなっていて自治体として危険信号がともってくるというバランス的なこともありますので、そこを考えながら、できるだけ貯めていきたいというのが自分の思いでした。そこにある中で、こういうふうに使ったほうがいいんじゃないかという提案をいただいておりますので、そういったことも加味しながら、できる部分は取り組んでいきたいと思っております。

先ほどSDGs推進協議会は町民の皆さん方が余り理解度が足りていない、PRが足りていないということでありました。今回、体験型もつくってまいりますので、そういったところに住民の皆さん方を呼び込んで、環境教育の大切さ、日常の環境の大切さといったところが、その教室にもなれば良いなと思っております。

また、学校等においては、常に教材を活用しながら今までも取り組んできましたので、児童・生徒たちについては十分わかっていることですが、御質問は、地域の高齢者、一般の方々がなかなか理解度が足りていないということでありましたので、いろんな会合と一緒に足を運びながら、そういった話をしてくださいという場づくりはやっていきたいと思っております。それを地道に周知しながら理解をしていただく、そしてまたそういった目的に沿って設置されたものでありますので、そ

ういったことに御協力いただくということでやっていくように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（平田慎一君） わかりました。

耐震を含めて箱物ですよね、老朽化、そういう部分も含めた、起債ですのじゃなくて、その部分を積み上げて貯めているということなんですけど、これも先般、高田市に研修に行ったときに、学びの21世紀、子ども予算に対しては確か2,000万ちょっとぐらいしか使われていないんですよね、それでそれだけの事業が行われている。だからそれぐらいでもできるということなので、是非ですねそういった部分、施策に対しては考えていただきたい。

あと、ごみ出し困難者の対策事業が志布志市も始まりました。本町なんかもそういった部分も早期に対応していくようなですね、こういう予算も多分使っていくことも可能だと思うので、是非ですねそういった部分も含めて、この部分はまた別で質問してまいりますけども、隣の志布志市が始まったということは町長も御存じだと思うんですけども、本町も是非、積極的に、高齢者のごみ出し困難者の対応等を含めた対策、対応をしていただけるようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。11時13分から、次を始めようと思います。半端になりますますがよろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、町長から、先ほどの一般質問における発言について、訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定により議長において許可いたします。町長の説明を願います。

○町長（東 靖弘君） 済みません。昨日からたびたび訂正をさせていただいております。

平田議員さんの御質問の中で、ふるさと納税57億円を使っているいろいろできるんじゃないかということで福祉や教育で対応していくという答弁と、それからふるさと納税の基金を積みましてきたことについては、将来的に中央公民館の改築や庁舎の改築、また総合体育館の改修といったものの経費がかかるという中で、合併特例債においてはそういった有利な起債がないとお話をいたしましたけれども、この

部分で合併特例債に関する条項については修正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博君） 次に、1番、藤田香澄君の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄君） 皆様、お疲れ様です。

本町では、美しいふるさと大崎町を持続可能な町として次の世代に引き継ぐことを目的に、2019年3月に、大崎町が持続可能なまちづくりを進めるための指針として大崎町持続可能なまちづくり条例を施行しています。その第3条基本理念では、社会・環境・経済を考慮しつつ持続可能なまちづくりに自ら努力する人を育て、美しい自然を保護しながら発展し、多様性を認め合え、支え合う、結びつく地域社会を構築していくことを、3項目にわたって掲げております。

また、第3次大崎町総合計画においては、その基本理念のもと、2030年の大崎町の姿の実現に向けて、資源の循環、これは資源が限りあるものであることを認識し、繰り返し大切に使用することや、経済の循環、これは地域が生み出した富を地域全体で享受し、次の成長につなげることをコンセプトとするなど、循環を生み出すことの重要性が掲げられています。循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、国では2000年5月に、循環型社会形成推進基本法の個別法の1つとして、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律、グリーン購入法を制定しております。それに基づいて、国等の公的機関が率先して環境物品等、これは環境負荷低減に資する製品あるいはサービスなどの調達を推進するとともに、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

今回の一般質問のテーマでもある、政府や国有企業が民間部門から商品やサービスを購入するプロセスである公共調達については、国際統計を行っているグローバルノートウェブサイトの情報に寄りますと、日本の公共調達の規模は毎年拡大しており、対GDP比も2007年の13.59%から2020年の17.71%と、その割合を増加させています。

今回、本町の公共調達の割合は持ち合わせておりませんが、歳出のうち、一定規模の金額になると考えられます。つまり、本町でグリーン購入法に基づいて、本町の歳出を適切な場所に向けることによって環境への貢献であったり、本町で循環を生み出し持続可能なまちづくりに寄与することができると私は考えております。

そこで、1つ目の質問として、本町のグリーン購入法及び環境配慮契約法に基づいた公共調達の状況をお伺いしたいと考えております。その際に、グリーン購入法及び環境配慮契約法とは何か、本町での認識についても併せてお伺いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

物品調達に関しては、地方自治法に基づき、原則として指名競争入札を実施し、調達をしております。グリーン購入法及び環境配慮促進法に関連する調達方針に基づくものではございませんが、調達する物品の選定時には価格等も考慮しながらグリーン購入対象商品を選定し、入札仕様書に明記するなど、グリーン調達の推進に努めているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 本町では、指名入札ということでグリーン購入法に基づいてということはそこまでされていないということでしたけれども、改めて本町としてグリーン購入法及び環境配慮契約とは何かということについてどのようにお考えかをお示しください。

○環境政策課長（松元昭二君） グリーン購入法についての認識ということであります。グリーン購入法については、供給面だけではなく、国、地方自治体も含めて環境物品等を優先的に購入することで、需要面からも環境物品等の市場を促進することを目的としているという認識であります。

環境配慮法におきましても、環境情報の提供などによる特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律ですが、環境の報告書の作成及び公表を、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切にされることを目的としてつくられている法律だという認識であります。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

グリーン購入法の第10条において、地方公共団体等による調達の推進という項目がありまして、今おっしゃられたように、地方公共団体及び民間等においては、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めるという努力目標といった形でうたわれております。

今、本町において、先ほど町長から環境配慮契約はそこまでないということだったんですけども、私がいろいろと拝見する中で、各種計画にグリーン購入法に基づいた調達を推進するというのが幾つか見受けられるんですけども、実際、現状でグリーン購入法の調達に基づいた取組はどのような状況になっていますでしょうか。

○環境政策課長（松元昭二君） 先ほど町長のほうからもありましたとおり、法に基づいたという形でいうと、調達方針を定めておりませんので回答としてはないということなんですが、法の中に示されたものの調達の考え方につきましては、本町の地球温暖化防止活動実行計画の事務事業編の中に、環境配慮型の商品の調達、環境に配慮した製品や紙の使用、環境配慮教育の実施等を盛り込んでありますので、それ

に向けて取組を行っていくと考えているところでございます。

調達につきまして、法に基づいたというわけではありませんが、この計画に基づいて、法の趣旨に合っている取組としましては、2品目について調達がされているという形になります。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 今の2品目について、具体的にどの品目で、こういった取組をされているのかを教えてください。

○環境政策課長（松元昭二君） 調達につきましては調達部署と連携しながら進めているところでございますが、品目としましては、分類で紙類、文具類につきましては、調達の仕様のほうにグリーン購入法に基づいた項目等を記載して調達をしているところでございます。

○総務課長（上橋孝幸君） 補足説明をさせていただきます。

総務課のほうで特定事務用品ということで町内業者さんと契約している物品がございます。それは年度初めに1年の契約をしているわけなんですけど、その際に、仕様書の中で可能な限りグリーン購入法に適合した品物を選定するというのを盛り込んでおります。実際、5年度の契約でいきますと、44品目中、グリーン購入法適合商品が33品目ございます。

それから、先ほど環境政策課長が申し上げたように、コピー用紙につきましても環境に配慮した紙を使用するという条件を設けているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

済みません。改めてになるんですけども、今取り組まれている品目としては紙類と文具類で、その文具類の中の44品目のうち33品目がグリーン購入法のこと仕様が明記されていて、それに基づいて購入をされているという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 仕様書の中では、できるだけグリーン購入法に基づいた物品をとということで地元の業者さんをお願いしております。その結果として、44品目中33品目がグリーン購入法に基づいた物品になったと。それ以外のものについては、ホッチキスの針やクリップだったり、どうしても難しい部分も入っております、そういったものが法適用外の事務用品ということになっております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） もう一度確認なんですけれども、本町が地元事業者から調達するものに関して、そのような取組をなされているということでしょうか。それとも、地元事業者にそのように働きかけているということでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） それぞれ所管課でまた違う部分もあろうかと思えますけれども、総務課のほうで対応してございますのは、庁舎内でよく使われる事務用品につきましては、総務課のほうで一括で契約をするスタイルとなっております。その関係上、総務課のほう仕様書の中で定めているのが44品目というところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

先ほどグリーン購入法に基づいたということが、特にグリーン購入法に基づいてという明記をそこまでしていないということだったんですけれども、平成17年に策定されている町内エコチャレンジ推進のための指針の中ではグリーン調達という項目があって、その中で紙類や事務用品をはじめとして、町の調達する物品やサービスに関し環境に配慮した製品を推進するため次の事項に取り組みます、グリーン購入法に基づき環境に配慮した物品の調達を進めることというふうに定めがあるようです。平成17年に策定されたもので、こちらには特に目標期間という明記はなかったと認識をしているんですけれども、実際この取組をなされてグリーン購入法に基づいた購入品目の変化などは、これまでにあったのでしょうか。今、実際に指針に基づいてどんどん対象商品を広げていこうという動きがあらわれるのかお伺いできればと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

年々、調達する物品につきましても、環境に配慮した製品等も増えているかと思われまます。本町といたしましては、従前からエコマークがついた品物を購入する、あるいは今ではグリーン購入法に基づいた物品をなるべく購入するという考え方は変わっておりませんので、年々増えていくというような認識ではおります。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 先ほどあった、大きく2分野の品目ということで、実際、グリーン購入法のほうには、2022年度時点で22分野、285品目というものが指定されておりますので、まだまだ取り組める品目数が、改善の余地というのがたくさんあるのではないかなと考えております。是非、そこを推進していただきたいなというふうに考えております。というのも、町内エコチャレンジ推進のための指針で明記があるということと、先ほどおっしゃられていた大崎町地球温暖化防止活動実行計画、今年の2月に策定されたものの中にグリーン調達の推進による経済の活性化という明記がありますので、是非、品目数を増やすなどして推進を図っていただきたいなと思っております。

環境省のほうでグリーン購入に取り組んでいる自治体ランキングというものを毎

年公表されておりました、そこをちょっと調べさせていただいたところ、大崎町はすべて数字がゼロということで、報告されているのか、ゼロで報告されているのかがわからなかったんですけども、値がゼロになっておりました。先ほどの話ですと、少なくとも幾つかはあるということだったので、環境省への情報提供というものは、今どのようになっているのでしょうか。

○環境政策課長（松元昭二君） 今お話のありました調査につきましては、ゼロという形で報告をしております。これは、先ほど申し上げましたグリーン購入法に基づく方針を策定しておりませんので、法に基づく調査でございましたのでゼロという形で回答がしてあるところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） それでは、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づいた調達方針を本町で策定していく可能性は今後あるのかどうか、お伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本年2月に改定した大崎町地球温暖化防止活動実行計画事務事業編には、環境配慮型の商品の調達、環境に配慮した製品や紙の使用、環境配慮契約の実施を盛り込んでおります。

今後、各課にて進捗状況の評価を行っていく予定です。これに基づき、分別が容易なもの、リユース品、リサイクル品、地域の製品を調達することなどの点に配慮して調達方針も策定したいと考えております。

なお、これまでのリサイクルの取組を考慮すると、大崎町の資源出荷先も配慮し、地域での資源が循環するようにすること、また、ごみになるものを購入しないリフューズやごみをつくらないリユースの取組により、まずはごみそのものを減らす取組も大変重要だと考えますので、調達方針の策定に関してもそのような視点をもとに策定したいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

各課で進捗状況の報告を凶るということと、調達方針の策定を検討されるということで御答弁いただきました。ありがとうございます。

大崎町地球温暖化防止活動実行計画など拝見していると、今、町長もおっしゃられたように、グリーン購入法の基本方針だけでなく、町独自の特徴というものも幾つか見られるかなというふうに拝見しておりました。例えばイベントを行うときの、そのときに使うものでできるだけ紙皿などの使い捨て容器の使用を減らすというふうに明記があったかなと思うんですけども、そういった使用量を減らすというこ

とに関しては使い捨て資材の利用を極力少なくするなどグリーン購入法に加えて、大崎町独自に掲げていらっしゃるのではないかと思っておりますので、そういったものも積極的に取り入れて推進していただきたいと考えております。

あと、ちなみになんですけれども、地球温暖化防止活動実行計画は庁舎内でどのような共有が図られているのでしょうか。

○環境政策課長（松元昭二君） 大崎町地球温暖化防止活動実行計画の庁舎内での周知につきましては、まず、ホームページのほうでも記載をして、庁舎内では各課から担当者が上げていただいて、その担当者の中で活動計画に沿った協議をしながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） その計画の中に、もちろん環境政策課だけじゃなくて、先ほどのイベントであれば商工観光課であったり、また、この後の環境配慮契約法の話にもなるんですけれども、それに関して建物の建設に関してできる限り省エネルギーであったり、リサイクルリユース資材を活用というものも明記があるかと思えます。なので、今回のグリーン購入法に基づいた調達というのを方針に策定されるに当たって、是非、いろんな課が関わってくるようだと思いますので、積極的に情報共有を図って進めていっていただきたいなと思っております。

環境配慮契約法なんですけれども、そちらに関しては国の基本方針においては電力供給、自動車の購入と船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物に関する温室効果ガスの排出量などに関してその排出量を減らすための取組として、より環境配慮に取り組んでいる事業者との契約を推進するという内容での基本方針が出ております。そちらに関しては、本町では、今どういった取組の状況でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○1番（藤田香澄君） 本町の環境基本契約法に基づいた取組がどうなのか、お伺いできればと思います。幾つか項目があるんですけれども、その中で、今日この場でお伺いしたいのが、電気の契約に関して、本庁庁舎の電気契約に関して仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記しているかどうか、あとは、可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネ

ルギー電気の調達に努められているかどうか、現状をお伺いできればと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） 電力契約に関する御質問でございました。詳しい契約書なりはちょっと手元にないものですからあれですけど、現段階の契約につきましては、再生可能エネルギーをなるべく調達するというような明記はなかったかと思えます。以上です。

○1番（藤田香澄君） 電気に関しては明記がないということで、済みません、もう1点、建築物の改修あるいは設計業務を発注する際に、何らかの発注先が温室効果ガス等排出削減に配慮されているかどうかというものも使用に明記があるかどうかお伺いできればと思います。

○建設課長（時見和久君） 申し訳ありません。その中身については把握していないところです。

○1番（藤田香澄君） 済みません。先ほど町長にもありましたとおり、各課で進捗状況等を御確認いただければと思います。

グリーン購入法と合わせて環境配慮契約法も推進をしていただきたいなと思っているんですけども、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時45分
再開 午前11時46分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 引き続き再開いたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、藤田議員から環境配慮契約法に基づく契約累計というところでいろいろ条項が盛り込まれているかということで、電気の供給を図る契約、あるいは自動車の購入、賃貸借に係る契約の部分、あるいは建築物の設計、産業廃棄物に係る部分、いろいろ契約累計の中で御説明いただき、御指摘いただいたところであります。現段階で、担当課長のほうでもそういったことを把握していないということはそういったことが入っていないという状況であると思っておりますので、この点につきましてはグリーン購入法や環境配慮契約法に基づいた条項をぴしゃっと規定をしっかりとつくっていくべきだと私のほうでも認識しておりますので、そういう方向で進めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○1番（藤田香澄君） グリーン購入法に基づいた調達方針、大きい方針自体はないのかもしれないんですけども、各所にグリーン購入調達の推進であったり、環境配慮契約に関するものも明記があるかと認識しておりますので、それを期待してい

る意図であったり、改めて、それをどこまで推進していくのか、または庁舎内でどこまで合意を取ったり実行に移していくかというところは御検討いただきたいと思っております。

本町が推進してやっていくことによって、町内事業であったり住民への周知というのもおのずと広がっていくと考えております。特に町内事業者に関しては、本町が実際、現に町内から調達しているものも幾つかあると思いますので、そこに少しでもそういった環境配慮の文言とかが入ることによって、まずは勉強していく、周知していくというところからかとは思いますが、町内事業者もそういったことを取り組むきっかけになっていくかなと思っておりますので、町内事業者、住民等への周知及び、質問にも書かせていただいたんですけれども、ゆくゆくは優良事業者等を町独自に表彰する仕組みなども御検討いただければと考えております。

本町、SDGsを推進している中で、ゴールの12番の「つくる責任、使う責任」、これは特にリサイクルの取組に長年取り組んでいた大崎町が注力しているゴールかとは思いますが、ここにもしっかりと、その中の1つの指標として持続可能な公的調達政策及び行動計画の実施に関して推進することというふうに明記がありますので、そちらも本町がグリーン購入であったり環境配慮契約を推進していく根拠にもなるかなと考えております。是非、御検討いただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町において先ほどから答弁がなされているわけではありますが、地球温暖化防止活動実行計画や、あるいはグリーン購入による町内エコチャレンジ推進のための指針とかいろいろつくってありますけれども、実際それが具体的に推進されていなかったというところは反省すべきことであると思っております。

また、環境配慮契約法につきましても、この条項を読んでいますと、地方公共団体等の努力義務となっておりますので、そのことに対して、これが必須とかいうことでなくて、ちょっと遅れてきたのかなと思っております。やはり、こういった努力義務であっても、本町の場合にはSDGs推進協議会、SDGsといったことで環境に特に特化した事業等もやっておりますので、これらについてはちゃんと策定に向けて動いていくということは必要であると思っております。

また、町内事業者や住民への周知及び、優良事業者を町独自に表彰する仕組みを導入できないかということですが、そちらにつきましては考えていきたいと思っております。根拠としては、本町としては2019年に大崎町SDGs推進宣言を行ってSDGs条例を制定しております。持続可能なまちづくりの普及実践のため、各学校、民間企業等との連携や協定等の締結に取り組ながら、住民への周知を図り、理解していただくことが重要と考えております。このような取組を基本としつつ、その次の段階での表彰につなげる仕組みを考えていきたいと考えておりま

すが、SDGsを推進する中で、本町の産業や、ものづくりネットワーク振興会に所属している企業等もおられたり、あるいはその他、まだまだ独自で事業を展開しておられる企業の方々がおられますので、こういった方々に対しても、是非、地球温暖化の方針や、資源循環型の社会をつくっていくために企業が果たす役割といったことでSDGs推進の協定をそれぞれのところをお願いをしながら、地球温暖化防止、資源循環といったことを理解していただくように取組をしていく、ここが入り口の段階だと思っておりますので、まず、こういったところの実践をしていくようにしていきたいと思っております。

次に、表彰のことになってまいりますと、それらが進んでいったときにどれぐらい成果が上がってきているのかということ进行分析しながら表彰といったものに踏み込んでいく、あるいは町内だけのことでありませぬので、リサイクル商品を購入していただいて、購入された先がどのようなグリーン購入商品をつくりあげてきているのか、それによってどう使われているのか、そういったところも十分調査しながら、町内外の方々を表彰していくということは有りだと思っておりますので、本町はSDGs宣言を行っておりますけれども、まだ個々の企業の皆さん方にそういう周知をしているというわけでもありませんので、そういった協定を結びながらSDGs持続可能な社会づくりをさらに理解していただきながらグリーン購入法に結びつけていく、それを第1段階と捉えております。次は、次のそういった成果を見ながら表彰規定に入っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 前向きな答弁ありがとうございます。

今、本町で現時点ではグリーン購入に関するものは環境関連の脱炭素であったり、エコチャレンジなど環境関連のもので明記があると思うんですけれども、冒頭にちょっとお話しさせていただいたように、本町の歳出のうち公共調達を占める割合は一定割合ある。その中でそういったものを適切に環境に配慮しているものに充てたり、あるいは、グリーン購入法の趣旨から少しずれるんですけれども、地域に近いものを調達していく、町内のものであったり、そこに近いものを調達していくことによって、本町の経済循環であったり地域に再投資するところにつながっていくとかと認識をしております。国のほうだと公共調達が17.71%なので、本町に充てると十数億分がそういった地域であったり、これから選ばれるものに対してお金が振り向けられていくということになるので、是非、環境の面だけでなく、町内の事業者振興のほうにも目を向けて進めていただけたらなと思います。

○町長（東 靖弘君） 御質問ありました、リユース品の積極的活用、地域に近いところから仕入れるなどを盛り込む考えはないかということでもあります。

町内エコチャレンジ推進のための指針を見てみますと、グリーン調達の推進の中で紙類や事務用品をはじめとして、町の調達する物品やサービスに関し環境に配慮した製品を推進するため、次の事項に取り組みということでグリーン購入法に基づき環境に配慮した物品の調達を進めることとありますので、そういったことをちゃんと優先的に購入できる条項を盛り込むべきであろうと、これから見るとそう思いますので、先ほどお答えした中で、通常の入札は指名競争であったり競争入札であったりいろいろするわけですが、法にうたわれているグリーン購入法をもとにして考えると、そういった商品については優先的に購入できると理解できますので、そういったところを具体的に入れていく必要があると思いますから考えていきたいと思います。

○1番（藤田香澄君） 是非、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。本町職員の働き方改革についてというところで、2018年6月から働き方改革推進法等が施行されている中で、本町職員が今、実際に意欲的に仕事に取り組んでいるのかどうか。そういった労働環境がどこまで確保されているか御質問していければと思います。

まず、1つ目の質問として、本町職員の時間外勤務、年次有給休暇の取得日数、ストレスチェックの結果等、職員の働く環境の現状と直近の推移をお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

職員の働く環境の現状と直近の推移状況についての御質問でございます。令和2年度から4年度までの推移を申し上げます。

まず、時間外勤務についての推移でございます。令和2年度の時間外勤務の総時間は6,553時間で、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は4.83時間でございます。令和3年度の時間外勤務の総時間は4,293時間で、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は3.17時間でございます。令和4年度の時間外勤務の総時間は5,244時間で、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は3.96時間でございます。令和3年度の市区町村職員の1人当たりの月平均時間外勤務時間は11.3時間となっており、全国平均と比べますと本町職員の月平均時間外勤務時間は少ない状況でございます。

次に、年次有給休暇の取得日数の推移でございます。令和2年度の1人当たりの平均取得日数は9.7日で、令和3年度は11.6日、令和4年度は11.1日となっております。令和3年度の類似団体の年次有給休暇の平均取得日数は10.4日でございますので、おおむね全国平均程度となっております。

次に、ストレスチェックの結果についてでございます。職員全体の健康リスクの

数値について申し上げます。全国の標準集団の平均を100とした場合の本町の健康リスクは、令和2年度が82で、令和3年度は79、令和4年度は80となっており、全国平均より下回っている状況でございます。なお、高ストレス者の人数と割合は、令和2年度が24名で12%、令和3年度は20名で10%、令和4年度は24名で11%となっております。令和3年度の市町村における高ストレス者の割合は10%でございますので、おおむね全国平均程度となっているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博君） 12時なりますが、引き続き会議を行います。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

時間外勤務のところでは平均はわかったのですが、月に45時間以上の時間外労働をされている職員の人数と推移をお示しいただければと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

令和2年度から令和4年度の実績で申し上げます。令和2年度でございます。45時間以上100時間未満時間外勤務をした職員は14名でございます。令和3年度、7名、令和4年度、6名というような状況でございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

1つつお伺いしていきたいんですけど、まず、時間外勤務については時間外勤務の管理方法を教えていただければと思います。また、申請に上がってきていないものなどが、時間外勤務をされる方の時間外労働の状況を把握、管理できていないものも現状で確認されているのかどうか教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

基本的には、職員から時間外をする場合には申請が上がってきますので、上席、そして最終的には課長が判断して許可をするという仕組みになっております。

それから、時間外をしているんだけど、実際その状況を把握しているかどうかというところでございます。確かに、5時15分以降、職員がすべて時間外申請をしていないという状況は確認はしております。その職員が仕事をしているのか、私的なことで残っているのか、そこら辺の具体的な内容までは私のほうでは把握はしておりません。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

年次有給休暇の取得もお伺いできればと思うんですけども、先ほどの取得日数は類似団体よりは少し高いというふうに伺っておりますが、休日出勤などで代休あ

るいは振替休日になる場合、そういった代休、振替休日が適切に管理されて、期間内に適切に消化されているか教えてください。また、代休、振替休日が期間内に消化されるべきというところで、その期間内というものが本町ではいつまでにと規定されているかも含めてお示してください。

○総務課長（上橋孝幸君） 職員には土日、祝祭日、勤務していただいた場合には、基本的には半日単位で振替をしていただくようお願いをしているところでございます。

その振替ができる期間ですけれども、今、本町では勤務前の1か月、それから勤務後の6か月以内に取得してくださいということで運用しているところでございます。

それから、すべての職員が代休を消化しているかというところでございますけれども、それについては基本的には消化していただくよう職員にはお願いはしているところではございますが、中には消化しきれていない職員もいるものと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） この後、もう少し詳しくお伺いできればと思うんですけれども、まず、先にストレスチェックに関しては、高ストレス者が令和3年で20名、4年度で24名ということで、全国平均ではあるけれども、改善している様子ではないのかなというふうに捉えることもできるのかなと思っております。

現状、ストレスチェックの結果というものを踏まえて、どのように対応されているかお示してください。

○総務課長（上橋孝幸君） 近年、毎年、ストレスチェックを業者に委託をしているところでございます。高ストレスの人数割合につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、大体20名強の職員が高ストレスを抱えているというような状況でございます。

これにつきましては、課長会の中で結果については御報告し、取り組み内容についても協議をしているところであります。加えて、大崎町教職員安全衛生委員会という組織もございますので、その中には産業医であったり、そしてストレスチェックを委託している業者さんにもお越しいただいて、それぞれ本町の現状と取り組むべき対策について協議をしている状況でございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

全体を通して、本町の働き方改革に関してどういったことを取り組んでいらっしゃるかというところをお伺いできればと思います。また、先ほどいろいろと情報を

お示しいただいたんですけれども、特定の課であったり職種などで、そういった時間外勤務であったり高ストレスの状況の傾向が見受けられるのかどうかも伺いできればと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まず、課によってばらつきがあるのかというところからお答えさせていただきます。年度によってそれぞれ特質な業務というのが出てまいります。具体的に申し上げます、令和4年度であればマイナンバーの取得申請業務が出てまいりました。それから、令和3年度でいきますとコロナ業務です、そういったものが出てまいります。それから、令和2年度で申し上げますれば大雨災害もございまして、ですので、一概に言えないところではございます。その年度、年度で生じた事案に対して、職員が突発的に時間外が多くなるというようなこともあります。それによって、少なからず職員が疲弊といいますかストレスを抱える状況でもあるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、改善策でございます。これについては、すべて時間外勤務、それから有給休暇、ストレス関係に関連することなんですけれども、これについては課長会の中でも議題として取り上げて対策を検討しているところでございます。

中には慢性的に、部署によって時間外が多くなるという部署も見受けられますので、そういったときには職員の配置転換をすることによって一人一人の職員の負担軽減を図るという取り組みもしているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 今取り組まれている状況について、令和2年4月に策定された大崎町特定事業主行動計画の後期計画があるかと思います。そこにもいろいろと目標等が書かれていて、それに向けて、今行っている取り組みで十分なのかというところをもう少し伺いできればと思います。

まず、年次有給休暇の平均取得日数に関しては、その中で令和6年度までに15日以上とするという目標があるかと思います。現状が11.1で、令和3年、令和4年と11日程度で推移していると思うんですけれども、そこに向けて結構大幅に改善をしていかなきゃいけない、かつ、令和6年度なので来年度、何とかやっていかなきゃいけないという状況かと思えます。そこに向けて、どのように取り組まれていく御予定か伺いさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 職員の職場環境の改善というのは非常に大事な部分でございます。その1つで、時間外の縮減であったり、年次有給休暇の取得促進というのでも上げられます。現段階では年次有給休暇の取得促進について、まずは先ほども答弁いたしましたけれども、5日未満しか年休を取得されていない職員も一定数いる

ということで、そこについては直接、課長さん方に、こういう職員が年休をまだ取得されていない状況です、なるべく当該職員に年休取得を促すようお願いをしているような状況でございます。

それから、もう1つは、人材不足もやはり要因かなと思います。休みたくても、なかなか休めない時期、年というのもどうしても出てまいりますので、そうしたときに臨機応変に職員が応援における体制は、現段階では絶対数が足りないというところもあって十分ではないのかなというふうに思っていますので、それは今後、少しでも改善していけるように努めていく必要があるかと思っていますところでは。

以上です。

- 1番（藤田香澄君） 来年度が計画目標で、まだまだ目標に向けて、今の推移だと到達が難しいものもあられるかと思うので、そこをどう抜本的に取り組んでいくか、課長会のほうでも是非、御検討を進めていただければと思います。

あと、行動計画の中に、人事評価への反映という項目があって、仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて取られた行動については、人事評価において適切に評価を行うという表記があります。それに関しては、具体的にそのようになされているかお伺いさせていただきます。

- 総務課長（上橋孝幸君） 人事評価につきましては、数年来、一応実施はしているところなんですけど、今、議員からもあったようなこと、あるいは本来、人事評価制度の目的、任用であったり昇級、降格といったものに、そういった人事評価を活用するというのも目的でございます。

現段階では、正直申し上げて、そこまで反映されていないというのが実情でございます。ただ、本年度から、そういうわけにもいかないということで試験的に取り組んで、来年度から本格的に取り組む予定ではございます。

以上です。

- 1番（藤田香澄君） 3つ目の質問で、本町での働き方改革の必要性と課題、課題は今おっしゃっていただいていたので、必要性というところを、改めてどのように捉えているかお伺いできればと思います。

先ほど、人事評価の部分も現段階では反映されていなくて、来年度に向けて取り組んでいくということだったんですけども、改めて、その必要性をお話しいただければと思います。

- 町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、本町での働き方改革の必要性についてでございます。働き方改革は、働く人が多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするため、長時間労働の是正や雇用形態に寄らない公正な待遇確保を図るものであります。

本町におきましても、大崎町特定事業主行動計画に基づき取組を進めているところでございますが、職員の意識醸成や働きやすい職場環境の構築等について、従来にも増して取組を推進する必要があると認識しております。

次に、課題でございますが、働き方改革には人材の確保、職場の環境整備、業務の効率化の三本柱が必要と考えます。まず、人材の確保についての課題でございます。本町では、大崎町定員適正化計画に基づき計画的に職員採用を行っておりますが、休職者や、複雑化・多様化する業務実施に適切に対応できる人材が十分に確保できていない状況でございます。また、女性活躍の推進の観点から、女性職員の管理職等への登用や採用の拡大についても、課題として捉えております。このため、職員採用の在り方や民間活力の導入など、再考する必要があると考えております。

次に、職場の環境整備、業務の効率化の課題でございます。長時間労働や個人の力量に頼った働き方は、生産性低下による無駄な作業や疲弊した職員の離職、モチベーションの低下、女性等の労働参加意欲の低下など様々なリスクを生みます。本町では、休暇制度は充実しているものの、職員が必ずしも休暇制度を十分に活用できていない状況に見受けられます。このことは、人材不足も起因するものと思っておりますが、職員の意識改革や応援態勢の確保も重要ではないかと思っております。また、業務の正確性・効率性を向上させるためには、デジタル化の推進は必要不可欠であり、柔軟な働き方を推進していくためには在宅勤務や時差出勤できる環境整備も必要であると考えております。

職員が安心して働ける環境を整備するためには様々な課題がございますが、持続可能な大崎町であり続けるためには避けては通れない道でありますので、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

今いただいた課題に関して、私も同じように考えております。今回、この一般質問をさせていただいた意図としては、やはり、日本は全国的に人口が減っていくという中で職員の確保、優秀な人材の確保も、今後どんどん課題になっていくかなと思います。特に縮小していく予算の中で、縮小していく中でも過疎という大きな課題に向き合っていかなきゃいけないという中では、生産性の高い人材も今後獲得していく必要があるかと思っております。そのためには、魅力的な環境を整備していく必要があると認識をしております。

あと、もう1点、住民サービスの向上というところにもつながってくると認識しております。先日の女性活躍推進の一般質問のところでも、町長が女性管理職が増えることによって住民サービスの向上にもつながるというふうにお話しされてい

ましたが、今回の件に関しても、職員が満足して働けることによって、結果的に住民に対しても満足な行政サービスを提供できるというふうに、そういった循環があるというふうに認識をしておりますので、住民サービスの観点でも、職員の満足度を上げていくことは非常に重要なことと思っております。

最期になるんですけれども、最終的な提案として2点ございます。

1つ目が、職員満足度調査というものを実施していただきたいと思っております。今、ストレスチェックで客観的というか、指標に応じてどのくらいのストレスがかかっているかと評価するものはあるかと思うんですけれども、上の部分の、働くことに対してどんな満足感を得ているかというところをもう少し調査することが重要なことと認識しております。ほかの自治体の職員満足度調査なども見ていると、仕事、職場、人材育成、ワーク・ライフ・バランス等に関する満足度評価であったり、いきいきと働くために必要なことなど定性的な調査もされているようなところもあります。そういったものをやることによって今の実態、状況というものを適切に把握できていけるかなと認識しております。

もう1点の御提案なんですけれども、働き方改革に積極的なモデル部署をつくるのはいかがかと思っております。大崎町特定事業種行動計画が令和6年度までの、今の後期計画が来年度までなので、積極的に推進していただきたく思っていて、その中で、やはりモデル部署みたいなものをつくって、ここにある、せっかくいいものがたくさん明記されていて既にまとめているので、それを一歩ずつ実行に移して、ほかの部署にも広げていくというような、そういった動きを是非取っていただきたいと思っております。その際には、必要に応じて、その部署に対して研修であったり、実践に必要な予算も併せて御検討いただきたいと思っております。

以上、御提案になるんですけれども、それを踏まえて、最期、町長のお考えをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） いろいろ、働き方改革について御提案、御意見をいただきました。

総務課長のほうでずっと答えてきておりますが、現実には非常に職員の仕事が多忙になってきているということは避けることができていない状況で、その中で、言われた休暇を取ることがなかなかできなかつたりといった実態は、より突き詰めながら対応を取る必要があるかなと思っておりますことと、ストレスチェックをずっとやってきておりますが、その中で心身的に疲れている方々については、総務課長、あるいは関係する職員がよく相談を受けている実態も見受けられますので、やはり相談しやすい環境をつくっていくことも大変必要であるなどと思っております。

先ほどの答弁の中で、皆さん全員で対応していくような環境はなかなかできてい

ない、課設置条例をやっておりますので、そこの中で働く、だけど応援していくサポート体制といったところが十分機能していない、イベント等においては十分機能するんですけど、仕事等においてはなかなかそれに結びついていないところもあるかなと思いますので、まず、そういった業務的なことを全員で共通認識できるような体制づくりは必要である、忙しいところを応援しながら短時間労働で対応できるようにしていくことは必要であると思いますので、この点については考えていきたいと思っております。

モデルの設置ということではありますが、全体的に、今どういう改善ができるのか提言いただきましたので、どういうふうにそういったことを実現できていくのか、これから勉強、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

以上になりますが、改めて、是非、職員満足度調査はやっていただけたらと考えております。御検討いただければと思います。

以上になります。ありがとうございます。

○議長（富重幸博君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

-----○-----

散会 午後0時22分

第 4 号

1 2 月 2 0 日 (水)

令和5年第4回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月20日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番，4番）
- 日程第 2 議案第41号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第43号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について
（大崎町債権管理条例審査特別委員会委員長報告）
- 日程第 7 議案第46号 大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第47号 大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 9 請願第 1号 町民原ロアヤ子さんを慰労する決議を求める請願書
- 日程第10 同意第15号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 7番 神崎文男 |
| 2番 草原正和 | 8番 宮本昭一 |
| 3番 岡元修一 | 9番 吉原信雄 |
| 4番 平田慎一 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 中倉広文 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 富重幸博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会 計 管 理 者	西 高 和 義	水 道 課 長	本 松 健一郎
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税 務 課 長	川 越 龍 一
町 民 課 長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
調 査 係 長	松 元 幸 紀
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 査	隈 本 紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、岡元修一君、及び4番、平田慎一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第41号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（富重幸博君） 日程第2、議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第41号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月5日の本会議において、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第5号）として当委員会に付託されたものですが、議案第49号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）が先に議決されました。その際、議長の議事整理権により、補正予算番号（第5号）を（第6号）とし、歳入歳出予算総額が整理されておりますので、それらを踏まえて報告いたします。

12月6日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,966万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億3,261万3,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳入の款11、項1、目1、節1地方交付税の普通交付税8,500万円について、例年、普通交付税で財源調整を行っているようだが、その理由はどの問いに対し、財源調整の方法については幾つか手段はあるが、本町においては、最初に前年度繰越金で調整したあと、財源の使い道が特定されていない普通交付税で財源調整を行っているとの答弁でありました。

次に、歳出の款2、項1、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金の空き

家等除却推進事業補助金50万円について、補助対象の要件はどの問いに対し、空き家が所在する敷地を更地にする事業であり、解体・撤去及び処分が対象となっている。なお、除却完了後の更地については、速やかに町の空き家等バンクに登録をすること、また、1年以内に定住住宅の建設に着手することが条件となっているとの答弁でありました。

次に、款3、項1、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の保健福祉施設等における価格高騰支援事業補助金1,840万5,000円について、今回の補正予算で計上された補助金は、医療や福祉関係の施設に対する支援ということだが、今後において、これらの施設に従事されている方々に対する処遇改善や人材確保対策等も検討できないか要望しました。

次に、款4、項1、目5保健指導費、節19扶助費の子ども医療費助成金460万円について、子ども医療費助成金受給資格者証の発行件数と全対象者のうち、何割が申請しているかとの問いに対し、令和4年度においては全ての対象者が申請済みで、発行件数は1,363件となっているとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目1農業委員会費、節1報酬の農地利用最適化交付金（委員分）加算報酬309万1,000円について、担い手農家への農地の集積や遊休農地解消、新規参入促進などの最適化推進活動や農家アンケート調査を行っているとのことだが、これまでのデータの積み重ねを活用し、本町における農地利用の最適化の推進や農地政策について検討することはできないか要望しました。

次に、款5、項2、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金の有害鳥獣電気柵等設置事業補助金30万円について、有害鳥獣に関する相談件数は非常に多いのではないかと思われるが、今回の補正額で十分事足りるのかとの問いに対し、電気柵の設置が多い時期は、稲刈りや甘藷の収穫時期である。12月から3月にかけては、それらの収穫時期が終わっているため、今回の補正額で事足りると考えているとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金の新規創業・起業支援補助金191万9,000円について、補助の内容と補助率はどの問いに対し、町内で起業する新規創業者に対して、事務所、店舗の新設または改修に係る費用や設備購入に係る経費の一部を補助するものであり、工事請負費と設備費については補助率が3分の2で、限度額が90万円となっているとの答弁でありました。

次に、款9、項3中学校費、目1学校管理費、節17備品購入費154万4,000円について、特別支援教室の利用者数が全国的にも増加傾向にある中で、本町において、今後、教室が不足した場合の対応についてどのような議論がなされてい

るかとの問いに対し、特別支援教室の編成については、既存の校舎の教室数にも限りがあるため、空き教室の利用や、間仕切りで教室等を分けるなどの対応をとることになると思われる。今後の対応については、学校と協議しながら進めていくとの答弁でありました。

次に、款10、項1、目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料の機械借上料210万1,000円について、持留地区の下西石油店近くのホタル池の土砂を撤去するということだが、その作業内容はとの問いに対し、土砂の撤去後にのり面を復旧する必要がある、「ふとんかご」という構造物の設置を計画しているとの答弁。

さらに議員から、「ふとんかご」の中に使用されるグリ石の種類によっては、水質が変化しホタル等が生息できなくなる恐れもある。災害復旧は大事なことではあるが、きれいな湧水を守っていくためにも、環境保全に配慮した施工方法を検討されるよう要望した。

次に、債務負担行為補正に計上されているスクールバス運行业務委託料について、以前、同僚議員がスクールバス委託料の高騰について指摘をしていたが、その対策として、これまでどのような議論がなされてきたかとの問いに対し、野方方面は、乗車人数に合わせる形で、今年度から中型バスまたは小型バスで運用している。中沖・菱田方面については、登校時の生徒数が40名を超えるため、大型バスでの対応となる。一方、下校時は帰宅便と部活便に分かれるため、中型バスの利用で十分であるが、常に大型バスと中型バスの2台分を確保しなければならない状況である。乗車中も生徒の安全面を考慮して、補助席の使用については可能な限り控えたいと考えている。また、カバンやバッグ類など所持品も多いため座席に余裕が確保できない場合や、悪天候で部活動が急遽中止となり、大勢の生徒が一斉に帰宅する場合も、大型バスへ変更することがあり、臨機応変な対応が求められる。スクールバスの運用方法等については、担当課として検討を重ねているが、現段階では、これまでどおり、大型バスも含めた形での運行业務を委託していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第42号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第3、議案第42号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第42号、令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月6日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億805万8,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、制度改正に伴うシステム改修委託料、出産育児一時金の増額、保険基盤安定繰入金等の確定等に伴う増減が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案４２号、令和５年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第４２号「令和５年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第４２号「令和５年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第４２号「令和５年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第４ 議案第４３号 令和５年度大崎町水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（富重幸博君） 日程第４、議案第４３号「令和５年度大崎町水道事業会計補正予算（第２号）」についてを議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） ただいま議題となりました議案第４３号、令和５年度大崎町水道事業会計補正予算（第２号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る１２月５日の本会議において当委員会に付託されたもので、１２月６日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、収益的支出のうち、支出の第1款水道事業費用を339万6,000円増額し、総額を1億9,873万8,000円に、また、資本的支出のうち、支出の第1款 資本的支出を152万3,000円増額し、予算総額を1億847万円とするものです。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、今回の補正の主なものとして、倉元中継ポンプ場及び中山第一水源地の機器の修繕費とのことだが、故障の原因はとの問いに対し、7月、8月の落雷発生に伴うものだとおおむね判断されるが、現在、保険会社による損害保険の審査中であるとの答弁でありました。

さらに委員から、落雷被害に対する安全対策として、主要な水源地において、雷による直撃を軽減するためにも避雷針の設置に関する要望をいたしました。

以上で質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第43号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決すべきであるものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(富重幸博君) これより質疑に入ります。

議案第43号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第43号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第44号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（富重幸博君） 日程第5、議案第44号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） ただいま議題となりました議案第44号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る12月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれを489万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を2億3,840万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について御報告いたします。

質疑に入り、西三文字マンホールポンプ場の工事概要の詳細はとの問いに対し、西三文字マンホールポンプ場は、台風や線状降水帯の豪雨の影響による浸水で停電が発生し、ポンプを動かすことができないことが懸念されるため、今回の工事で浸水対策のため、高い基礎を備えた建屋を設置し、停電時の発電機を常設する工事であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第44号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第44号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第44号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第45号 大崎町債権管理条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第6、議案第45号「大崎町債権管理条例の制定について」を議題といたします。

本案について、大崎町債権管理条例審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町債権管理条例審査特別委員会委員長（中倉広文君） ただいま議題となりました議案第45号、大崎町債権管理条例の制定について、大崎町債権管理条例審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月5日の本会議において当特別委員会に付託されたもので、12月7日及び12月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査内容については、まず、12月7日に委員間の自由討議を行い、その中で執行部の説明を求める意見が出され、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査をいたしました。

その後、12月13日の特別委員会において、委員から、各議員間の討議において、町議会の関与の必要性や関連する部分が条例に規定されていないとの意見が出されたことや、議員としての職務が果たされないということになると議会不要論ということにも発展しかねない状況が生ずる恐れがあるとの意見が出され、その後、本議案に対する修正案が提出されました。

修正の内容については、大崎町債権管理条例第13条第2項を、「町長は町の債権を放棄しようとするときは、法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を得なければならない」に改めるものであります。

自由討議を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。採決は、修正案が提出されたことに伴い、これを本案と併せて議題とし、まず、修正案について採決を行い、修正部分については起立多数で可決されました。引き続き、修正可決した部分を除く原案について採決を行った結果、可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、大崎町債権管理条例審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第45号「大崎町債権管理条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第45号「大崎町債権管理条例の制定について」について、本案の委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（富重幸博君） 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 4 6 号 大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 4 7 号 大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第 7、議案第 4 6 号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、日程第 8、議案第 4 7 号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」、以上 2 件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） ただいま議題となりました議案第 4 6 号、大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 4 7 号、大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、以上 2 件について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る 1 2 月 5 日の本会議において当委員会に付託されたもので、1 2 月 6 日に委員会を開催し、水道課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、議案第 4 6 号、大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、質疑に入り、第 5 条の議会の同意を要する賠償責任の免除について、議会の同意を得なくてもよい場合の詳細な内容とはとの問いに対し、来年 4 月以降にこの法律に基づいて運用する予定であり、実績がないため内容については不明だが、事例が発生した場合は、その都度報告を行うとの答弁でありました。今後、内容を報告する場合は、他の市町村の先進的な取組を盛り込んだ報告をされるよう要望いたしました。

続きまして、議案第 4 7 号、大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、質疑に入りましたが、特記すべき質疑はなく、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号について、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号については、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第 4 6 号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」の委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第46号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、議案第46号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、46号「大崎町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、議案第47号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「大崎町公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 請願第1号 町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書

○議長（富重幸博君） 日程第9、請願第1号「町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書」についてを議題といたします。

お諮りします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

なお、特別委員会からの請願審査報告書については不採択であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（平田慎一君） 委員会でも言いましたけれども、私は賛成の立場で討論させていただきます。

本請願に対しましては、人道的見地から96歳という高齢の原口アヤ子さんを慰労するための決議であり、最大の大崎事件とその後の訴訟、再審請求に一切触れてはおりません。大崎町の同胞として、床に伏せる高齢者に対していたわりを示す文面となっており、人道をわきまえた慰労は町民福祉と心豊かなまちづくりに資するものであると考えます。

また、昨年度の「議員と語る会」の折に、原口アヤ子さんへの慰労の件が全議員に対して質問され、それは必要であるという答弁でもございました。そういう部分も加味しながら、是非、議員の皆様におかれましては本請願に御賛同いただきますようお願い申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（富重幸博君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

○11番（中倉広文君） 私は、本請願採択に反対です。

まず、確認しておきたいことは、住民の方々からの請願等は憲法に定められた当然の権利として私たち議会は真摯に受け止め、提出者の思いをしっかりと推し量り、慎重に判断しなければならないのはいまでもありません。そうした中、今回、請願趣旨にもありますように、対象者にはたぐいまれなあまたの困難があり、そして、これまでのその困難に対して、議会として慰労する決議を求めておられる願意であります。

この困難について、どういった状況を指しているのか、皆さん十分御理解いただけるものと思えます。現在、この対象者に係る状況として、裁判のやり直しを求める署名活動が行われているとのこと。そのような状況の中、私ども自治体議会という公的な機関が、本請願趣旨のように対象者に対し慰労の意を表することは、タイミング的に好ましいことではないと考えます。今、行うべきことではありません。

ん。

個人的な話になりますが、この対象者の方はお住まいが私と同じ地域でありましたことから、これまでいろんな話を交わしてきたことがあります。そして、その御兄弟の方、御親戚の方、それぞれおつきあいがあり、私の若かりし頃からいろいろ御指導もいただいていた経緯もあります。私自身、そういったいろんな思いも交錯していますが、個人的な感情は胸の奥に留め、議会議員として本町及び本町住民のためにどういった結論が好ましいのか、そのことだけを主眼に考えた結果であります。

この請願趣旨のように、対象者に対して慰労する決議を行うことの重み、また、本町住民への影響、そして、この請願には外向きのメッセージも込められていると考えます。社会に対してとても重大なメッセージを、私ども自治体議会という公的な機関が発信してよいのか、非常に疑問に思うところであります。今回の請願は、単なる同胞の方への慰労だけではなく、これまでの司法の判断に対し、議会として重大なメッセージを発信してしまう、その懸念が消えることはありません。請願者、そして関係者の御心情は十分お察しするところですが、住民の代表であるべき議会が、本町住民の意向も十分に確認できていない中、また、対象者に係るこれまでの一連の出来事について何も判断材料を持たない私ども自治体議会が、請願趣旨のような現況や態度を表明すべきではないと考えます。

以上のことから、私は本請願採択に反対します。同僚議員の皆さん、それぞれ慎重かつ良識を持って判断されますようお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（富重幸博君） 次に、原案に賛成の方の発言があれば。

○1番（藤田香澄君） 私は賛成をしております。

まず、今回の請願者の方の御希望によりますと、慰労の形は問わないというふうに向っております。原口アヤ子さんも非常に御高齢でいらっしゃるの、必ずしも訪問をする形をとる必要性というがこの請願書に盛り込まれているわけではなく、どういった形で慰労するかというのは、また議会の中で決めていただいでかまわないと伺っています。ですので、御高齢であるという状況を鑑みながらも、例えば文書でそういった意を示すということもできるのではないかなと考えております。

そして、今、反対討論でありました、議会として1つの立場を示すことにもなるかもしれないという御意見がございましたが、私としては我々議会を含む公務員は全体の奉仕者だ、一部の奉仕者ではないというのは憲法によっても定められておりますが、その中でも議員、議会というものは、また執行部側とは違って、大崎町民の一般的な意志というところだけでなく、文化的な意志という、それぞれが住む地域であったりコミュニティといった意志というものもバランスを見ながら判断をし

ていく立場にあると私のほうでは認識をしています。そういった意味において、今回、もちろん、これだけ原口アヤ子様께서乗り越えられてきた困難、苦勞というものは大崎町民誰しもが知っていて、今回慰勞を示すことは多くの方々の声を代弁するというものでもありますし、同時に文化的な意志ということで原口アヤ子様、その周りの方々、この御苦勞を乗り越えられてきたの方々に対して気持ちを示す、寄り添うということが、住民の代表であり、住民に一番近い立場にある議員、議会としての役割なのではないかなと思っております。

そういった意味で、私は賛成をしております。以上です。

○議長（富重幸博君） 次に、原案者に反対者の發言を許可します。

○6番（稻留光晴君） 私は、さきの特別委員会で反対討論をいたしました。なぜ、反対討論を行ったのか。請願者の気持ちはわかりますが、この請願の内容が、まず、第一には行政あるいは議会の権限に属さないということであります。

2つ目に、原口アヤ子さんへの裁判への支援状況について報告をさせていただきたいと思っております。私は、大隅半島では原口アヤ子さんの再審を目指す会と、全国の支援組織であります日本国民救援会の支援組織の一員として原口アヤ子さんを長年支援をし続けてきております。支援はしていますが、当事者の苦悩は計り知ることにはできない状況です。支援をし続けることで寄り添えることになるのではと思っております。原口アヤ子さんは52歳で投獄され、10年間服役をいたしました。その投獄されている間に、罪を認めれば仮釈放するとの話がありましたが、やってもいけないことを認めることはできないと、仮釈放を断りました。自白を迫られても一貫して「あたいはやっちょらん」と無実を訴え続けています。今、病院のベッドの上で無罪判決が出ることを信じて生きています。今は話ができない状態ですが、話できた頃は、このまま罪を被ったまま死んだら私の体は駄目になってしまうから、今のままで死ぬことはできないと言われておりました。

今、第4次再審請求審です。福岡高裁宮崎支部へ一日も早く再審開始をと要請いたしております。全国からの再審開始を求める要望書の署名累計5,918筆を提出をしたところであります。しかし、6月5日に、福岡高裁宮崎支部は棄却決定を出しました。支援者が原口アヤ子さんにこの報告をしたところ、病院のベッドの上で涙を流されていたと聞いています。現在、最高裁で審理が続いています。私を含め、支援者は署名をもらいながら、アヤ子さん無罪を訴え続けています。今も署名を集め、最高裁判所に提出し、裁判のやり直しを求める要請行動を行っています。

今年は4年ぶりに全国現地調査を、全国から支援者が大崎町の現場に集まり、調査と学習会を行いました。事件現場を直接見ることにより、殺人事件ではなく事故死であったことがより明確にわかったと、初めての参加者からの感想も聞けました。

私たち支援者の願いは、原口アヤ子さんが44年間、口では言い表せない屈辱、恐怖、悲しみに耐えてきていることから解放させてあげることだけなのです。最高裁判所が再審開始を決定し、無罪判決を言い渡し、原口アヤ子さんが普通の人間として安心して上を向いて生きれることに尽きます。そのためには諦めず支援を続けてまいります。えん罪は、いつ、誰になるかわからないのです。

今、こういった時期でありますので、私は思いました、今回の原案の慰労を求める決議をアヤ子さんが元気であって、言葉も話せるときであればこういうものは必要ないと、私はアヤ子さんが答えたのではないかと考えます。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（富重幸博君） 次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、請願第1号「町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書」を採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（富重幸博君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、神崎文男君、8番、宮本昭一君、9番、吉原信雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本請願に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、2 番、草原正和議員、3 番、岡元修一議員、4 番、平田慎一議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、吉原信雄議員、10 番中山美幸議員、11 番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。7 番、神崎文男君、8 番、宮本昭一君、9 番、吉原信雄君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、4 票、反対、7 票。

よって、請願第 1 号「町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書」は不採択とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第 10 同意第 15 号 教育委員会教育長の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第 10、同意第 15 号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町教育委員会教育長である穂園正幸氏の任期が、令和 5 年 12 月 31 日で任期満了となりますが、引き続き教育委員会教育長として同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。

氏の住所は、大崎町横瀬 4 5 2 番地 2 穂園集落で、昭和 36 年 5 月 15 日生まれの 62 歳でございます。

氏は、佛教大学文学部教育学科を卒業後、旧内之浦町立串良小学校での教諭生活

を皮切りに、県内の小学校教諭を歴任された後、平成28年4月から鹿屋市立笠野原小学校長を、また、令和2年4月から現在まで、鹿児島市立原良小学校校長として要職を務められ、延べ37年間の教職歴を有しております。さらに、在職中に、鹿児島県教育委員会社会教育課、鹿児島県立青少年研修センター研修課長及び鹿屋市教育委員会生涯学習課長を歴任され、教育行政にも精通しておられます。また、令和4年4月から今日に至るまで、本町教育長として学校教育及び社会教育の振興のため日夜精励されており、現在、その手腕を遺憾なく発揮されているところでございます。

氏は、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有し、教育委員会教育長として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄君） 町長にお伺いしたいんですけども、大崎町としての教育行政の方針等を、穂園教育長がこの1年9か月、大崎町の教育長になられて町の教育方針に対してどういったことを具体的に実施されて、どういった成果を築き上げられたのか教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 穂園教育長の実績についての御質問でございます。令和4年4月に就任していただいたからの1年9か月の間には様々な実績を残されておりますので、主なものについて述べさせていただきます。

まず、学校教育関連の人事関係であります。各学校に適材の職員を配置することに加え、大崎中学校への指導改善加配、小学校への英語セット加配などを県教育委員会に要望し、児童・生徒の学力向上に向けた人事を行っていただきました。

また、学力向上関係では、中学校3年生を対象にした学力アップセミナーにおいて、これまで夏期のみで開催していたものを、夏期と冬期の2回開催とし、これまで課題であった講座の指導者の確保を行うため、町と連携協定を結んでいる鹿児島大学の学生の活用を行うなど、積極的に学力向上の推進を行われております。

また、各学校長を対象とした校長研修会においては、これまでの伝達型の研修ではなく、校長による実践発表などを取り入れた研修に改善され、そのほかにも文部科学省の地方教育アドバイザー制度を活用し、教育現場の課題解決を図られております。

さらには、各学校の状況を把握するために様々な行事にもあししげく通い、学校の様子を細かく観察されており、町内の問題行動、交通事故、いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラーなどの事案については随時報告を求め、実態把握と対応の助言

を行っていただきました。

特色のある教育活動としては、SDGs教育を推進し、大崎中学校の文部科学省優秀校の推薦、菱田小学校の環境教育ESD実践動画100選の入選など、すばらしい結果を残されておられます。

また、学校教育における業務改善の一環として、教育委員会管理課に初めて学校教育指導官を配置し、指導主事業務の補助や学校からの相談への対応体制を強化されております。

社会教育関連におきましては、学校図書館と地域図書館の併用を推進するため、野方小学校、中沖小学校、菱田小学校の3校での取組を目指されており、まず、野方小学校において、来年度開設していく予定とされております。

さらには、町制90周年に向け、令和4年度から準備を重ねて町史を編纂中であり、令和5年度には大崎町史編纂調査部会及び大崎町史編纂委員会を設置して円滑な編纂に取り組んでおられます。

また、令和5年度から、町中央公民館2階大ホール前のスペースを有効活用する目的で、気軽に休憩や談話のできるスペースを設けるとともに、年間で誰もが写真や絵画、パネルなどを自由に展示できるような取組をされました。

また、令和5年度は、鹿児島県において国民体育大会が開催され、本町においてもデモンストラーションスポーツとして、7月にドッジボール、9月には正式種目としてビーチバレーボール競技を開催し、両大会においての成功に大きく尽力されました。

以上が、穂園教育長の主な実績だと思っております。私としましては、穂園氏が今日に至るまでの1年9か月間、本町教育長として学校教育及び社会教育の振興のため、日夜精励され、その手腕をいかんなく発揮してこられたと思っております。また、実直で温厚な性格でもあり、誰からにも好かれる人物であり、教育長として高く評価しているところであります。

以上のようなことで、穂園氏を引き続き教育長に任命したいと提案したものであります。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑ございませんか。

○10番（中山美幸君） ちょっと質問したいと思いますが。提案されております人事案件についてでございますけれども、非常に履歴書等々、先般説明を受けたわけですが、私が若干危惧するところは、学校現場、教育現場においては非常に卓越されたと言いますか、経験豊富であろうと思いますが、一方、行政について、県教委とつながり、そういった行政部分でこういった施策を今後打っていかれるのか、私は

若干そこに不安を持っているはずですね。この経歴から見ますと、社会教育については十分私は卓越された能力を発揮されるだろうと思いますが、行政とのつながり、やはり教育長としては教職員の人事案件であったり、それに類する事項、そういったものについて能力と言いましょか、経験と言いましょか、そういったものが私は必要ではないのかなと考えておりますので、その点について、今後、どのような御意向と言いましょか、決意を持って町長はこれを推薦されているのか。その点についてお示しをいただきたいと思ひます。

○町長（東 靖弘君） 質問されました中山議員も、穂園教育長の人なりということについては十分御承知されているところでの質問でございます。

我々も長いおつきあいの中で、県庁での社会教育、あるいは生涯学習課長としていろいろな自治体の中での指導も努めてこられておりますので、今までの取組は卓越したものと捉えております。ただ、御質問がありました、教育行政の分野でどういったふうを持っていくかということですが、今までの取組の中でもそういった教育行政に関することも十分認識を持って対応されておられますし、また、教育長に就任されて、まだ期間も少ないところではありますが、人事案件や人材育成、いろいろな面で不足している部分はそれだけ努力をされると理解しておりますし、もともと役場にも在籍しておられましたので、人格識見から見たときに逸脱するような行政を展開されるような人格ではありませんので、不足する部分については、これからも補っていかれると思ひます。教育長としては最適な提案ではないかと私は思っております。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより、同意第15号について採決いたします。
採決は、無記名投票をもって行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 議長（富重幸博君） 議事進行ですか。
○4番（平田慎一君） 教育長が同席されておりますが、除席の対象にはならないので
しょうか。このまま投票されるのでしょうか。
○議長（富重幸博君） 暫時休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時08分
再開 午前11時10分
-----○-----

- 議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

[教育長 退席]

- 議長（富重幸博君） ただいまの出席議員数は11人であります。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、中山美幸君、11番、
中倉広文君、1番、藤田香澄君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。
念のため申し上げます。本案を賛成とする諸君は賛成と、反対とする諸君は反対
と記載願います。

[投票用紙配付]

- 議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

- 議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。
これより投票に移ります。
職員の点呼に応じて順次投票を願います。
点呼いたします。

- 事務局長（宮本修一君） 議席番号、氏名の順で読み上げます。

1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、平田慎
一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、

宮本昭一議員、9番、吉原信雄議員、10番中山美幸議員、11番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。10番、中山美幸君、11番、中倉広文君、1番、藤田香澄君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、8票、反対、3票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。

よって、同意第15号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（富重幸博君） 日程第11「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のおおりに、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のおおりに、本町議会議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博君） 日程第12「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのおおりに、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のおおりに決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 5 年第 4 回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 2 2 分